

平成 2 0 年旭市議会第 1 回定例会委員会会議録目次

公営企業常任委員会 平成 2 0 年 3 月 1 0 日（月）

付議事件	1
出席委員	1
欠席委員	1
委員外出席者	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会	3
議案の説明、質疑	5
議案の採決	3 7
所管事項の報告	3 9
閉会	4 7

建設経済常任委員会 平成 2 0 年 3 月 1 1 日（火）

付議事件	5 1
出席委員	5 1
欠席委員	5 1
委員外出席者	5 1
説明のため出席した者	5 1
事務局職員出席者	5 2
開会	5 3
議案の説明、質疑	5 4
議案の採決	9 1
所管事項の報告	9 3
閉会	9 8

文教福祉常任委員会 平成20年3月12日（水）

付議事件	101
出席委員	101
欠席委員	102
委員外出席者	102
説明のため出席した者	102
事務局職員出席者	102
開会	103
議案の説明、質疑	104
議案の採決	191
所管事項の報告	194
陳情の審査	197
陳情の採決	199
閉会	200

総務常任委員会 平成20年3月13日（木）

付議事件	203
出席委員	203
欠席委員	203
説明のため出席した者	203
事務局職員出席者	204
開会	205
議案の説明、質疑	206
議案の採決	242
所管事項の報告	243
閉会	247

公 営 企 業 常 任 委 員 会

平成 20 年 3 月 10 日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 8 号 平成 20 年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 20 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 10 号 平成 20 年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 19 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 平成 19 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 16 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について
- 議案第 29 号 旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 30 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 31 号 旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について

出席委員（6 名）

委員長	日 下 昭 治	副委員長	木 内 欽 市
委員	林 一 哉	委員	向 後 和 夫
委員	高 木 武 雄	委員	林 俊 介

欠席委員（1 名）

委員 伊 藤 鐵

委員外出席者（2 名）

議長 明 智 忠 直 議員 林 一 雄

説明のため出席した者（１９名）

副市長	鈴木正美
水道課長	堀川茂博
病院事務次長	石鍋秀和
病院再整備 室の他担当 職	鎗木友孝
	１１名

病院事務部長	伊藤敬典
国民宿舎 支配人	野口國男
病院経理課長	鈴木清武
病院整備課長	永嶋英和

事務局職員出席者

事務局次長	宮本英一
主査	穴澤昭和

事務局次長	石毛健一
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（日下昭治） おはようございます。

大変お忙しい中、公営企業常任委員会、ご苦労さまでございます。

先の委員会構成の変更に伴いまして、委員長を務めさせていただくことになりました日下昭治でございます。執行部並びに委員の皆様方におかれましては、よろしくご指導、ご協力をお願いしたいと思います。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願いたいと思います。

この後、議会だより取材のため、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

なお、林一雄議員より、本委員会の傍聴をしたい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いしたいと思います。

また、報道関係者、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、あわせてご了解お願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのままお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、公営企業常任委員会を開会いたします。

なお、伊藤鐵委員におかれましては、健康上の理由により欠席させていただきたいとのことでしたので、ご了解願いたいと思います。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

議長、よろしく申し上げます。

○議長（明智忠直） どうも皆さん、おはようございます。

一雨ごとに本格的な春の訪れを感じさせるような季節になりました。

本日公営企業常任委員の皆さんには、早朝からご出席をいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

去る3月3日に本会議で36議案が付託されたわけでありますが、本公営企業常任委員会には10議案が付託されたわけであります。実質的な審議入りというようなことで、委員の皆さん方にはトップを切りまして委員会を開催していただくわけであります。十分なるご審議の上にひとつよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。大変どうもご苦労さまでございます。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、明智議長のご出席をいただきまして、公営企業常任委員会ということで、委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。また、委員会の構成も変わりましたが、引き続き執行部のほうをよろしくどうぞお願いいたします。

本日の委員会に執行部のほうからご審議をお願いいたしますのは、今、明智議長のほうからもお話がございましたが、10議案でございます。内訳といたしましては、当初予算の関係で議案第8号、第9号、第10号は水道事業、病院事業、国民宿舎事業の当初予算の関係でございます。補正予算の関係で、議案第14号、第15号、第16号でございますが、水道事業、病院事業、国民宿舎事業のそれぞれ19年度補正予算の関係でございます。それから、残り4号でございますが、条例改正関係でございます。議案第29号は、水道事業の職員の給与、基準に関する条例の一部改正、同じく議案第30号は病院関係の職員の給与、基準に関する条例の一部改正でございます。議案第31号は、病院事業の使用料、手数料条例の一部改正でございます。議案第32号は、国民宿舎の使用料条例の一部改正でございます。

以上、10議案でございます。

執行部といたしましても、委員の皆様方から質問に対しまして簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ありがとうございます。

ここで、鈴木副市長は所用のため退席をいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 6分

(副市長退席)

再開 午前10時 6分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明、質疑

○委員長（日下昭治） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして本委員会に付託された議案は、議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について、議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の決議について、議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定についての10議案であります。

これより、付託議案の審査を行います。

初めに、議案第8号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 特に補足することはありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後和夫） 向後です。

議案第8号について若干の質問をさせていただきます。

昨年第1回の公営企業の常任委員会の中で、水道加入をしたのが約2,000件については

使用されていないということでしたけれども、それにつきまして、若干の改善がなされたのかどうか、その辺をまず伺いをしたいと思います。

それから、やはりその時に、水道について岩井地区、そして干潟地区の一部においては、銚子市から引いたほうが、あるいは匝瑳市から引いたほうが安上がりだという部分がありましたが、その辺についても前回の昨年度の常任委員会の中では、今、宮本課長の答弁の中で、その辺も考慮に入れて進めていきたいという答弁がなされておりますけれども、その辺につきましてもひとつ伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後和夫委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 今、ご質問の第1点目でございますけれども、これは加入をしていて実際に使用をしていないといえますか、そういう世帯のご質問だと思いますけれども、よろしいでしょうか。

約1,500件ちょっと欠けるぐらいあるんですけれども、実は19年度におきましても戸別訪問によりまして加入促進を行っております。ただ、非常に地下水の依存度が高いといえますか、地下水といいましても、特に、19年度におきましては飯岡地区を重点的にやったわけなんですけれども、実際には旧簡易水道というのは存在しないわけなんですけれども、ただ、実際には管はそのままになっているということで、山から取った地下水約12か所、飯岡地区エリアだけでございます。それらが全部生きたままになっているということで、もちろん水質検査等も行いながら、地下水の水質検査でございますけれども、組合長にご協力をいただきながら、加入促進をしているわけなんですけれども、なかなか10軒に1軒ぐらいは実績としては上がっております。当然戸別もやれば、それから組合長とも個々に何度も加入促進の啓発をいたしました。

それから、第2点目の岩井東部でございますけれども、こちらにつきましては、合併前の旧海上町からの要望もあるわけなんですけれども、しかしながら、岩井東部というところは10軒ぐらいあるんですけれども、1軒1軒が数百メートルから、距離が長いのは1キロも離れているというような状況がございまして、また一方では、銚子市と隣接しているために、銚子市の水道は隣まで来ているという経緯もあります。

そのようなことで、銚子市の水道と昨年の4月に、私どもが行きまして交渉したわけなんですけれども、水道事業につきましては、水道区域というのは設定されておまして、当然行政

区域内ということになりますけれども、ただ、融通し合えないかということで交渉したわけですが、残念ながら、4月に行きまして1か月後に回答がございまして、現状においては国のほうで現地の調査等があった場合に困るということで、銚子市との交渉のほうはうまくいきませんでした。

ただ、今後バイパスの工事等を踏まえて、水道事業にとってメリットが生み出せるものであれば考えていくといいますか、方向性を決めていかなければならないのではないかという認識はしております。ただ、現状においては多額の費用がかかるものですから、計画上は載っておりますけれども、すぐにというわけにはいかないような現況でございます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） ただいま課長の答弁がありました。

飯岡地区、俗に山の水道と言われている水であります。山の水道ができた当時は、上のほうも畑があまりなかったと。今現在はほとんど畑になって、上では農薬をまいているというようなことで、水質検査をすればかなり水が悪いのではなかろうかと。その辺もやはり住民に十分に周知をしてもらえれば、また市の水道も利用する方が増えるのではなかろうかと思われま。

それと、海上地区の水道の問題ですね。これは恐らく銚子市の長山地区に近いところだと思うんですが、合併前の海上町と飯岡町の三川地区ですが、海上に隣接する住宅があるんですが、その当時飯岡地区の住宅に対して海上のほうから水道管を引いていたという実績があるわけですね。ですから、その辺がありますから、岩井地区の長山に近いほうは何とか話をすれば、国がどうのこうのというより、やはり命の問題もかかわってくるわけですから、安全性の問題もかかわるわけですから、十分にその辺を銚子市ともっと話を進めてもらえれば何とかなるんじゃないかなと思いますが、よろしくどうぞお願いしたいと思いま。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） いろいろな角度から十分検討しながら進めたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 予算書の7ページの中で建設改良費、この中で拡張工事費の中に配水管の布設工事等というようになっております。約2億6,500万円強の予定額でございますけれども、この配水管の布設工事につきましては、主にどの辺の地区でどのくらいの距離を布設する予定になったのか、その辺をできれば詳しくお願いしたいと思います。

○委員長（日下昭治） 林俊介委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 予算書の7ページということで、拡張工事費になりますけれども、こちらのほう、概要につきまして、委員方に20年度の水道事業会計の建設改良費予算の主な工事内訳ということでお渡ししてございますけれども、資料はいつていますでしょうか。全協の時にいつていますけれども、主に工事費用の大きいものにつきましては、基本計画書に基づいてそれぞれの配水場が4つございますけれども、4つの配水場をそれぞれの配水能力に合った機能をできるだけ果たさせるということで、それにはループ化が大事ではないかということで、お手元に資料が無いようでございますけれども……。それじゃ、今、コピーのほうをやっていただけるそうですので。主にループ化というのは、簡単に言いますと、A地点があるとしたら、行きっ放しでは、これでは停滞水、あるいは水質の低下をしてしまいますので、AとBがたまたま行きっ放しになっていたら、つなぐことによって、水質改善、あるいは圧力低下というものを改善できるではないかというような工事が入ってございます。

それでは、ちょっと資料のほうを。よろしいでしょうか。資料がお手元に届いたようでございますので、初めに、ループ化配水管布設工事7,308万円です。これらにつきましては、鎌数地先、後草地先、それから見広地先、この3か所につきましては、行きっ放しになっている管をつなぎ合わせるということで、ループ化による増径等の配水管布設工事となっております。延長につきましても、そちらに口径と延長が入っておりますので、ちょっと省略させていただきますと思います。

それから、次に、給水未普及地区の解消配水管布設工事でございますけれども、こちらにつきましては3,009万3,000円ということで、鎌数地先、それから仁玉地先、高生地先、飯岡地先、三川地先、それから清和乙地先ということで、6か所入ってございます。

こちらにつきましては、未普及を拾いながら配水管を布設していくということでございま

す。ただ、こちらにつきましては、ほとんどが地元区からの要望とか、そういうものを踏まえているもの、あるいは水道課のほうとしても将来的に開発とかそういう可能性がある地域とか、そういう場合において、未普及解消地区の延長工事を予定しております。

それから、その次に、配水区域変更に伴う配水管布設工事でございますけれども、こちらにつきましては、県道飯岡片貝線、県道旭小見川線、これは先ほど言いましたそれぞれの配水能力に合った施設にするために、特に旭の配水場の能力が40%ぐらいしかないということで、余裕のある飯岡地区、これが県道飯岡片貝線になりますけれども、単年度ではできませんけれども、3年から4年かけて旭の配水管とつなごうというふうにしております。

それから、県道旭小見川線でございますけれども、こちらにつきましては、干潟の配水場がやはり能力に余裕がございます。ということで、新町のほうからやはり旭の配水場を支援しようということで計画をしております。

それから、緊急応援連絡管接続工事、こちらは県道飯岡停車場線になりますけれども、こちらにつきましては、海上の配水場と飯岡の配水場をそれぞれ連絡管で結ぶということで、これは海上と飯岡を結ぶという形です。

それから、そのほかに消火栓の新規設置工事等々がございます。これらについても区の要望等を踏まえて消防署のほうと協議したものでございます。

延長距離でございますけれども、大きな見出しの工事元で申し訳ございませんけれども、ループ化等（増径等配水管布設工事）が1,355メートル、それから未普及地区の解消配水管布設工事、こちらが977メートル、それから配水区域変更に伴う配水管布設工事が1,649メートル、それから緊急応援連絡管のほうは1つしかございませんので、196メートルということではよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 林委員。

○委員（林 俊介） 今詳しくは分かりましたけれども、実は今の課長の説明の中で、未普及地区の関係なんですけれども、これは地元区からの要請の多いところを中心に計画をしているということなんですけれども、過去に現在元管が入っていて、まるきり死に水になっている普及率の低いところが結構ある。しかしながら、地元からの正式な要請も早い時期にあって、それが何年も解消できない地域があるということで、非常に市民の中から不満も出ているというのは課長ご存じだと思います。

そうした中で、やはり必要性のあるところにもう少し配慮し、また接続の加入率の悪いところは、もう少し普及を推進するようなひとつ努力をお願いしたいというふうに、これは要

望でございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 答弁はよろしいでしょうか。

○委員（林 俊介） 要望でございますからよろしいです。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいま課長から、海上と飯岡を結ぶというお話があったんですが、これは具体的にどの辺かちょっとお伺いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） これは、飯岡バイパスのちょうど飯岡停車場線との交差点、一番大きな交差点になりますけれども、その付近になります。

これは、なぜこういう緊急連絡管が必要かということになりますけれども、飯岡の配水場については能力がいっぱいあるわけですが、例えば漏水事故、去年の暮れですが、飯岡地域におきまして、口径300ミリのメイン管が、水管橋なんですけれども、矢指川の水管橋が大漏水をしております。

そういう場合に末端がどうしても水圧が低下してしまいます。そういう関係でそういう場合においては緊急応援連絡管のバルブを開いて、ちょうどその付近は飯岡地域の一番末端になります。そういう事故等の場合においては、緊急連絡管がどうしても必要になると。

それから、三川地区の、これはこれから緊急工事をやるわけですが、やはり目那川の水管橋が、すべて老朽化なんですけれども、こちらのほうも今漏水しております。特に漏水事故等が起きた場合につなぐための緊急連絡管ということで、場所は飯岡バイパスと停車場線の交差点より少し南側ということになります。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 前に1回お尋ねしたと思うんですが、場所を言いますと、恵天堂がありますね。あれを上がっていくと飯岡の塙地区なんですけど、恵天堂のあの辺がちょっと水圧が低下しているというようなことがございました。

この件に関してはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 恵天堂のところの場所については、工事を終了いたしました。これは飯岡と海上を結びまして、水圧低下と、距離的にも近いので、これはさほど工事費はかからないで19年度で終了させていただきました。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） ちょっと関連で、これとは直接は関係ないんですが、例えば、もしあれだったら注意してください。中学校に貯水槽がありますね。夏休みとかその水を使わないで水がずっとたまっていたまに当然なるわけですけども、こういうのの雑菌の繁殖だとか、そういう心配はないのでしょうか。ちょっと心配になりましたもので、お願いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 受水槽につきましては、管理者は水道課から離れます。ただ、委員おっしゃるように、当然長期間使わない場合は水質が悪化いたします。場合によってはレジオネラ菌とかが発生する可能性もあります。ただ、それらにつきましては、受水槽を管理する側で適正な管理をしていただきたいというふうに思います。

最近の場合ですと、受水槽を置かない特に公立学校等でそういう場所も場合によってはあるように聞いております。それは委員おっしゃるとおり、長期間休みのような場合の水質の保全管理が厳しいということだと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第8号の質疑は終わります。

続いて、議案第9号について病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算について、再度補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

予算実施計画でございます。収益的収入のうち1款1項1目入院収益、2目外来収益につ

いてであります。

診療報酬改定における具体的数字はまだ出ておりませんが、報道によりますと、救急、産科、小児科医療や勤務医対策等についても優先配分されており、当院にとっては増収が見込まれます。

次に、2項3目負担金、交付金ですが、市の一般会計から繰り出される国からの地方交付税です。この予算額は、平成19年度の実績見込みを基に計上してあります。平成19年度の実績見込みは、平成19年当初予算に比べ金額1億6,208万円の増額になっております。

予算書の8ページをお開きください。

収益的支出、1款1項3目経費のうち委託費ですが、経費削減プロジェクトの成果により、電気設備、空調設備、警備業務委託料等を入札したことで、19年度当初予算からは3,100万円ほど削減となる見込みです。20年度はこの決算見込みを考慮し予算計上いたしました。

簡単でございますが、以上でご説明を終わります。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第9号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） まず、1点目に、予定貸借対照表13ページから、この項について2、3お伺いをします。

この中に減価償却の関連が載っております。減価償却の中に建物、建物附属、あるいはいろいろ5項目ほどございますけれども、この総額が減価償却として19億6,000万円、その建物個々の見込額がわかれば、これをお願いしたいと思います。物によっては建物等いろいろ償却年数が違うと思うんですけれども、予算書ですから、そこまで細かく出していないということであれば別ですけれども、見込額で結構ですから分かりましたらお願いします。

それと、会計予定貸借対照表の22ページ、資本の部の企業債、これが累計で141億円ぐらいになっております。その関連で、先日配布いただきました再整備の事業計画、それと20年度の差が4億6,000万円ぐらい出るような予定になっておりますけれども、これはどの辺からそういう原因が出たのか、取りあえずこの2点だけお願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、ここに個々の明細までは減価償却関係は持っていないんで

すが、固定資産台帳としまして建物で145件ございます。それから建物附属設備、これで366件、構築物58件、器具備品等で1万21点、あとそれに車両運搬具ということで、全部で1万609件ございます。それから無形固定資産ということで、電話加入権が1件、施設利用権が20件、開発費で233件、あと控除対象外消費税ということで68件、合計で312件というような数字になっています。

耐用年数なんですけれども、病院の建物、これについては39年にわたって減価償却をしていくと。それから建物附属設備、これは15年にわたって減価償却。それから構築物、駐車場とかそういうものなんですけれども、これが15年。器具及び備品、これはMR Iとかそういったものですね。これが6年。それから車両運搬具、こういったものが5年。それから地上権が5年、施設利用権、これが15年。それから寄宿舍用具関係ですね。これは47年。それからエレベーターが17年、造成工事が10年、パソコン4年というような、普通車は先ほど車両関係は5年と言いましたけれども、これは救急車とかバスとかそういったものが5年で、普通自動車については6年でやっております。そのほかに開発費等で5年ということで、個々のやつの明細を手元に持っておりませんので、総体の考え方として今言ったような形でやっております。従来だいたい20億円ちょっとぐらいずつ減価償却していたんですが、今年度は19億円ちょっとの減価償却という予定になっております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 失礼しました。ちょっと聞き漏れましたので、もう一度よろしいでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） これは中央病院再整備事業の事業性についてということであって、その中の資金繰りという中に入っているこういうもので、その中でこれから15年間の資金繰りの状況がグラフで示されております。その中で20年度当初を見ますと、借入金残高が136億3,800万円、そのように記載を、これはあくまでも予定なんですけれども、そういうように計画が立てられております。この20年が、それがこちらの企業債を見ると141億円、ですから、4億7,000万円くらいの計画と現実との差が出てくるわけであります。

そうした中で、予想されるのは、今年5億5,000万円ですか、企業債を借りるから、それと一緒にするとそのくらい多くなるのかなというような気はしますけれども、それは当然当初の計画に織り込んであったものと思われまして、その数字が瞬間的なものがこれから今後

これが影響されるのか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今回、費用を再整備の関係で投資の全体は変わらないんですけれども、工事費の案分ですね、それをやってみました。それで、前は7億円というようなことであつたんですけれども、今回そこら辺から考えますと、5億5,000万円で足りるというようなことで、変わりました。

ただし、市債につきましては、今も計画上は全体で209億円というような予定でありますので、長い間には借入れは同じだと。ただ、20年度予算に関しては若干の差が出たというような状況でございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） それでは、全体の借入金と同じだけれども、ただ前倒しで先に借りたから5億円近い借入金残高が多くなったということで、全体の中では変わらないということいいですか。では、これは2年目、3年目になればまたこの計画どおりになるということいいですか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これにつきましてなんですけれども、今の予定では、先ほどご説明しましたように、年間でちょっとずれが出てきたというようなことであります。何度も申し上げますけれども、全体では209億円というようなことで、長い間には今の予定でございますと、借入れはそのようなことで考えておりますので、将来的には変わってこないだろうというように考えております。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑ございませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） 初めてのことでなかなかまとまらなくてすみません。

43ページの建設改良工事、この中にいろいろ再整備計画が本格的に入ってきたと思うんですけれども、再整備計画が約10億円ぐらいですか。それとリニアック建築工事、これが3億3,000万円くらい入っていると思うんですけれども、このリニアックのほうの今の進捗状況、それと今年の予定をお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） リニアック事業に係る費用ということで、以前常任委員会でも少しご説明させてもらったことがあるんですが、平成19年度、今年度予算で文部科学省の申請予算というものをまず出しております。

それから、こちらのほうですが、20年度予算では設計監理料、これが1,350万円、内訳としまして設計料で900万円、監理料で450万円、それから建設工事費で2億9,820万円、それから漏洩検査、建物が完成した後に放射線漏れが無いかどうかという形での漏洩検査で約300万円、それから消費税で1,573万5,000円ということで、全部で3億3,043万5,000円、この分が20年度予算で計上されております。

現在入札を終わりました、20年度に入ってから文科省への申請、こういった手続に入る書類の作成を今やっているところでございます。

以上です。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足の説明をさせていただきます。

リニアックというのは放射線治療の装置でありまして、前段から少しお話をさせていただきます。なぜこれが必要かというところからお話をさせていただきます。

リニアックというのは放射線治療であって、使用時間というのが国の許可が決まっています。それで、現状ですと週5時間以内で、かつ3か月65時間以内というふうな制約がありまして、ところが、今非常にリニアックを受ける患者が増えてきておりまして、それでも現状では予約待ちが1か月とか1か月半というふうな状況になってきておりまして、そのために今患者については他の病院を紹介しているという状況であります。

そういう中で急遽リニアックのほうを、本来は再整備の中で整備すべき予定でありましたが、急遽リニアック棟を別に前倒しで建設をさせていただきたいと。それで、機器についてはこれから買いますけれども、建物も新年度予算の中でそれぞれ建設をしていくという状況でありまして、今ご質問のスケジュールでありますけれども、現在19年度予算の中で文科省への申請書類の作成だけは進めさせていただいております。

その中で、新年度予算が通りますと、これから文科省の書類をつくったりして、最終的には来年度の3月末に完成をして、文科省の検査を受けて来年度中にはリニアック棟での診察を開始したいというようなスケジュールで進めております。

概略は以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 今説明いただきました。それはこの前もらった資料に全部載っていると聞いたんですけども、ただ、今順調に進んでいるのかどうか、それとこれをやることによっての、言葉は悪いかもしれないけれども、我々業界ではすぐ経済効果と言っちゃうんですけども、増収というか、それはどの辺が見込まれるのか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今現在は、遮へい計算書の申請書類をつくっている最中でございます。先ほど委員のほうから経済的效果ということのご質問がございました。

このリニアックというのは、一患者の1回の照射時間というのは四、五分ぐらいしかないんですけども、実際には四、五分の照射を受けるに当たって、その前に患部を固定したりとか、そういうものでだいたい15分から20分ぐらいかかると。これを何回も何回もやるというふうな形で、実際に患者の1回当たりにかかる時間は本当にごくわずかですけども、現状1日の全体の病院での照射時間というのが限られていますので、今、がん患者というもののリニアックの放射線というものが非常に増している状況の中で、これをこのままの状態で行きますと、病院としては患者を制限せざるを得なくなります。そうしますと、近隣の設備がどこにあるかという、鹿島労災とか成田日赤、それから県立佐原病院、こういったところまで毎日ごくわずかの診察時間というか、治療のために行かなきゃいけないということになりますと、その家族とか本人に与える経済的不安とか、そういったものも大変なものになるだろうということで、病院としては早目にその辺を解決せざるを得ないという状況にあります。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 高木委員。

○委員（高木武雄） 私の質問が悪くて、経済効果なんて言って大変失礼します。

現在このリニアックで1日の患者、あるいは年間の患者がどれだけあって、今後これを倍にするとどれだけの患者数が収容されるか、その辺だったらはっきりわかると思いますけれども、お願いします。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 正確な数は今調べます。現在治療を受けているのはだいたい30人ぐらいということはつかんでおりますが、年間の患者数と、それから増やした時どのぐらいの患者を見込めるかという、この2点についてはもちろんこの中で後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○委員長（日下昭治） では、後で答弁をいただくということでよろしいでしょうか。
病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 今、部長のほうから言いましたように、現在治療中の患者というのが30人おります。これで今現在治療待ちの患者というのが、だいたい1か月から1.5か月ぐらいの治療待ちの患者が21名ぐらい。これは去年の12月ぐらいの数字なんですけれども、こういう状況下にあって、放射線治療なので、今すぐやらなきゃいけないという形、放射線以外にも投薬という部分もあるんですが、患者とすれば、一刻も早く治療をして直したいということで、急ぎの患者については近隣の鹿島とか成田日赤、そういったところに紹介していると。そうじゃない患者については、1か月から1.5か月ぐらい待っていただいて今治療しているというような状況で、一刻も早く新しいこのリニアック棟というのを建設したいというのが病院の考えでございます。

○委員長（日下昭治） ほかに。
向後委員。

○委員（向後和夫） 3点ほどお伺いします。9ページです。取り立て欠損金について、まず金額をお知らせ願いたいと思います。

それと、通常の取引ですと、貸すほうも相手を選ぶ権利があるわけでありますけれども、病院の場合には患者の生命を守るという中で、支払い能力のない方でも診なければならないという部分があって、ある面ではやむを得ない部分があるろうかと思います。

しかしながら、支払い能力がありながら払わないという患者も中にはあるのではなかろうかと思います。そういった部分での徴収をどのようになされているか、まずその辺もお伺いをしたいと思います。

それと、11ページ、再整備事業本館建設工事平成20年度分5億4,858万3,000円が予定をされております。この工事の内容をひとつお伺いしたいと思います。

それと、駐車場整備今年度分1億4,800万円が計上されております。本館工事に伴って駐車場が大幅に減るわけであります。そういった中で、あの辺は地価が安いから平面駐車場のほうがお金もかからないということだろうと思いますけれども、ただ、本館からかなり遠く

になってくるわけですね。外来患者の中には歩行も非常に困難な方もおられるわけでありま
すから、という面においても立体の駐車場を考えているかどうか、その辺もひとつ伺いし
たいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから、取り立て不納欠損金についてご説明
申し上げます。

入院、外来ともに治療後3年間を経過し、再三の請求にも全く入金の見込みのない治療費
の未納の患者、こういったものを時効3年というルールがありますので、そういった中で患
者の資産関係とかそういうものを見きわめながら不納欠損処理をしております。

18年度は32名の975万3,000円、19年度が94名の3,183万4,000円、19年度予算見込み、これ
は当初予算です、19年度の。19年度の決算見込みでは56名の1,039万3,700円というような形
になっております。

それから、20年度の予算については、32名の2,163万6,410円、これが20年度の不納欠損の
予算になっております。こちらのほうですが、先ほど言ったように、お金が無い患者も、要
は病院というのは診療の求めがあった場合に、医師法によって診察を拒否できないというよ
うなところでありますので、まず未納患者だからといって診察を拒否はしておりません。

そういった中で実際に資産があるのにお金を払わないとか、そういった者に対しては資産
調査等もしますし、それから少額訴訟というものを起こしまして、実際にやっております。

今、未納患者の専属で3名取り組んでおります。これは毎日督促をしたり面談したりして
います。それから、少なくとも月に1回は外訪活動というか、訪問活動をしまして、要は幾
ら督促しても連絡を寄こさないような患者に対しては、例えば2人1組になりまして外訪活
動しまして、実際に集金をすると。それから資産状況がどうなっているのか、生活状況がど
うなのか、そういったものを調査してまいっております。

以上、こういったものをやりながら、本当にお金がなくて払えない方と、お金があっても
払う気が無いような患者に対しては、これは法的な対応で、先ほど言ったように少額訴訟等
でこれは徹底的に病院のほうもやる所存でございます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私のほうから、今年度再整備事業のほうで5億4,800万円あるけれども、この内容ということですから、当面は全体の工事の中で、進捗に合わせて見たものです。そうしますと、工事の3%くらいの金額になるんですけれども、そんなことで当初、来年は20年度から着工する予定でありますので、地面を掘っての準備というようなことで、全体の180数億円の中では、大した工事は内容はその程度だと思っております。

それともう1点の駐車場の予定なんですけれども、今現在見ますと、一般駐車場のほうがだいたい760台くらいが不足になるというようなことでありまして、この駐車場の取得ということで、10か所程度用地を検討しております。

それで、その交渉に当たっているんですけれども、その状況ですけれども、おおむねよい返事をいただいております。患者駐車場につきましては、そういうようなことで、近くに確保できるのかなと思っております。

一方、職員のほうがその分不足になってくるわけなんですけれども、これにつきましても、引き続きそのような方法で交渉していきたいと考えております。職員のほうですけれども、万が一全体で足りないというような状況になった場合、旧ヘリポートというところに結構敷地が余っておりますので、そこら辺も考慮したいと思っております。

ご質問にありました立体を考えているのかということでは、立体を考えておりません。あくまでも平面で管理していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） だいたい分かりました。

この再整備事業であります、今いろいろ中央病院も新聞等にも書かれております。この一番の発端となったのが人材派遣の問題だろうと思います。ですから、本館の新築工事に当たりましては、透明性、公明性に十分に配慮した中で進めてもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、向後委員のご指摘のとおりでありまして、やはりきちっと事前にいろいろな形でご説明をしていくことが大事だと思っております。ですから、まずこれからこの予算を付けてご承認いただければ、来年度は当然発注に入るわけでありまして、

事前にきちっとまずは議会のほうにご説明をしながら、これから事業を進めていきたいと考えております。

○委員長（日下昭治） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号の質疑を継続します。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） 石鍋です。よろしくお願いします。

先ほどリニアックの増設の件でちょっとお答えいたします。

今、年間7,000名の患者が受診、治療をなさっています。それが2台になりますと、だいたい1万2,000人。と申しますのは、1日21名ほどお待ちいただいているということがございますので、その方を全体で見ますと、1万2,000人ほどの治療で1日50人程度はすべてできることになります。

その時の経済的な効果ですが、リニアック単体としては1回の放射線治療では約1万円弱ということですので、全体では6,300万円、それが1億800万円ということで、リニアック単体では収支的にこれで非常に大きく上がるとか下がるとかということではなくて、これに関連する化学療法、例えば投薬ですとか、それによって増収効果、これが期待できると。ただし、旭中央病院の場合はがんの拠点病院ですので、県内でも非常にがんの治療実績が実績としてもあるということで、今後どんどん集約されていくんじゃないかというような私は考えを持っております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はございませんか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 先ほどは医療収入が幾らかアップになるということで、大変いいなと思っておりますが、実際に18年4月には3.16%のマイナス改定があつて、そうすると単純に計算

すると、250億円の医療収入に3.16を掛けますと、何もしなければ7億9,000万円収入が減っているわけですね。それをしのいでいただけているので、相当ご苦労して頑張っているんだなど、こう感じるんですが、あとは、補助金、交付税とかこういうのが一般的には補助金とかに頼っている事業、農業だとかすべてそうですが、ほとんどが衰退しているんですね。補助金、交付税がカットされた時点でもう駄目になります。それを今一番心配するんですが、やがてはそういうことも想定に当然入れていると思うんですが、この点についてはどのようにお考えかちょっとお伺いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えいたします。

まず、補助金であります。補助金は16年からの三位一体改革で、1つは補助金をなくして税源を移譲していくという、併せて交付税のあり方を見直していくのが三位一体でありまして、少なくとも補助金については、国の補助金は明らかに減る傾向にあります。

例えば一番いい例が、救急に対する国庫補助はあったんです。これは国・県と合わせて補助でありましたけれども、これが補助制度がなくなっております。今あるのは、まだいろいろな研修病院としての補助とか、それから医療機械を買う時の補助とか、まだ補助が残っておりますけれども、補助金については今後は増えるよりもむしろ減る危険があるかなという感じがしております。

ただ、といっても、旭は旭で、この病院は相当担う役割が大きいものですから、すぐに減ったりということはないと思いますけれども、今後増えることはなかなか難しいというような見込みをしております。

あと、2点目の交付税でありますけれども、これは国のほうの交付税会計の状況いかにあります。今、国のほうは、かつて例えば平成10年前後でしょうか、景気対策でどんどん地方に事業をさせて、その分の将来交付税手当をするからということで、国は交付税会計、借金をしてまでどんどん交付税を配ったわけであります。ところが、今はそうはいかない状況になってきておりまして、交付税についてもできれば国は財政再建で減らしていきたいというふうな見込みが一方ではあります。

しかし、交付税は一定の税収が上がったものは地方に配分されるわけでありますから、これは何とも国のほうの見方次第であって、今、病院のほうでどうこうということはなかなか言いづらいと思いますけれども、1つ、病院として期待をしているのは、必要なところには

必要な交付税ということで、その点については期待をしているというような状況であります。

以上であります。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 必要なところには必要と、期待しているということでございますが、そういう点はやはり明るい見通しが立つんじゃないかなと、このように思います。

ここにある資料がありまして、人が定住する場所を求める時に、昔だと駅とか気候だとか、学校はどうか、そういった選択肢だったそうでございますが、現在はマスコミのアンケートすべての各社がトップに挙げているのが、医療問題だそうでございます。病気になった時に医者にかかることができるか。あるいは自分の子どもや孫が病気になった時に医者にかかるか。すばらしい医療技術の恩恵を受けることができるか、こういったのがトップだそうでございます。そうしますと、旭中央病院は、これはすべてクリアしているんじゃないかなと、こういったことを思います。

また、消防の救急の連絡の告知を受けてから病院に搬送するまでの時間、一番早く対応しているのがこの旭市だそうでございます。全体で2,687件の搬送がありながら、1時間以上要したのはたったの19件、0.7%だそうでございます。これは断トツに低くて、よそは山武地域なんかは相当高いです。ですから、旭中央病院は県下でこういう面はすべてトップなんですので、そういった面でのぜひ重要性を考えていただいて、交付税も減らされないようにということを強く強くお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第10号について、国民宿舎より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうからも補足説明につきましては、本会議で説明したとおりでございます。しかし、来年度はもう1年間、改めてご説明しますけれども、工事と並行いたしまして営業を続けることになります。

なお、この工事につきましてはの特別な利用者からの苦情等は一切入っておりません。したがって、利用者の方々からは十分ご理解をいただいた中で進めているということで解釈

をしております。

なお、スケジュールのほうですけれども、3月末で1階部分がすべて完成いたします。新年度につきましては、4月からの客室工事、これは11月まで続きますけれども、利用者への影響につきましては、最小限に抑えられるのではないかなというふうに考えておりますし、またそう抑えられるように努力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第10号について質疑がありましたら、お願いいたします。

向後委員。

○委員（向後和夫） ただいま支配人の説明がありましたが、この4月から客室のほうの工事にかかるということですが、2階のほうが各部屋にバス、トイレが付くということで、かなり客室が減ると思います。どのくらい減るのか、その辺をひとつ伺いをしたいと思えます。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、予算書にもお示ししたとおりでございます。4月から6月までが東館のほうの工事に入ります。客室につきましては、西館のみになりますので、22室が使えるというような形になります。

また、7月、8月は工事につきましてはお休みいたしますので、40室が客室として使えることになります。また秋から、9月、10月、11月と西館の工事に入りますので、新しく東館が完成いたしました18室のみが使えるという形になります。

なお、12月からは30室88名の収容ということで、新たにリニューアルが完成いたしまして、新しい営業になっていくという形になります。

なお、年間の利用者数ですけれども、1万4,600人ということで予定をさせていただきました。一番減る時期がこの4月から6月までが減るという形になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 向後委員。

○委員（向後和夫） そうすると、利用収益が平成19年度は1億8,173万7,000円、平成20年度は1億7,542万3,000円と約631万4,000円が減となっておりますが、それはその辺を加味した

中での予算だろうと思いますが。

○委員長（日下昭治） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 20年度の営業収益につきましては、料金改定をこれからまたご審議いただきますけれども、料金改定を予定しております。これが約1万人の1,000円ということで予定させていただきますが、これとの差し引きになりますけれども、4月から6月までを定員稼働率、通常ですと60%程度あるわけですが、17%まで落ちるということで今予想をしております。9月から11月につきましては、48%という形で見ております。この差し引きになりますけれども、そういった形の数字になるということでご理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、水道課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 補足のほうでございますけれども、お手元に、議員の皆様方のほうに公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画の公表についてということでご配布になっていると思いますけれども、この資料に基づいて説明したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

初めに、議案第14号につきましては、借り換えということで、これからご説明いたしますけれども、現在では高金利のものを借り換えをすることによりまして、116万円ほど軽減されるということになります。

その借り換えをする場合は、今回から公営企業経営健全化計画というものを出さなければいけないというふうになりました。資料の1枚目になりますけれども、国の地方財政対策の一環として、過去に高金利で借りた地方債の繰上償還及び借換が、旭市のほうは借り換えということになります。補償金なしで次の条件で認められることになりました。

期間が19年から21年の3年間。対象が金利が5%以上。要件は、こういう時代でございますので、経営健全化計画の国の承認と議会及び住民への公表ということで、公表に基づいて補足しようと思うものでございます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。別添2というふうになっておりますけれども、資料のほうを全部細かく説明しますと時間がかかりますので、かいつまんで説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、この資料につきましては、予算書とか、あるいは一部一致しないものがございますので、ご了承いただきたいと思います。あくまでも今回の措置に基づく計画書であるというふうにご理解をいただきたいと思います。

1ページ目の2のところに、財政指標等となっておりますけれども、累積欠損金が5億1,700万円、これは18年度現在でございます。それから、公営企業債の現在残高が31億9,700万円、これも18年度現在ということになります。

それから、下のほうに、本題のほうですけれども、4番目に一番下の表になりますけれども、公営企業経営健全化計画の基本方針等ということで記載されてございますけれども、計画の名前は旭市水道事業経営健全化計画ということになります。期間は先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、既存計画との関係、旭市水道事業基本計画、19年から28年度の10か年計画の関係ということになります。

それから、公表の方法ですけれども、旭市広報紙及びホームページ、それから本日の議会への説明ということになります。

基本方針といたしまして、財政の健全化を図るとともに効率的な水道事業を目指すということで、経営基盤の強化、それから定員管理の適正合理化、それから維持管理費等の縮減、民間活力の導入ということで基本方針を定めております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

公営企業債の金利の、最初に旧資金運用部の資金になりますけれども、6というところになりますね。平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況ということで、表になりまして、公営企業のところで上水道、5%から6%が1億8,746万5,000円、6%から7%が2億277万3,000円、高金利なものが15億959万1,000円と、7%以上が大変まだ残っております。

それから、一番下のほうの表になりますけれども、公営企業金融公庫資金ということで、公営企業債、右側へいきますと年6%から7%未満ということで、1,931万6,000円というふうに地方債の現在高の状況を示してございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。3ページのほうでございますけれども、

財務状況の分析ということで、財務上の特徴、旭市の水道は、地理的条件等により井戸水や湧き水の併用利用者が少なくなく、多いということですが、普及率は77.7%で全国平均91.2%、類似団体の平均93.1%を大きく下回っているということになります。

非常に水道事業を運営するには厳しい状況にあるということでございます。

それから、経営の課題ですが、先ほど4つの目標を掲げましたが、水道料金水準の適正化、これは18を対象にしておりますので、昨年19年4月1日に既に料金のほうは統一されておりますが、それ以前の内容となっております。

それから、定員管理でございますけれども、こちらについては給与費の割合が類似団体平均11.2%に対し9.3%と若干下回っていると。現状維持に努めるものの、職員の配置転換や組織再編などにより定員数増を抑制し、定員管理の適正化を図る。

それから、課題の3番目になりますけれども、維持管理費等サービス供給コストの削減合理化ということで、契約については一般競争入札を実施し、工事費等の縮減を図るということを目指しております。

それから、4番目ですが、民間的経営手法等の導入ということで、民間委託をこれからどんどん進めていこうというふうに思っております。

それから、留意事項として低迷する普及率の向上を図る。平成23年度までに82%を目標に掲げております。

続きまして、4ページのほう、料金収入。人口が減少する中でダウンサイジングをしているわけですが、水道については先ほど来申し上げておりますように、普及率が非常に低いために右肩上がりで計画することが例外的にできるということで、最初に収益的収支の料金収入を見ていただきますと、14年から16年、それから17年、18年、それから計画のところがちょっと太い線が入っておりますけれども、ずっと右肩上がりで料金収入も増えていく。加入率を、普及率を上げれば増えていくというふうな計画になっております。

それから、営業外収益のほうをご覧くださいと思います。他会計補助金、その他補助金については極力減らしていくということで、23年度には他会計補助金は2,400万円、その他補助金については2,100万円というふうに営業外収益のほうは極力減らしていくと、独立採算でいこうということを示してございます。

それから、これはわかりづらいんですが、真ん中よりちょっと下に当年度純利益（又は純損失）、それからその下に繰越利益剰余金又は累積欠損金という欄がございますけれども、よろしいでしょうか。この欄を見ていただきますと、初めに純利益のほうでござい

ますけれども、19年度には1億6,400万円を予定しております。昨年は4,000万円でしたので、これは水道料金を改定していただいたこと、あるいは普及率が上がっていくということ等の要因がございます。

それから、20年度にはちょっと下がりますけれども1億4,500万円、23年度は1億7,600万円ということで、純利益もどんどん上がっていくような計画になっております。

それから、下の欄の累積欠損金をご覧いただきたいと思います。

平成17年度には累積欠損金が5億5,800万円ございましたけれども、これは旧旭市と旧干潟町になりますけれども、合併時では旭市が3億5,572万7,425円の欠損金がございました。旧干潟町が2億9,119万2,028円の欠損金がございました。旧海上町と旧飯岡町が剰余金ということで、旧海上町が3,687万6,054円の剰余金がありました。旧飯岡町が2,436万1,150円の剰余金がありまして、差し引きますと欠損金は5億8,568万2,249円となっていたわけですが、それらにつきましても、23年度におきましては、3億1,100万円ということで、累積欠損金のほうもどんどん減っていくということがこの表でご理解いただけたと思います。

それから、5ページのほうをお開きいただきたいと思います。

一番上の企業債でございますけれども、こちらについても太い線が真ん中に入っていますけれども、それから右側が計画になりますけれども、企業債が1億3,800万円あったのが、23年度は7,600万円まで減っていくという状況になります。

それから、やはり資本的収支の建設改良費の欄をご覧いただきたいと思います。

これは、19年度で1億4,500万円、20年度で1億5,500万円、23年度は8,400万円ということになるわけですが、これについては、基本計画に基づいて計画的に事業を進めていくということになります。

次に、資本的支出の2番目の企業債償還金でございますけれども、19年度は4億5,400万円のところが、23年度は先ほど来申し上げておりますとおり、3億4,100万円ということで、どんどん減っていくということになります。

ということで、一番下のほうに企業債現在高についても同様に、23年度は17億2,200万円ということで、どんどん減っていくということになります。

続きまして、6ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の表になりますけれども、累積欠損金の比率（法適用）ということになっておりますけれども、この欄をご覧いただきたいと思います。やはり太線の右側平成19年度計画、ちょっと計画が当該年度でぎりぎりになっていますけれども、23.7%が21年度には2.5%、22

年度は0.0%ということで、累積欠損金につきましても、一気に解消していくということがこの表でご覧いただけたと思います。

表の比率等につきましては、下の注意書きに説明欄がございますので、ご参考いただければと思います。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

収支見通し策定の前提条件ということで、先ほども申し上げましたけれども、2番目から他会計繰入金の今後の資本費及び有収水量等により基準内繰入金を見込む。なお、基準外については20年度から既にいただかないということになっております。

それから、大規模投資のほうも、資産売却等による収入の見込みということでございますけれども、平成19年度から25年度まで合併による施設統合事業費を財源に企業債を見込みます。資産売却等による収益は見込まないということで記載してございます。

その他収支見通し策定に当たって前提としたもの、普及率を23年度までに82%まで向上させるということでございます。

続きまして、8ページですけれども、上のほうの表については、また最後にその他で中期計画を申し上げますので、そちらのほうがわかりやすくなっておりますので、説明のほうは省略させていただきます。一番下から2行目に、先ほど言いました入札の方法等についてが入っております。

それから、9ページをご覧いただきたいと思います。

9ページにつきましては、こちらも先ほど説明したとおりでございますので、この計画書の策定に当たっては市広報紙やホームページに決算・予算等の各種情報の公開を図るということで、現在、水道課のホームページのほうには既にいろいろな情報を掲載してございます。

例えば、周知につきましても、前期の経営状況についても掲載してございますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

10ページ、こちらについても先ほど来、重複いたしますので、説明のほうは割愛させていただきます。

最後に11ページ、これについても累積欠損金の比率とかになっておりますので、上の表は説明を割愛させていただきます。

②の経営状況、こちらにつきましては、ぜひ、19年度計画初年度になりますけれども、23年度と比較していただきたいと思います。給水人口についても当然5万6,000人から5万9,000人ということで、増えると。

それから、年間総有収水量についても5,830立方メートルから6,033立方メートルということで、こちらが増えると。それから、施設の能力でございますけれども、これは現在4つの配水場をそれぞれの能力に合った一体化を図っておりますので、こちらについては数字的には若干ということになりますけれども、それから稼働率のほうも78.2%から81%に当然上がっていくということでございます。

それから、給水原価については263円から逆に下がって235円になっていくということでございます。

ちょっと飛ばし飛ばしで申し訳ございませんけれども、後ほどぜひご覧になっていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 水道課の説明は終わりました。

議案第14号について、質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） すばらしい計画で本当に見応えのある計画だと思います。これには今後5年間では水道料金は上げないというような形になっています。

そうした中で、最後のページのほうで給水原価が下がるということになってはいますけれども、これはどういう原因でこのように下げることが可能なんでしょうか。

○委員長（日下昭治） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 給水原価は、これにつきましては、水道料金とはちょっと性質の違うものでございます。こちらについては、有収水量を経費から自宅工事費を差し引いたもので割り返したもののなんです。説明すると長くなりますので、後ほど委員に説明したいと思いますけれども、これは経営上の単価を示すものであって、水道料金とは違うものでございます。水道料金は1立方メートル当たり252円ということになっておりますけれども、それとはちょっと違いますので、よろしいでしょうか。

水道の専門用語で経理上使う用語で申し訳ないんですけれども、ということになります。

以上でございます。

○委員（高木武雄） そうしますと、水道課長、何か資料的なものはあるということなんですか。計算式が。

○水道課長（堀川茂博） それでは、後ほど計算式のほうをお示ししたいと思います。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算（第2号）について、再度補足説明を申し上げます。

9ページの実施計画内訳書をお開きください。収益的収入のうち、1款2項3目1節と3項1目3節負担金、交付金についてであります。三位一体改革が一段落したため、本来繰り入れられるべき金額1億6,208万円の増額を予定しました。

次に、資本的収入のうち、1款1項1目1節補助金についてであります。当院、飯岡診療所、東庄病院との医療連携促進のための地域診療情報連携推進費補助金2,431万7,000円や医療機械装置の更新のための国民健康保険調整交付金210万円の増額を予定いたしました。

簡単ではございますが、以上でご説明を終わります。

○委員長（日下昭治） 病院の説明が終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、国民宿舎のほうから補正予算のほうの補足説明ということでございます。

本会議で説明したとおり、経営改善を実施したことによります臨時職員の賃金を追加をさせていただきたいということでございます。

臨時職員の採用ですけれども、今年度4名を採用しております。そのほか現在4名が研修中でございまして、計8名を今年度一応採用したいということで考えております。その延長線上での増額要望ということでございます。

それでは、経営改善の内容ですけれども、特にサービス面で、スピーディでなおかつ親近感あふれるサービスを提供したいということが1つございます。したがって、良質な従

業員の確保が課題であったわけでございます。特にサービスの基準の向上につきましては、やはり重要性をさらに強化いたしまして、今までにないようなサービスにしなければならないという基本路線の中で進めてきたものでございます。

もう一つは、料理の改革がございまして。今までやはりワンパターンといいますか、パターン化していました料理のほうを、調理指導員を設置いたしまして厨房の業務の改善を行ったわけでございます。そのほか料理の構成といいますか、四季折々の構成を導き出すためにフードコーディネーターを使いまして、料理の手法についても改善をしたわけでございます。これらの業務の改善によって、臨時職員の賃金が増加したと、こういうことでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第16号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 料理の改革ということでございますが、料金がだいぶお高くなりますけれども、一般的に国民宿舎、市営というところ、お客様は安くて量が多くてとかそういう意識を持って来館するんじゃないかなと、このように思うんですけれども、先ほど利用者の数も1万4,600人とかとおっしゃっていましたが、一度来た人がよかったからまた来てくれるかなという、そういう印象を与えないと、一度は確かに訪れてくれるでしょうけれども、例えば銚子市辺りでも1泊でホテル辺りで、今従業員のサービスの向上等と言いましたけれども、極端な話、蝶ネクタイを締めたような方々が対応して、それで1万円ぐらいでホテルで宿泊できる。そうすると、飯岡荘がCコースですと1万3,000円ぐらいでしたか。これにそういった点で競争というか、そういったことをちょっと心配するんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、お答えいたします。

新しい料理の改善につきましては、この1年間十分協議をしてきましたし、また専門の先生のご指導もいただけてきました。実は、本日昼食の料理の新しい構成を考えるために、フードコーディネーターが来ておりまして、あす、写真撮りをするというような予定になっておりますが、新しい料理を体験していただくということで、モニター期間を実は設けさせていただきました。1月4日から1月14日まで11日間モニター期間を設けました。

ここで、実はアンケートをとったわけでございます。その結果、大まかに言いまして、97%の方から非常によかったというアンケートの結果が出ました。これは運営委員会のほうでも説明させていただきましたけれども、そういった面では非常にいいスタートが切れたのかなというふうに思います。

それともう一つ、新しい料理、今までの1.5倍から約2倍に食事量を上げたわけですがけれども、お客さんの反応ですがけれども、予約状況はどうかということですがけれども、2月分の結果が出ております。今までのAコース、昨年は505名の要望がございました。今年度は387名でございます。Bコースは127名だったのが、今年は235名ということでございます。Cコース、これは7,000円の料理になりますけれども、昨年はCコースといいますと4,200円の料理ですがけれども、104名だったものが、今年80名ということで、私も予約の受け付けをしますけれども、料理に関してもう少し不安感があったんですがけれども、非常にいい形で予約のほうを現在受けておりますので、その辺につきましては、若干まだ数字は上がってきませんがけれども、違和感のない予約が入ってきておりますので、ぜひひとつ、これから従業員一同頑張っていきたいと思っておりますので、そういう状況にございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） たまたま今料理の写真というあれが出たんですが、前回の写真はちょっと評判があまりよくなかったですね。うちの女房なんかも見ていまして、色が悪くて角度か何か光の関係だったのか、まずそんな料理に写っちゃったので、そちらのほうは色がちょっと悪かったですね。そこを十分配慮していただいて、それとあと、さっき言いました、飯岡荘はちょっとハンディがあると思うんですね。どこへ行くにしても、一般で来た人は、周りにホテルがいっぱいある所だといいいんですが、飯岡荘はあれ1軒ぼつりですから、そういった面でもちょっと銚子市のほうと比べちゃうとハンディがあるかなと思いますけれども、銚子市辺りのホテルに負けないということでいいんですか。そこをちょっとお願いします。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 色の問題、非常に申し訳ありません。確かにちょっと暗い感じがしたわけですがけれども、今度はがらっと変えまして、本格的な洋食あり、あるいは和食ありということで、バリエーションのある昼食を毎日実施したいということで今考えておりますので、写真も今度業者を変えましたので、そういう形になるように努力をしたいと思えます。

もう一つ、銚子の旅館等々の関係ですけれども、実はあまりほかのホテルとは比較をしていません、私自身は。ぜひ特筆したものを飯岡荘としては出していきたいというふうを考えております。

特に、料理面ではたくさんの方からご意見をいただきますけれども、もう少し安くしたほうがいいじゃないか、あるいはもう少し魚類を出したほうがいいんじゃないか、そんなご意見をいただきますけれども、やはりある程度の料金をいただかないと、それなりの料理はつくれません。あまり安く設定しますと、素材自体も悪いものを使うような形になりますので、先ほども説明したように、5,000円以上の料理が毎日予約が入ってきておりますので、数字的には追いつきませんけれども、十分他の宿舎とは闘っていけるような、そんな状況にあるというふうに私は思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 割安感というか、食材もそうですけれども、ビールなんか私が行くと、中瓶より大瓶があると何か得したような気分になって、あと、傍聴なさっている方、林議員もよくおっしゃっていたんですが、お酒も徳利が小さい上品なやつより、多少量が多いほうが国民宿舎らしくていいなとあるんですが、ビールとかは大瓶ですか、それとも中瓶になるんですか、小瓶ですか。お酒なんかはどうなんでしょう。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対し答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 種類のほうですけれども、ビールにつきましては大瓶でございます。また、酒につきましても、一合徳利のほかに二合徳利も用意しているわけございまして、その辺も非常に今いい形で注文を受けております。

誠に申し訳ないんですけれども、実は運営委員会の委員の意見はまるっきり反対でございまして、ビールにつきましては、中瓶にしろということ言われております。また、お酒につきましても、ぐっと底の上がったものを使ったらどうかということで、これは極端な今話をしましたけれども、もう少しその辺を考えて、量が多ければいいというものじゃなくて、そういう形で提供して、なおかつ単価ももう少し上げたらどうかと、こんな意見も実は運営委員会のほうでいただいておりますので、現在のところ今の形を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時10分

○委員長（日下昭治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

議案第29号について、水道課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） 議案第29号ということなんですけれども、大変恐縮ですけれども、先ほど議案第14号の公営企業の経営健全化計画の関係で、最後に給水原価のことについてお尋ねがございましたけれども、それをちょっと補足させていただいてよろしいでしょうか。

先ほどちょっと算式を言いましたけれども、有収水量分の経常費用マイナスの受託工事費ということで算式のほうは給水原価ということになるわけなんですけれども、19年度は263円、23年度は235円ということで、差があるわけなんですけれども、この理由でございますけれども、経費を節約して給水原価が下がるというふうになります。

それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○水道課長（堀川茂博） 申し訳ございません。

それでは、議案第29号でございますけれども、議案第29号につきましては、育児休業に関する法律の一部改正ということで、これにつきましては、本会議でいろいろ説明がございましたけれども、水道企業職員につきましても、一般会計の職員と同様の改正を行うということで補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 水道課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う改正であり、特に追加説明はございません。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 病院の説明は終わりました。

議案第30号について、質疑がありましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、病院より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院事務次長。

○病院事務次長（石鍋秀和） それでは、議案第31号、病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、追加説明をさせていただきます。

お手元の資料のとおり、診断書等の料金につきましては、過去10年以上見直しを行っておりません。今回見直しを行い適正化を図るという前提で検討しております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） ただいま病院の説明が終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第32号について、国民宿舎より補足して説明がありましたらお願いいたします。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） それでは、若干説明をさせていただきます。

これは改めて説明いたしますけれども、今回の施設の改修に伴いまして、宿舎環境が改善されるということでの料金改定でございます。

特に、今までは海水浴場があります。これからも海水浴場は存在しますが、これ以外での目的ができたということで、私のほうはとらえております。宿としましては88人収容の非常にコンパクトな宿に変わりますけれども、地場食材を利用いたしまして、おいしい料

理、そして旭市に来てくつろいでいただく、そういうことも大きな基本がございます。

その中で、算出根拠につきましては独立採算経営を基本にしたわけでございますけれども、特に目標値につきましては、年間1万7,000人程度を目標にしております。定員稼働率で言いますと、53%程度、現在稼働率は30%でございます。

それと、宿泊の消費単価ですけれども、基本単価を1万759円ということで目標を立てさせていただいたものから算出したものでございます。

なお、新しい食の関係の予約状況、それとアンケート結果につきましては、先ほど概要を説明したとおりでございます。宿泊料につきましては、現行より1,280円アップするというような形になりますけれども、かねてから利用客の皆さんにつきましては、客室内での洗面所またはトイレ等の要望が強かったわけでございます。そういったことで受け入れ体制の確立を図るため今回の改正となりました。利用者の理解につきましては、十分得たいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 国民宿舎の説明は終わりました。

議案第32号について、質疑がありましたらお願いいたします。

木内委員。

○委員（木内欽市） 2ページ目の備考の5ですか、夕食及び朝食の両方を利用しないときは、1,050円加算するというのは、素泊まりの人はこの泊りよりも1,050円払うということなんですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） ご質問のとおりでございます。朝食程度はいただきたいということの趣旨がございます。

というのは、例えばお一人で利用される場合等は、素泊まりでやられますと、非常に効率が悪くなるというような前提がありますけれども、決してそれが駄目ということじゃございません。例えばシーズン中とか、あるいは土曜日とか、こういう時に限ってはできるだけそういう形で食事をする方を優先してとりたいなという考え方がございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、一番安い朝食は何パターンあるんですか。幾らですか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） 朝食につきましては、1,050円ということで1つのパターンのみでございます。なお、お子さんの食事につきましては、やはり年長者の方、あるいは幼少の方がおりますので、2つのパターンを用意しております。

以上でございます。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） そうすると、朝食を食べても食べなくても料金は同じということですね。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

国民宿舎支配人。

○国民宿舎支配人（野口國男） そのとおりでございます。できれば素泊まりは若干いただくという考え方ですので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（日下昭治） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特にないようですので、議案第32号の質疑は終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わります。

議案の採決

○委員長（日下昭治） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第8号、平成20年度旭市水道事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成20年度旭市病院事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成20年度旭市国民宿舎事業会計予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、平成19年度旭市水道事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第32号、旭市国民宿舎使用料条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（日下昭治） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（日下昭治） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（日下昭治） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告をしてください。

水道課長。

○水道課長（堀川茂博） お手元に配布してございますけれども、旭市水道事業中期経営計画書のほうを説明させていただきたいと思います。

こちらにつきましても、先ほども計画で、また今度も計画ということですが、先ほどののはあくまでも借り換えをするための経営健全化計画書ということで、これから説明いたします計画書とは微妙に数字が違いますので、その点ご容赦いただきたいと思います。

それでは、旭市水道事業中期経営計画につきまして、説明をさせていただきたいと思います。

計画の年次ですけれども、19年から23年度の5年間ということで、この計画書なんですけれども、水道課にもたくさんの計画書があるわけがございますけれども、この中期計画書に

つきましては、根拠は平成16年4月13日付で総務省の公営企業課長のほうから、地方公営企業の経営の総点検という通知が来ております。それから、さらに17年3月29日に、総務事務次官通知で、やはり総務省のほうから地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針ということで、集中改革プランというふうに言っておりますけれども、これを受けまして、旭市行政改革アクションプランが平成18年3月17日に策定されております。

さらに、平成17年8月26日付で、やはり総務省のほうから通知がございまして、16年の地方公営企業の経営の総点検の一部改正という通知がございまして。それらを受けて、本旭市水道事業中期計画を作成する必要があります。もちろん、水道には旭市水道事業基本計画がございまして。それも当然受けてやるということでございます。

公営企業につきましては、今年度中、うちのほうも非常に遅いですが、ぎりぎりになってしまいましたけれども、こういう中期経営計画を策定する必要があるということでございます。

初めに、計画策定の趣旨でございまして、合併以来の流れが入っております。当然この計画書も経営改革の推進ということになります。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

事業経営の基本方針ということで、経営計画の位置付けが記載されてございます。先ほど言いましたけれども、水道の事業計画とアクションプランを受けまして。さらには、地方公共団体における行政改革推進のための新たな集中改革プラン、すなわち旭市行政改革アクションプランを受けて計画を作りますというようになっております。当然公表も行います。

それで、(3)のほうに飛びますけれども、事業運営の目標ということで、こちらのほう8点ほど示してございます。この中に先ほどの健全化計画の中でもお話ししましたけれども、23年までに普及率82.5%を目指す。

それから、給水サービスの向上のために施設整備、管理体制の改善、技術向上に取り組むということです。

それから、3番目に配水計画の見直しを図ると。これは4つの配水場の能力に応じた配水エリアの設置ということになります。

それから、4番目に良質で安全な水道水が提供できるよう、水質管理・検査の充実を図るということで、これにつきましては、平成18年4月1日から、約31億円をかけまして高度浄水処理を開始しております。高度浄水開始以来、夏場の苦情というものは全くなくなっております。

それから、5番目に市民サービスの向上や経費削減に向けた業務のアウトソーシングを積極的に拡大し、徴収業務ではコンビニ収納、これは今年の10月ごろを予定しております。コンビニ収納により徴収率を向上します。

さらに、この計画には書いてございませんけれども、来年の平成21年4月から窓口業務、水道メーターの検針、それから水道料金の収納業務、開閉栓及び精算の業務をアウトソーシングする考えでございます。水道メーターの検針については、本年の4月から、今まで個人委託をしていたものを会社委託のほうに切り替えるという方向で進めております。

それから、6番目にコスト削減、人件費が一番厳しいわけでございますけれども、平成23年度までに職員を4人削減する目標でおります。

それから、7番目に環境保全への取り組みをより効率的、効果的に進める。

それから、8番目に災害に強い施設整備や復旧体制の整備を進める。

それから、3ページに移りまして、右側になりますけれども、経営基盤強化への取り組みに係る基本方針、効率的な事業経営を進める。

それから、業務運営の合理化・効率化、利用者サービスの向上に向け、これは総体的なことになりますけれども、民間への業務委託の推進、経費節減合理化、業務の簡素化・効率化等、経営基盤の強化に努めるというふうに規定してございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

先ほどの公営企業の経営健全化計画よりさらにこちらのほうが見やすくなっております。

初めに、収益的収入及び支出、こちらの営業収益の料金収入の欄、水道料金ということになりますけれども、こちらは19年度で14億5,300万6,000円ということですが、23年度には15億3,250万円ということで、ぐっと増えるようになっております。

それから、他会計補助金のほうも、19年度で2億7,902万5,000円ですが、4,464万7,000円と、これも極端に減ると。それから、その他については、これは9,000円から1万円ということになっておりますけれども、手数料ですので、あまり指標にはならないと思います。

それから、費用のほう、営業費用をご覧くださいますと、コスト削減が19年度で14億508万5,000円が、23年度には13億2,275万9,000円ということで、先ほどのにも関係しますが、営業費用、経費が削減されているというのがこの表でわかると思います。

それから、表の下のほうにいきまして、純利益、純損益をご覧くださいと思います。

19年度で1億4,768万8,000円が、23年度には1億7,821万円ということで、純損益も、こ

それは純利益ということですから、上がっていくということになります。

それから、累積欠損金についても、19年度は3億6,933万円あるわけですが、21年度には5,546万9,000円、22年度には逆に今度剰余になりまして、プラスに転じまして1億1,976万7,000円と、それから23年度になりますと2億9,797万7,000円というふうに逆に累積欠損金があったのが完全にプラスに転じるということになります。これが計画書の収益的収入及び支出になりますけれども、資本的収入及び支出のほうでございまして、こちらの支出の欄をご覧いただきたいと思いますが、企業償還金、こちらが19年度で4億7,827万4,000円ですが、23年度には3億4,062万4,000円ということで、償還金もどんどん減っていくことになります。

それから、5ページになります。中期指標というものが(2)に記載してございまして、こちらについては、総収支比率と営業収支比率まで、それぞれ連動しますが、総体の収益で指標を見ることになりますけれども、企業活動における収益性、企業固有の経済活動を見るということになります。そうしますと、どんどん右肩上がりになっていくというのがご覧いただけると思います。

それから、下から2行目の累積欠損比率でございまして、こちらは22年からゼロ円ということになります。

それから、将来需要の予想(3)になりますけれども、こちらにつきましては、給水人口が右肩上がりになっているのがご覧いただけると思います。それで、次の下の普及率も23年度までには82.5%まで引き上げようという予測をしております。

それから、一番下の設備投資計画でございまして、こちらについては、やはり基本計画に基づいて作成してございまして、ただし、工事額、20年度の予算を先ほどご承認いただきましたけれども、若干20年度につきましては、予算書と異なっておりますので、お伝えしておきます。

それから、6ページをお開きいただきたいと思います。

具体的な取り組みが記載されてございます。一番わかりやすいのが職員の②、中段からちょっと下になりますけれども、職員定数管理、こちらが19年度現在でございまして、20年度には1名最低減らす。それから、21年度、外部委託を進める中で21年度に15名にしてしまおうという計画でおります。アウトソーシングする以上は、反対に職員は削減しなければいけないという時代になっておりますので、それらをそのまま数字で表しております。

それから、③の民間的経営手法導入への取り組みでございまして、先ほど申し上げ

ましたとおりです。コンビニ収納も本年度から開始しますし、来年からは窓口業務等々につきましても、外部委託を進めるということになっております。

7 ページ目、これは取り組みとかそれらについて総合的にちょっと具体性を欠いておりますけれども、記載してございます。お話ししている内容と全く同じでございます。

それから、6 番目に計画達成状況の公表、公表時期は24年度ということで、公表方法につきましては、市のホームページ等により公表をいたしますということでございます。

以上で、旭市水道事業中期計画書についてご説明いたしましたけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長（日下昭治） ただいま所管事項の報告がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（日下昭治） 特に水道事業に対してはないということでございます。

引き続き、報告事項をお願いします。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私のほうからは、資料をお配りしてあると思いますが、先日 3 月 3 日付の千葉日報社に、「再整備是非論再燃か」というような記事が載りました。本当はこれをコピーしてお渡しすればいいんですが、著作権の関係があって、そういうことはできないということでありますので、ご理解がしづらいかと思いましたがけれども、千葉日報社の記事の引用とそれに対する病院の考え方ということで資料を作らせていただきました。

それから、一部数字等も違うものがありますので、それについてはまた添付の資料でご説明をさせていただきたいと思います。

資料はお配りされておりますでしょうか。

タイトルが千葉日報の記事（引用）に対する病院の考え方というものでございます。

まず、左側のほうの千葉日報社の、これはそっくりそのまま、原文どおりの引用でありますので、書いてあります。まず、①来年度、事業の全体を見直す経費削減プロジェクトをスタートさせるという記事が載っております。それに対しては、これは実は18年度から発足しているものでありまして、特に来年度から始まるというものではありません。病院としては常々経費削減ということで、いろいろな形のコストの費用、考え方等を出しておりまして、これについての削減プロジェクトは既に始まっているものであります。

それから、2 番目、ここはたくさん書いてありますが、来年度は空調、清掃に加え、これ

は今年度やったものでありますけれども、産業廃棄物処理委託、職員の食事提供業務にも着手、それからずっと下に書いてあります。右のほうの病院の考えでありますけれども、これはまだ決定ではありませんで、単なるコンサルタント会社からの提案文書の内容にすぎない状況であります。内容はまだ病院の中でもごく一部の者しか知らないような内容でありまして、これは千葉日報社の取材力によるものであります。

それから3つ目でありますけれども、この取り組みの背景にあるのは収益体質の悪化があるのは明らかというふうな表現があります。これについては、右のほうでありますけれども、国の三位一体改革による交付税の減、それから度重なる診療報酬改定など国の政策により、全国の自治体病院が大幅な収入減となっています。

これは、ですから、単に旭中央病院ばかりではなくて、現在どの病院も非常に収益体質が落ちてきている状況にあります。

それから、④でありますけれども、今年度は昨年12月までで単月赤字を3度記録した。それから、その下でありますけれども、今年度は前年度1年間で2度だった単月赤字を12月までで3度も記録した。差引収支の悪化は医療収益の伸び以上に医療費がかさんでいる。この部分は確かであります。右のほうは単月赤字の部分でありますけれども、修繕費など一度に大きな額が支出されると、単月で赤字が出る場合があります。また、物価高騰の中、確かに費用の伸びは大きいですが、だからこそ経費削減プロジェクトによる分析が必要というのが病院の認識であります。

それから、5番目であります。医療収益の増加に反し、収支差が縮小している理由として関係者は、ISOや電子カルテ導入による数億円単位の経費負担増を挙げている。これに對しまして、病院の考え方でありまして、ISO、それから電子カルテとも、地域医療連携の推進や業務の質の向上には必要なものであります。

それから、その下6番目でありますけれども、しかし12月までの累計利益金は9,400万円にとどまっていた。これは数字が違ひまして、右のほうの考え方でありまして、お付けしたA3の収支状況表という表がございます。その右側の右から2番目に平成19年度12月までの累計という欄がありますが、その一番下のところを見enいただきますと、当年度利益金という欄があります。右から2つ目のますの一番下です。これは12月末現在の病院の利益を表している数字であります。これは2億3,500万円余りの数字を計上しております。ですから、記事に書かれております9,400万円、これは明らかに数字が違ふということでありまして。

したがいまして、病院のほうの右側ですと、収支状況表では、2億3,500万円余りの利益を計上していますというふうに書かせていただきました。

それから、また資料に返っていただきますが、⑦でございます。千葉日報社の記事ですと急きょ国の特別交付税1億6,000万円の年度末繰り入れが決まり、見込み額に近づくことになったが、これがなければ再整備は計画初年度でつまずきかねなかったという記事であります。これについては右のほうであります。19年度予算は、18年度実績から税源移譲による2億円以上減額を見込んでいましたが、実際にはそれほど大きくありませんでした。本来の繰入額に近づいただけです。ということで、今回19年度の3月補正でも1億6,000万円余りの増額補正をしていただきましたけれども、これは交付税の数字が固まったことによるものでありまして、急に12月に決まったものではありません。

それから、また8番目であります。左側の千葉日報社の記事ですと、再整備により350億円以上に膨らむ同病院の起債は、今後の大幅な利益増が返済の裏づけという記事であります。これについては右のほうでありますけれども、企業債残高のピークは23年度の299億円です。それから返済財源は純利益の他、減価償却費等の内部留保資金を予定しています。これについては、資料を別にお付けをいたしました。

まず、ページが打ってありませんが、表の中に借入金残高の医業収益に対する割合というタイトルの表の、黄色くマーカーしてありますけれども、左側の上から3番目の表であります。借入金残高という表があります。この右へいっていただきまして、平成23年度、ここに299億100万円の数字があります。これが今見込んでおります起債残高のピークであります。また、その下にいただきますと、上の医業収益に対する割合というのがありまして、これが1.05倍です。つまり、医業収益に対する起債残高のピークであっても1.05倍ということで、決して大きな借り入れではないというふうに病院は理解をしております。

それから、もう1枚の資料で、内部留保というふうにタイトルの付いた資料があったと思います。数字はその下の表の年度末の合計の薄いブルーで塗った表が内部留保の合計額であります。この中には当然減価償却から純利益までのものが含まれております。

例えば、平成19年度ですと29億2,800万円の内部留保を見込んでおりますが、これを上のグラフで見ますと、それぞれを色分けしたものがこの棒グラフであります。このうちの薄いブルーが純利益であります。全体のうちの純利益というのはそれほど大きな率ではありません。ここで大きいのはやはり何と言っても減価償却費であります。これが将来の返済財源の大きなものになるということで、千葉日報社の記事の中の利益が返済の裏づけという部分は

必ずしも正確ではないというふうに病院は理解をしております。

またもとに戻っていただきまして、資料⑨であります。記事の内容ですと、昨年12月末に示された国の公立病院改革ガイドラインでは、建築単価が一定基準を上回る部分は交付税措置される事業債対象から除外することとされた。それから、基準は国立病院機構が採用している一床当たり1,500万円程度になると見られるという部分であります、これについては議会本会議でもお答えしましたけれども、除外することを検討するというのがガイドラインの書き方でありまして、それから、この1,500万円ということも、関係団体、これは全自病等の団体に確認をしましたけれども、まだはっきりした数字が示されているわけではありません。

以上、千葉日報社の記事に対して、一部訂正なり釈明なりということで、資料を説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○委員長（日下昭治） それでは、所管事項の報告がございましたが、何かお聞きしたいことがありますたらお願いしたいと思います。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今、事務部長のほうから、去る3月3日の千葉日報の報道されましたものの原文を私は持っておりますけれども、確かに数字的にも違っている、また誤った報道がされているということは、我々一市民も、この病院問題については、今一番関心のある時期でありまして、非常に不安を抱く要素をこういう形で報道される。しかし、病院側の説明によりますと、病院側の考え、あるいは安全だというような説明で、我々は安心するわけでありまして、こういう形のものを市民にも、誤った報道であると、ですから、これは間違いなく安心しろというようなPRも必要だと思いますので、その辺もこれから機会あるごとにひとつご努力をお願いしたいと思います。これは要望でございます。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございますか。

木内委員。

○委員（木内欽市） 当然こういう記事が出たということで、大幅に違っているということで、何か抗議というのか、そのような話はしたんでしょうか。

○委員長（日下昭治） 木内委員の質疑に対して答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 当然これは病院内部では考えました。その時に、病院には顧問弁護士が2人おります。こういう場合の対処、今回の記事の場合、何度か記事が出ておりま

すので、その時に実は検討したんですけれども、うちの顧問弁護士が言うには、直接新聞社に抗議するのは得策ではないと。当然新聞社としては表現の自由がありますし、記者も書く自由があります。ですから、病院から新聞社に対して直接抗議するのは得策ではなくて……

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） 途中ですが、企業ですから、もしも答えてまずいことであれば、それは結構ですからね。

○委員長（日下昭治） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ありがとうございます。当然そこも踏まえて、これは公開される中身でありますから、そこで、直接ではなくて、例えば第三者的なところにお話をするとか、あるいは先ほど向後委員からもお話がありましたけれども、やはりよく病院の中身をきちっと、もちろん議会は当然でありますけれども、市民に対しても説明するようなことをこれから考えていくのがいいんじゃないかということで、直接抗議というようなことは今のところはむしろ考えていないわけであります。

○委員長（日下昭治） 木内委員。

○委員（木内欽市） やはりこういった面での対応は迅速かつ的確に今後行っていく必要がありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（日下昭治） ほかに何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（日下昭治） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（日下昭治） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会公営企業常任委員会委員長 日 下 昭 治

建設経済常任委員会

平成20年3月11日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第 6 号 平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
議案第 7 号 平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
議案第11号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
議案第13号 平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
議案第26号 旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第35号 市道路線の認定及び廃止について
議案第36号 指定管理者の指定について

出席委員（6名）

委員長	嶋田哲純	副委員長	滑川公英
委員	嶋田茂樹	委員	平野浩
委員	林七巳	委員	平野忠作

欠席委員（なし）

委員外出席者（1名）

議長 明智忠直

説明のため出席した者（24名）

副市長	鈴木正美	商工観光課長	神原房雄
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	中野博之

農業委員会
事務局の他担当
農事その他職員
小田雄治
17名

事務局職員出席者

事務局長 宮本英一
事務局次長 石毛健一
主査 穴澤昭和

開会 午前10時 0分

○委員長（嶋田哲純） 皆さん、おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、建設経済常任委員会ということでご出席をいただきまして大変ありがとうございます。付託されました8議案につきまして、慎重にご審議のほどよろしくをお願いいたします。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） どうも皆さん、おはようございます。

本当に、こうすばらしい春本番の陽気になってまいりました。

本日、建設経済常任委員会を開催していただきまして、大変どうもありがとうございます。また、執行部の皆さん方には本当にこう説明においでをいただきましたことを、心から感謝を申し上げたいと思います。

きのうは、公営企業がトップを切って常任委員会審査をしたわけでありまして、きょうは2日目ということであります。3月議会に提案されました38議案、そのうちの36議案が付託をされたわけでありまして、本建設経済常任委員会には8議案が審査ということでございます。今、委員長からお話がありましたように、本年度の旭市の事業についての予算議会でもありますので、慎重に審議のほどよろしく願いを申し上げまして、ごあいさつに代える次第でございます。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして鈴木副市長よりごあいさつをお願い申し上げます。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、明智議長のご出席をいただきまして、建設経済常任委員会ということで、委員の

皆様には大変ご苦勞さまでございます。

委員会の構成も一部変わりましたが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会に、執行部のほうからご審議をお願いいたします案件は、先ほど話にございましたが、8件でございます。内訳といたしまして、当初予算の関係で1号議案が一般会計、6号議案が下水道事業特別会計、それから7号議案が農業集落排水事業会計でございます。

補正予算関係といたしましては、11号議案が一般会計、13号議案が農業集落排水事業特別会計でございます。

そのほかに条例の一部改正として、26号議案で旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部改正、議案第35号としましては市道路線の認定、廃止。それから議案第36号といたしまして指定管理者の指定について、以上8件の議案について審査をお願いしようとしております。執行部といたしましても、委員からの質問に対しまして簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議のほうをお願いいたします。ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（嶋田哲純） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、市道路線の認定及び廃止について、議案第36号、指定管理者の指定についての8議案であります。

なお、市民より、傍聴したい趣旨の申し出がありました。これを許可いたします。ご了承をお願い申し上げます。

しばらく休憩いたします。

委員の皆さんは、そのままお待ちください。

休憩 午前10時 6分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 7分

○委員長（嶋田哲純） それでは、休憩前に引き続き会議を開会いたします。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、商工観光課所管の5款労働費及び7款商工費について、主な予算の内容について説明いたします。

初めに、142ページになります。

5款労働費でございますが、労働費につきましては、前年に対して1,099万7,000円、25.3%の減という予算になります。減の主な理由につきましては、給与費につきまして職員4名の部分が3名、1名減ということの中が主なものでございます。

事業につきましては、143ページの説明欄3の働く婦人の家の活動費でございます。働く婦人の家の活動費につきましては、34講座、286回、736人を予定しております。新しい講座としましては、子どもを持つお母様方を対象にしまして読み聞かせ講座を実施いたします。それ以外のものについては、例年どおりの講座ということになります。

続きまして、7款になります。168ページからになりますのでお願いいたします。

7款商工費につきましては、20年度5億7,174万4,000円、65.1%、2億2,541万2,000円の増ということになります。増の主な内容につきましては、商工振興費で融資申し込みの増大に対応するため、中小企業金融対策資金の預託金を2,000万円増額しまして、8,000万円にいたしました。

それから、観光費で長熊スポーツ公園整備事業に2億1,800万円を予定するものでございます。これが増の内容でございます。主な予算の内容について説明いたします。

168ページ7款商工費、1項1目商工総務費でございますが、1億2,031万3,000円、これ

は商工観光課の事務的経費及び消費生活相談員によります消費相談業務等の経費でございます。

次に、169ページになります。2目商工振興費、1億5,035万3,000円で170ページの上段の説明欄をご覧くださいと思います。170ページ上段の説明欄、19節負担金補助及び交付金の商工会育成補助金1755万3,000円でございます。商工会の運営費の補助それから、商工会の事務局長、旭市観光協会の事務局長の人件費の助成ということになります。

次の説明欄の2、中小企業金融事業の21節貸付金は、先ほど説明いたしました市の中小企業融資資金制度に基づきまして、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たりまして、あらかじめ市が市内の6金融機関に預託を行うもので、8,000万円を預託をいたしまして、10倍の8億円までの融資が可能となるというものでございます。

22節補償金につきましては、代位弁済のための科目設定ということになっております。

次の説明欄3、制度融資資金利子補給事業の旭市中小企業融資資金の利子補給補助金1,580万4,000円、これは融資をしました貸付金に対する利子補給補助金で利子補給率は年2.5%でございます。

次の、商工業近代化資金利子補給補助金につきましては、合併前の干潟町の分の利子補給分でございます。合併前の干潟町については、利子補給2%ということで、これについては、20年度で終了する予定でございます。

次の、中小企業振興資金利子補給補助金171万5,000円につきましては、海上町及び飯岡町分の利子補給補助金でございます。海上町分につきましては、124万5,000円ということで利子補給率2%、26年までということになります。それから飯岡町分につきましては、47万円で利子補給率は1%、これは24年度までというふうになっております。

次の説明欄4、商業活性化推進事業の旭市商店街等活性化事業補助金254万円ですが、これは商業団体等が実施しますイベントや環境整備に助成するもので、4団体を見込んでおります。

次の、旭市商店街振興補助金1,258万円は商店街の活性化を図るためのプレミアム付き商品券の発行を、夏及び年末の2回予定するための費用として1,000万円、これが主なものでございます。

次に、旭市商店街等施設及び景観整備事業補助金210万円は、商店街の街路灯、フラッグ等の改修及び駐車場の借り上げの助成でございます。

次の商工業後継者海外研修補助金100万円につきましては、市内商工業に従事する後継者に対しまして、隔年で実施しております研修費補助でございます。

スターライトファンタジー事業補助金140万円につきましては、市内全域を作品会場とし

ましたイルミネーションに対する助成でございます。

次に、171ページになりますが、説明欄の5の中心市街地活性化対策事業270万5,000円でございます。これは中心市街地の空き店舗の活用でありまして、まちかどギャラリー「銀座」の管理運営の費用でございます。

19節中心市街地活性化委員会補助金10万円につきましては、商工会の会員、地域内商工業者、消費者、学識経験者で構成します委員会を設置しまして、駅前を含めました活性化策を模索するための補助金でございます。

次の説明欄6、企業誘致促進事業1,106万円、19節負担金補助及び交付金で鎌数工業団地C/D地区の企業誘致関係費100万円及び企業の立地に伴う排水処理施設等の企業誘致奨励助成金1,000万円でございます。

次の説明欄7、工業振興支援事業につきましては、干潟さくら台工業団地の調整池の維持管理費及び工業団地の排水に係る負担金でございます。

次に、172ページになります。

3目観光費は3億107万8,000円でございます。説明欄1の観光事務費につきましては、1,239万2,000円で、これは観光PR、観光団体等に対する補助金が主なものでありまして、新規なものとしましては、観光パンフレットの作成委託料でございます。

19節負担金補助及び交付金の2番目でございますが、観光協会補助金1,010万4,000円は旭市及び飯岡観光協会の運営補助金でございます。

次に、173ページになります。説明欄の2の観光施設管理費1,477万4,000円は、観光施設の維持管理費で、15節照明等改修工事というのがございます。これは飯岡地区の海岸にございますもので、腐食等によります飯岡地区の観光街路灯15基の改修工事でございます。

次の説明欄3、観光イベント事業1,053万円、174ページにあります。これは袋公園の桜まつり、七夕市民まつり、YOU・遊フェスティバル等のイベントの開催関係費用でございます。特に変わったところはありませんが、19節の負担金補助交付金の2番目、旭市砂の彫刻美術展事業補助金に50万円を計上いたしました。

説明欄4、観光施設整備事業177万5,000円につきましては、観光案内板の作成委託料でございます。

175ページになります。説明欄5、海水浴場開設事業1,594万9,000円、これは飯岡、それと旭の矢指ヶ浦海水浴場2か所の開設に伴う費用でございます。主なものとしたしましては、13節委託料で2番目にございますが、監視員業務委託料、安全を確保するためのライフ

セーバー16人の費用791万2,000円とそれから15節海水浴場整備工事490万円につきましては、砂の撤去や臨時駐車場の整備等の費用でございます。

176ページになります。説明欄6、飯岡刑部岬展望館維持管理費1,198万1,000円、これは旭市が指定管理者になっております刑部岬展望館の管理運営に係る費用が主なものでございます。

177ページになります。17節土地購入費債務負担償還金242万2,000円につきましては、飯岡町で造成しました平成11年度上永井公園の用地取得に係る千葉県地方土地開発公社への償還金で20年度で完了となる見込みでございます。

次の説明欄7、長熊釣堀センターの管理費1,567万7,000円につきまして、これは長熊釣堀センターの運営管理に係る費用でございます。主なものとしましては、釣堀改修に係るヘラブナの購入費が主なものでございます。

178ページになります。説明欄8の長熊スポーツ公園整備事業2億1,800万円につきましては、長熊スポーツ公園の老朽化が著しいことから施設全体の改修工事でございます。

以上で、予算及び事業概要の説明を終わりにしまして、特に来年度の主要事業であります長熊スポーツ公園整備事業について、整備の具体的な内容についてちょっと説明いたします。

お手元に図面もあると思いますが、ここにもう少し大きい図面があるので、その図面を使ってちょっと説明したいと思います。

まず、釣堀でございますが、釣堀の整備につきましては、まず工期でございますが、春の釣堀大会が5月の連休の最後のほうに予定されておりますので、その春の釣堀大会が終了後に工事に着手したいというふうに考えております。ですから、6月ごろになるのかなというふうに思っております。

実際の整備の内容でございますが、本会議でちょっとご説明をしましたが、特徴といたしましては、使用面を考慮した中でこの堀削する発生土を活用するということで考えております。これを固化処理するということです。この発生土につきましては、合併する前の調査の中ではここを堀削してその土を処理するというふうになると、約1億五・六千万円の金がかかるということがありましたので、厳しい財政状況の中でどう整備をするかという中では、その外に排出しないでその土を活用した中でやれば、そういった事業費としても、その範囲の中である程度できるのかなという部分で考えて、こういうふうに進めていきたいというふうに思っております。

工事なんですけど、まず、ここの現在ある溜めの水を1メートルぐらいまで水抜きをします。

その後に固化処理をしました発生土を利用しまして、3メートルから5.6メートルまでありますけれども、これを堀削しながら固化剤を混ぜまして、これを全部こちらのほうに押していきます。それで、ここにこういった公園、親水公園的なものも造った中で市民の人に利用していただくという形を考えております。現在は一律2.5から3メートルぐらいですが、今申し上げましたとおり、その3メートルから5.6メートルまで変化をつけた釣堀にする。いろいろな釣りの釣り方ができるという形を考えております。この固化した部分についてはのり面を形成してきましてこういうところもあまり構わずに、土を固化した中でのり面をこういうふうに造っていくという形、あとの土をこちらへこう持ってくるという形で考えております。

整備しましたこの堤防につきましては、ちょっと絵がかいてありますけれども、植樹をします。そのほかにも休憩施設も設けまして、あと水路、この水路ありますが、そういった水路。この場所は3か所から自然水が入っています。ここにちょっとありますけれども、この部分とそれとこの部分とこの部分、この3か所にますを造って水路を造ります。この面積は約2,500平方メートルという部分でございます。ですから、ここに、市民であったり、子どもであったり、そういう釣りの場にしたいというふうに。また、こちらの部分についても子どもたちが簡単に釣りができるようなものも考えていきたいなというふうに、こちらについては有料の料金を徴した中での釣堀。

それから、この浮き栈橋ですが、現在は5本ございますが、老朽化しておりますので、全部撤去して新しい栈橋を6本造ります。それで、今まではこの間隔が40メートルあったわけですが、40メートルというと普通のやり方でいくと魚が割と真ん中に寄っているとあまり釣れないということもありますので、一番適切なのは25メートルぐらいというのがありますので、これを25メートル間隔ぐらいにこう分けて栈橋を造ると。

それから、釣り座ですけれども、釣り座も現在1.8メートルで、ちょっと狭いという、ぶつかるといいうのもあって、雨が降ったり寒い日はテントも張りますので、狭いという部分でやはりゆったり座れるように2.7メートルに広げます。広げた中で釣るというふうに考えております。こういったふうにすることによってくまなく釣りが、そういうことができると。また、障害者用の釣り座についても今、検討しているところですが、ないし予定している、そういう予定でございます。

水の、先ほど申し上げましたように、この3か所から入ってきますので、この流入部にますを付けまして、汚泥等の不純物を取り除いてから水が入るような形を考えていきたいと。

排水処理につきましては、かなりのヘドロ等がこう長年の間にはできるわけではありますが、今度はそういう部分について、対策を考えまして、ここにろ過装置を付けまして、ある程度3メートルから5、6メートルと深くなっていますので、こっちのこういうふうに流れてくる形になりますので、ここにろ過器を付けた中で水ごとこれを受けて、水についてはこのまま受けて排水に落とすという形で、そういう形の中であまりヘドロが堆積しないような形を考えております。そのほか、トイレも新しいものを設置します。このトイレについては、釣堀からも使える、こちら公園側からも使えるような形で、両方から使えるような形で。あと現在あるトイレも改修したい。

続きまして、次の野球場とゲートボール場のほうですけれども、野球場につきましては、形がこういう現況の中で、こちらのほうが出ている形でこちらがこう狭くなっているのもう少し形をきちんとした中で、駐車場も確保できるような形に考えていきたいということ。それと、あと野球場からの球がこちらにこうかなり飛んでくるというのがありまして、それも考慮した中での配置を考えていきたい。あと全体の排水があまりよくありません。こちらにも一応流れる系統あるんですが、もうつぶれておりまして、現在、あまり活用していないということの中で、ある程度、暗渠を配置した中でこの排水をきちんとしていと思っています。それと、野球場ではございますけれども、これにつきましては、かなり外野も広がっておりますので、こういった所についてはゲートボールだけではなくて、グラウンドゴルフ等もできるようにというそういう予定でいます。ゲートボール場につきましては、現在6面あるんですけれども、これを4面にして2面減らしまして、釣り客もかなりの人数おりますので、駐車場の確保ということでこちらに59台と大型2台、こちらにも100台ぐらいは停まれるような駐車場を考えています。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） ただいま、商工観光課長の説明は終わりました。

あと、担当課の説明はございますか。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは予算書のページが戻りますけれども、6款の農林水産業費につきまして、冒頭が農業委員会関係でございますので、簡単にご説明申し上げます。146ページをお開きいただきたいと思います。

まず、1項1目農業委員会費でございますが、1,715万円が農業委員会事務局にかかわるすべてでございます。内訳は説明欄にございますように、1の農業委員報酬1,240万円、こ

れは会長以下27人の委員報酬でございます。

それから2の農業委員会運営費360万9,000円でございます。

次のページになりますが、説明欄3の農業者年金業務委託費113万3,000円でございますけれども、これは農業者年金の被保険者及び受給権者等からの相談申請事務につきまして農業者年金基金から委託を受けて行う事務事業の推進費でございます。

なお、今年は農業委員改選の年となっておりますが、これに伴います選挙事務費、一般的な費用にかかりますものにつきましては、総務費のほうに計上されております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ありがとうございます。

次に、農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、すみません。農水産課でかかります事業につきまして若干説明をさせていただきます。

予算書の最初に150ページのほうお目通しいただきたいと思います。

農業振興費の中に実は150ページ、19負担金補助及び交付金というものがございます。そのこの欄の5番目の生産育成事業補助金85万2,000円につきましてご説明させていただきます。これにつきましては、12月の補正でご審議いただきまして、現在取り組んでおります。トマトの黄化葉巻病の対策の一部でございます。この春先からまだ防虫ネットを設置したいという方が何人かいらっしゃる。そんなことで市内全域でこの病気、害虫を駆除しよう、そんなことで20年度につきましても、若干の補助金を用意させていただきました。補助事業、事業費の2分の1以内を生産者の方に使っていただく。

現在、実は千葉県の中でもこの病気につきまして、対策をしようということで20年度予算で、県としましても実は補助金を用意されているということで既に聞いております。ただ、2分の1以内ですけれども、上限が千葉県ありまして、10アール当たり補助金としましては2万円。ですから事業費的には、県としては4万円をみなしてその2分の1、2万円を上限とする。この2万円というのはなかなか実態と合っていないという部分がちょっとありまして、現在、県の事業とこの市の事業をうまくかみ合わせて、農業者の方に2分の1以内の支援ができないかなと、そんなことで県の補助金も視野に入れながら、市のこの事業も実施していきたいというふうに考えております。

さらに、予算書の151ページの説明欄の3の制度資金利子補給事業、ここにつきまして、ご説明させていただきます。これにつきましては、農業近代化資金、あるいは農業経営基盤

強化資金利子補給、農業経営基盤強化資金利子補給というのは、これは実はいわゆるスーパーL資金、農林漁業金融公庫資金の制度融資に対しましての補助金でございます。既にご承知のように19年から3か年21年の間につきまして、農政の集中期間ということで近代化資金あるいは基盤強化資金、無利子という制度資金になっております。これ3か年に借入れを起こしますと、償還期間中ずっと無利子になるという制度でございます。ただ、一部市内の農業者の方、まだまだ浸透すべてということで我々も理解しております。そんなことで、これにつきましては、啓蒙を20年進めていきたい、そういうふうに考えております。

さらに飛びまして申し訳ありません。155ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

155ページのところに説明欄の13、傾向と対策事業ということで掲げさせていただきました。これにつきましては、干潟地区の萬力2期地区、平成20年からメーン工事が入りますけれども、これに併せまして、施設園芸の整備をしたいということで昔の構造改善事業、現在は傾向と対策事業という名前になっております。これを使いまして、水耕栽培のトマトを作りたいという法人がいらっしゃいます。面積的には6,516平米の施設を整備したい。事業費的には約1億8,000万円、その2分の1を国から支援を受けまして補助をするものでございます。

さらに、予算書のほう159ページのほうお目通しいただきたいと思います。159ページの説明欄の5というところに経営体育成基盤整備事業がございます、この中に実は19の負担金補助及び交付金の中に経営体育成基盤整備事業負担金約5,045万円計上させていただいております。その中の2,000万円が実は三川西部地区、平成20年につきまして、いろいろな基本の調査を行いたいということで、事業費的には3,000万円、そのうち市が2,000万円、大根土地改良区さんで1,000万円、都合事業費的には3,000万円でいろいろな調査を業務委託等をかけて実施をさせていただきたい。そういうふうに考えております。

さらに、一番下に土地改良事業費償還負担金ということで、8番、1億2,647万8,000円という金額を計上させていただいております。これにつきましては、東総用水土地改良区の中で、いろいろな事業を実施しまして、昭和56年から平成16年旧町の負担金につきまして、金融機関等から実は借入れで実施をしまして、毎年償還をしていたものでございます。高い金利ですと4.95%、安いところだと1.15%といういろいろな金利があります。今回、これをすべて繰上償還をしておもうというようなことの予算でございます。今回繰上償還をすることによりまして、これから毎年払っていくよりは実は1,840万円ほど差が出ます。そん

な判断で、今回すべての金額を繰上償還させていただきたいということで計上させていただきました。

さらに、162ページのほうをお目通しいただきたいと思います。162ページのほうには林業の総務費の中に保安林の植栽事業が実は掲げさせてあります。この中に工事請負費が約955万5,000円ありますけれども、一部旧旭市の海岸の保安林の植栽工事。それと平成20年につきましては、この中で今、食彩の宿いいおかのプールがございます。そのプールの実は南側が保安林でありますけれども、ちょっと若干荒れているということで、そこの保安林を一部本年から整備を進めたいということで計上させていただいております。

それと、さらに一番最後の165ページのほうをお目通しいただきたいと思います。

漁港の建設費ということで4目で計上させていただきました。水産基盤整備事業、これにつきましては、平成18年から平成23年間の期間で、県が実は国の補助金50%、県が39%、都合89%の国・県の補助、それに対しまして地元の負担金11%、これらのお金で実は漁港の西堤防これを今現在、改修をしております。ご承知のように改修の中身は現在、釣り人あるいは人が散策通することはまかりならんということで封鎖してありますけれども、これを整備することによりまして釣りができる堤防、あるいは人が散歩をできるような堤防、そういうようなことで現在平成23年完了に向かって動いております。市の負担金は11%ということで計上させていただいております。

以上、簡単でありますけれども、農水産課関係説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかの課でありましたら。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 最初の説明は183ページをお開き願いたいと思います。183ページの説明欄中段13の委託料のところですよ。2つ目の丸ぼつのところですよ。測量業務、これは地籍調査、国土調査なんですけれども、今年度というか20年度は最終干潟地区の秋田という所を行います。面積は0.48平方キロメートル、この辺は議案質疑でもありました。補助は4分の3でございます。75%です。

続きまして、185ページをお願いしたいと思います。185ページの一番下、説明欄です。2道路維持補修事業。節は13と15ですけれども、委託料と工事請負費。これにつきましては、道路の維持補修でございます。これも全協のときにご説明申し上げましたけれども、維持補修、道路改良と併せまして100路線ぐらいの工事を行いたいという、そんな計画でおります。

続きまして、186ページをお開き願いたいと思います。186ページの3 交通安全施設維持補修事業の15節工事請負費です。これはカーブミラーだとか標識だとか照明灯だとかガードレール、そういったものを工事するものでございます。

187ページをお願いしたいと思います。187ページの上のほうですけれども、15工事請負費ここに付きましても、道路改良工事、道路舗装工事、道路排水工事、この3種類ありますけれども、先ほどの維持補修工事と併せまして約100路線ほど工事を行いたいという項目でございます。

それから、同じページ説明欄3の排水路整備事業（十日市場地区）とあります。これは全体で1,077メートルの工事を行いまして、20年度で終了します。過去18年度は151メートル、19年度は636メートル、20年度は残りの290メートルをやるというものでありまして、まちづくり交付金事業でございます。

続きまして、188ページをお開き願いたいと思います。これは中央病院アクセス道路からの関係でございまして、節の番号で申し上げますと、17と22、17公有財産購入費、22補償補てん及び賠償金の部分でございます。これは、東西線、中央病院アクセス道の東西線、南北線一緒になっておりますけれども、用地を購入しなければならない地権者の人数と物件補償しなければならない地権者というか、物件を持っている方の人数をご報告申し上げたいと思います。全部で用地のほうは63人おります。物件のほうは15人おります。そういったことの現在用地交渉等を行っております。

それから、同じページの説明欄6、一番下になります。H-1-002号線というやつです。これは干潟地区の東総運動場長部地先ですけれども、東総運動場から大原幽学の記念館東側に通じる道路の歩道整備でございます。20年度は160メートルを行うということで、21年度が最終の予定になっております。

それから189ページ説明欄7の防衛施設周辺民生安定事業でございます。これにつきましては、恵天堂から塙新町の交差点に向けての道路改良事業でありまして、全部で2,200メートルを工事を行うということで、今日現在1,800メートルの工事を終えております。

20年度は塙新町の地区内の用地買収や物件補償等を行います。21年度にすべて終了と、そんな予定になっております。

190ページのところの説明欄を見たいと思いますけれども、17と22、17公有財産購入費と22補償補てん及び賠償金のところですが、これは塙新町の中の用地買収であり、補償補てんということになります。

建設課関係は以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにありませんか。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、194ページお願いしたいと思います。

街路整備事業谷丁場遊正線でございます。説明欄で説明させていただきます。13節委託料の設計業務委託料3,500万円、これは橋梁の詳細設計と道路の詳細設計でございます。そのうち橋梁設計に約1,700万円ほどかかります。

それから、17節公有財産購入費の道路用地購入費7,400万円は用地取得でございます。7件で面積で3,010平米でございます。

それから、22節の補償補てん、それから賠償金の補償金1億2,795万円は工作物の移転補償でございます。5件予定してございます。住宅、アパート、店舗等でございます。

それと同じく旭駅前広場整備事業でございます。説明欄の15節の工事請負費の代替地基盤整備工事200万円は、送迎用の駐車場とバスの回転広場等の整備事業でございます。

19節負担金補助及び交付金旭駅前線事業負担金2,457万円は、負担金として県に納めているものでございまして、19年度までの事業費の負担割合が国が55%、県が31.5%、市が13.5%でございましたけれども、今年度から臨時交付金制度が廃止となりまして、平成20年度からは県が国の負担分を持つ形になります。市としては負担割合は13.5%で変わりございません。

それから、195ページをお願いします。

干潟駅前広場整備事業であります。これ新規事業でございますので、全体事業についてご説明させていただきます。駅前広場が非常に狭い所に朝夕の通勤、通学の利用者による乱雑な駐車や送迎車両が入り乱れまして非常に危険な状況でございます。

また、駅前広場に隣接しております市の小公園には放置自転車がかなりございまして、景観的にもよくございません。このため安全で安心な駅利用と景観の改善を図る必要がございます。このため今後ＪＲ、県警、県の関係機関との協議に必要な基本的な資料の作成を行いまして、協議を進めていきたいと思っています。

平成21年度からは、まちづくり交付金事業であります。20年度からスタートしてございます干潟駅周辺地区整備事業に取り込んで、整備を図っていく予定でございます。

整備内容としましては、ＪＲ駅前広場と市有地を合わせました土地の有効利用を図って、

駅前広場入り口を一方通行としまして、動線をはっきり区別いたします。自転車置き場、送迎車両の停車場、それからタクシー駐車場、きちっと配置していきたいと考えております。

それでは、説明欄の13節委託料の測量業務委託料126万円は、駅前広場を含めた駅周辺の約5,000平方メートルの現況測量でございます。これは駅周辺の動線等を調査するために必要な地形測量でございます。東西100メートル、南北50メートルでございます。

それから、13節委託料の基本設計委託料262万5,000円は、現況調査、整備方針及び土地利用の検討、概算工事費等の算出でございます。

197ページをお願いいたします。あさひ健康パーク維持管理費でございます。これも全体事業についてご説明させていただきます。市民の健康増進、それから海岸地域の活性化及び振興を図っていくことを目的としまして、指定管理者によりパークゴルフ場の適切な運営及び維持管理業務を行ってまいります。今年の4月から指定管理者によりまして管理を行ってまいります。4月、5月の2か月間は暫定的な感じで、6月からが本格的な管理となります。パークゴルフの普及と利用促進を図ってまいります。

説明欄の13節委託料の落成記念式典業務委託110万円は、落成記念式典における用具の賃借料でございます。

同じく委託料のパークゴルフ指定管理料527万1,000円は、旭市福祉協会に支払う1年間分の指定管理料でございます。

同じく委託料、公園維持管理料735万円はパークゴルフ場全体の年間の定期的な維持管理費でございます。全体面積は2.9ヘクタールでございます。芝生、樹木の整枝それから薬剤散布、剪定等でございます。

198ページをお願いいたします。袋公園整備事業でございます。説明欄15節工事費の袋公園整備工事4,100万円は昨年度に引き続きまして、じゃぶじゃぶ池の残りの工事を行っていくものでございます。

それから、公有財産購入費、土地購入費1,492万2,000円は、先行取得してございます土地の買い戻しでございます。面積は959平米でございます。

198ページをお願いいたします。文化の杜公園整備事業でございます。説明欄13節委託料の実施設計1,950万円は設計と書類の作成でございます。

15節の工事請負費1,650万円は、公園用地として取得した部分の造成工事、植栽工事等でございます。

それから、17節公有財産購入費の土地購入費3億円は、公園用地としての土地取得費で

ざいます。予定面積は1万5,000平米を予定しています。

19節負担金補助及び交付金は、農地転用決済金でございます。

199ページをお願いします。下宿ふれあい公園整備事業でございます。これも新規事業でございますので、簡単に概要説明をさせていただきます。子どもたちが安心して遊べる広場や憩いの場、それから交流の場となるような多目的広場等の整備を行いまして、子どもからお年寄りまでの利用できる公園整備を行ってまいります。

また、災害時には避難場所として利用できる防災公園として、地域に密着した公園としての整備を図ってまいります。位置付けは近隣公園でございます。整備面積2ヘクタール未満の公園で、利用対象面積は半径500メートルに居住する者を利用の対象と考えております。整備内容でございますけれども、計画面積9,500平方メートル、施設としましては多目的広場、子ども広場、トイレ、駐車場等でございます。

説明欄17節公有財産購入費土地購入費9,500万円は、土地9,500平米での購入費用でございます。

200ページをお願いいたします。22節補償補てん及び賠償金500万円は、ハウスの補償でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにありませんか。

それでは、議案の審査は途中ではありますが、ここで11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

担当課の説明ございませんか。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） 平野でございます。

170ページの説明欄4番、商業活性化推進事業の中の19節のちょっと2番目にありますか、プレミアム商品券というのあれでございますよね。1,250万8,000円ですか。——あ、58万円ですね。これはだいたい市内のこの商店街、あるいはいろいろ商売をやっている人なんだろうけれども、どのくらいの加盟店と申しましょうか、お仲間入りしているのがあるのでしょうか。それと、これは毎年この額というのは使い切っているものなのでしょうか。その辺をひとつご説明お願いします。

○委員長（嶋田哲純） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） プレミアム付き商品券の発行事業でございますが、加盟店は540弱でございます。この540というのは合併をしまして1市3町の商店街の皆さんにも入っていただくというふうの中で勧誘したものでございます。

それと、全額使っているかということですが、当然、1,000万円という部分については、1割のプレミアムというふうになっていますので、1億円に対して1,000万円と。それと商店街独自にも3,000万円やっておりますので、そこにも1割、それは商店街独自の事業ということで。これにつきましては、2日で完売しております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにありませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 146ページの農業委員の人数なんですけれども、合併した当初、特に旭市の中央地区については大変ではないかというような話があったんですけれども、今年7月に選挙がありますが、農業委員会としては委員としてはどのくらいの、このままの人数で想定しているのでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁を求めます。

失礼しました。滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 152ページの売れる米づくり推進事業補助金というのは去年は1か所だったのかな、これはやはり萬歳だけなのでしょうか。それと、157ページの家畜伝染病予防事業補助金2,300万円ありますけれども、これは家畜全部に対してのことだと思うんで、牛とか豚とか鳥とかあるんで、できれば明細をお聞かせ願いたいと思います。

171ページの19節負担金補助金なんですけれども、企業誘致いただきましたけれども、こ

れ毎年1,000万円は出ているんですが、ほとんど企業が来ていないので予算案毎年出していますけれども、これどう、企業誘致できなかつたら意味がないと思うので、ただ、これ当てつけに出しているのかなと思ひまして。

もう一つ、172ページの19節の負担金補助金ですか、これの内容ですね。観光協会の補助金で1,000万円からありますけれども、飯岡と旭市の内容についてお願いしたいと。

それと、178ページの長熊スポーツ公園整備事業については、大変きめ細かい説明をいただきましてありがとうございました。一つお聞きしたいのは、今回魚をどうするのか、移動するのか、それとも途中に置いておくのか。それと湖底は3メートルから5.6メートルと言っていますけれども、それを平らなままにするのか。

それと、あと一番重要なのは普通釣堀については、多分今の釣堀は、ほとんどがヘドロがたまならないような構造にして造るというようなことを聞いているので、先ほどの説明では末端に5.6メートルの浄化装置を付けるということがありますが、それはどのような、湖底をどのような構造にしてそのようにやっているのか。それとも、前にこの計画が出た時からほかの釣堀とかそういうことをよく勉強して、ここに1億六千万円云々ということを出しているのか。

○委員長（嶋田哲純） それでは、順番にお願いします。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小田雄治） それでは、今年度改正されます農業委員選挙に関しまして、委員の数が地域に比較して少ないのではないかなというご心配ですけれども、ただいま農業委員の構成ですけれども、旭市内中選挙区制度を設けておりまして、5地区でこの選出委員が20人ございます。それから、推薦委員といたしまして議会推薦が法律に基づきまして4人、それから農業関係団体からの推薦が3人、合計27人で旭市農業委員会が構成されているわけですが、確かに合併されまして非常に管理面積が広いということで、この人数でちょっと骨かなという確かにそういうご意見もありましたですけれども、合併してワンクール3年が終わったということで、もう1回これを経験してみて、もう少し問題があれば議会等の協議を加えていってみたいということで、現在、そういう若干の気持ちはありますけれども、早急にということではまだないだろうということで、この間は役員会議中での話し合いがなされました。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 次をお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、ご質問の２点につきまして回答させていただきます。

152ページの先ほどありました説明欄６の豊かな産地づくり支援事業。この中に売れる米づくり推進事業補助金230万円計上させていただきました。これにつきましては、売れる米づくり推進事業補助金としましてＪＡちばみどりの旭自主開発米部会、ここの取り組みに対しまして、約18ヘクタール、10アール当たり１万円というような部分で180万円計上させていただいております。

それと、旭ブランド米確立支援事業補助金、ここで50万円ほど計上させていただきました。平成19年につきましては、この旭ブランド米確立支援事業補助金で萬歳米等の組織に対しまして、ＰＲ活動そういうものにつきまして補助をさせていただいております。

20年に向かいますと、できれば新しい組織を手を挙げたところを、そこを中心に次の地域での取り組みにつきまして、支援できればというような形で担当課としては考えております。

さらに、157ページの部分につきまして説明させていただきます。先ほどの家畜防疫対策事業2,303万7,000円の部分でございます。これにつきましては、牛の結核病、あるいはブルセラ病、ヨーネ病こういう牛の部分につきまして、１頭当たり1,310円、その２分の１ということで約市内の2,100頭を考えております。さらに牛のアカバネ病予防事業としまして、１頭当たり114円、これにつきまして680頭。さらに３種混合としまして１頭当たり135円、これを620頭それぞれ牛の対策として考えております。

さらに豚のオーエスキー病予防事業ということで、１頭当たり30円、65万頭を見込んでおります。

さらに、鳥の伝染病予防事業としまして１羽当たり１円で200万羽を考えております。

以上のような予算で家畜防疫を実施をしていきたい。ただ、この家畜防疫につきましては、特に豚等につきましては、毎年、毎年、補助じゃなくて20年からひとつ期間をなるべく区切って、すべて市内で病気対策をやって、できれば早く正常化したい。そんな動きで実施をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 171ページの企業誘致の関係でございますが、企業誘致奨励措

置助成金1,000万円、毎年計上してあるけれども、という、ないじゃないのという話ですが。これにつきましては、20年度につきましては、確かに今まではあった場合ということで計上しましたが、20年度につきましては、ご存じのとおり北総養鶏がございます。その部分として500万円程度今考えております。排水と植栽ということで、500万円程度。それと、これはまだお話ができないんですが、もう1社決まるんじゃないかなというふうに思っております。その会社についても500万円程度というのを見ておりますので、今年は予算措置のとおり使えるのかなというふうに思っております。

それから、172ページの観光協会の補助金の内訳というお話がございました。観光協会につきましては、旭市観光協会と飯岡観光協会があるわけですが、旭市観光協会の分につきましては、運営費として174万円、それとここに旧旭市からの予算の組み方ですが、七夕市民まつりが750万円入っておりますので、合わせて924万円ということになります。それと、飯岡観光協会補助金につきましては、運営費として86万4,000円、トータル1,010万4,000円ということになります。

それから最後の長熊の整備の関係でございますが、ヘドロ対策というのは当然どこもやっであるんじゃないかないかという話でございまして、従来の長熊の釣堀についてはそういう対策はなかったということの中で、今回バイオハウスというドラム缶7本分のこういう機械、何て言ったらいいのか分かりませんが、こういう部分のものを設置すると。それによってヘドロ対策はできるという部分に聞いております。このことにつきましては、このあとの問題もそうなんですが、去る1月17日に長熊の整備推進会議というのを開きまして、その中で小山敬三先生にもおいでをいただいた中で、そういった装置が必要ですよという部分もありましたので、それで対応ができるのかなと、ヘドロ対策もできるのかなというふうに思っております。

それから、堀削なんですけど、平らじゃなくてという部分で、3メートルから5.6メートルまでこういうふうに、深さによって違うというのは、そういう手法のほうの一つとしては、ヘドロの部分についても高い所から低い所へこう流れてくるという部分もありますし、釣りが何ていいますかね、釣りの種類じゃなくて、釣りの手法じゃなくて、そういう深い所を釣る、浅い所を釣る、その釣りざおの部分によっていろいろな釣りができるという部分があると、このほうがおもしろいという話もございましたので、そういう形での釣堀というふうになります。

それから、魚の移動でございますが、一つはこの北側の池、自然水が入ってくる、北側の

池がちょっと分離されています。そこに一応確保するという予定でいます。いますけれども、これについては、袋の溜池にもヘラブナを入れておりますので、これから打ち合わせをするんですけれども、もしかすると袋のほうにということも考えられるのかなと。とりあえず計画の中では北側の池にヘラブナを入れるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 長熊のことなんですけれども、湖底の構造ですか、それをちょっとお示しを願いたいんですよ。ただ、3メートルから5.6メートルただこういうように平らになっているのか、それとも3メートルの所で、もう簡単に言えばV字型にしてヘドロが一番5.6のほうに来るようにしているのか。それとあと大先輩の林議員もおりますけれども、観光協会のよく質問していただきたいと言われたのは、魚はそんなに大きい所にあったものがそんな小さい所にいて本当に半年の間生きていられるのかと、そんな無駄なことをなぜするんだと。できれば袋の東溜めないしは川口湖のほうに移設するのが常識じゃないのかというような話なんですけれど。今ちょっと課長もそのことは考えているとは言っていましたけれども、実際にどのようになるのか。6月から工事始まると言っていますが、その辺のことはもっと魚の詳しい人に聞いて、できれば移設したほうが死ななくて済むんじゃないかと思うんですよ。例えば面積でいえば10分の1とか、15分の1になるわけですから、どのようにお考えでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ヘラブナの件につきましては、先ほど申し上げましたけれども、一応北側に入れるということで了解は得ております。その中で小山さんからこれといって具体的な話はありませんでしたけれども、確かに委員おっしゃるような部分も危惧される部分も確かにございます。これについては、私のほうで決めるというわけにいきませんので、先ほど申し上げましたけれども、整備推進会議を実施設計ができましたら4月に開きますので、その中でそれも議題とした中で、皆さんの意見を聞いて対応していきたいというふうに思っております。

それから、船底というんですか、この部分については私が聞いた範囲ではそのうまく表現できないんですが、その浅い所と深い所の釣りの何ていうんですかね、楽しみというんです

か、楽しみ、そういう部分の中でその一定の深さよりも、そういった変化があったほうがいろいろな釣りが楽しめるという話を聞いておりますので、そういう深さ3メートルから5.6メートルというのは一つあります。ヘドロについては一般的に物は高い所から低い所へ流れるわけで、装置があつて、それを引いてくるわけじゃなくて、自然と循環をさせますのでそういう部分については下のほうに流れてくるので、そういったバイオマスを付けて、そこでヘドロを回収して、きれいな水だけをもう一回排水するという形を考えております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） ……（録音漏れ）……ヘドロが寄らないんじゃないかということで、もうちょっとこうV字型に湖底をして5.6メートルのほうに下げてくれば、だんだん寄るんじゃないかというようなアイデアをとっているところは結構あると。釣堀ではそういうことをやっているということを聞いているので、それでお考えは湖底の考え方は真っ平らのまま、ただ2.6メートルの勾配を付けるのか。それとも、その勾配の中でまたある程度U字とかVとかということを造って抜くのかとそういうことなんですよ。聞きますと、民間で釣堀やっているところは、そのような考えを持ってやっていると。何にもやらなかったらこれまた15年とか20年、まして高齢化社会になって6本の栈橋を造った場合には、もっとお客さんが入ってくることになれば、その抜いていかないと、ヘドロを取っていかないと必ずまた同じようなことができやすくなってしまうので、できればヘドロを集める構造に、湖底をヘドロを集める構造にしていただけない、同じに金をかけるのであれば、いただけないのかなということなんですけれどもね。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 今、委員おっしゃったとおりの形に、うまく説明できない、申し訳ありません。勾配を付けてあります。のりが2メートルで1メートル下がってきて、その下に水深3メートルの所からまた2.5%勾配をとって、その何ていいますかね、その中心に向けていくという部分になっていきますので、恐らく委員のおっしゃったような形になっていると思います。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） くどうですけれども、最初から設計上はもう2.6メートルの勾配は付いていますよと、そのほかに真ん中にも、例えばヘドロを誘導するような溝なり水路なり

をこれから付けるということですか。最初からその設計には出ているんですかということですよ。勾配だけのことを言っているんじゃないんですよ。勾配だと例えばこの幅が40メートル、50メートルあったら全部そこに寄るわけじゃないでしょうということ、勾配が付いていても。お客さんが多分、魚のふんとえさによってお客さんがたくさんいる所はヘドロが多く出るわけですからね。その底が堆積していくのも平らじゃないから勾配を付けておいたほうがいいんじゃないかというのが今まで民間で釣堀をやっているところはほとんど付いているというような話を聞いたんで、市はどう考えているんですかと聞いたんですよ。例えばこうなったほかにそれをV字になっているとか……。

○委員長（嶋田哲純） 質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 申し訳ありません。今言った溝とかそういうものは図面上はありません。水深3メートルの所は5.6メートルまでについて勾配を2.5%とっていくという形です。3メートルから5.6メートルに行くんですけれども、その勾配を2.5%ずつとっていくという形です。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員。

○委員（滑川公英） ただ真っ平らのまま勾配だけが付いているということですね。民間の個人でやっている所なんかは集めるような方向にしていると。個人の釣堀でね。ですからそういうアイデアはとれないのかなということなんですよ。真っ平らだと全部が全部ただ勾配のままで、おりてくるかということなんですよ。そのバイオ云々というのは1か所でやるんですか、それとも何十メートルの5.6メートルの深さの所に全部備え付けてあるんですか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） バイオハウスについては一番下の5.6メートルの所に1か所で、それは先ほど言いましたけれども、ドラム缶7本という部分で小山さんがドラム缶7本あれば余裕だろうと。普通の釣堀にはだいたい4本ぐらいしか対応できていないと、7本であれば全然問題ないなという話をしていました。それと勾配の件ですけれども、この図面を見る限りは勾配だけで、溝とかそういうものはありません。今、お話がありましたので、今、実施設計をやっておりますので、その点をまた詳しく聞いてみたいと思います。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

ほかにありませんか。

平野委員。

○委員（平野 浩） 172ページの説明欄19ですけれども、先ほど説明が課長よりございました。干潟土地改良区排水負担金ですけれども、100万円、これはさくら台の工業団地の排水ということでございますけれども、さくら台以外のほかの工業団地の排水というものはどうなんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。それと計算の基礎ですけれども、どのようになっているか。それともう1点は、いつまでこれは払うものなのか。お願いをいたします。

それと176ページの説明欄の16節飯岡刑部岬展望館維持管理費ですけれども、内容については説明細かく出ていますけれども、関連で県よりの指定管理料というものはどのくらいあるのか、お聞きしたいと思います。

それと177ページの公有財産購入費ですけれども、これは当初の購入額と今年で償還が終了するというところでございます。面積はこれはどのくらいの面積があるのか伺います。

194ページの説明欄の22ですけれども、補償補てん及び賠償金これは交差点の移転、交差点のということでございますけれども、物件補償ということだと思いますので、場所についてお願いします。

以上よろしく申し上げます。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員の質問に対しまして、逐次答弁をお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、172ページ負担金補助交付金の干潟土地改良区排水負担金100万円でございますが、これは、平成元年は旧干潟町で平成元年6月1日に覚書を締結しておりまして、干潟工業団地の排水に係る排水路使用に関する覚書という部分の中で、その当時から100万円を支払っているという話を聞いております。それで、干潟の工業団地だけか、ほかはという部分ですが、旭のほうは調整池の中でやっておりますし、その排水についてとりたててそういった負担金はありませんけれども、旧干潟町の干潟工業団地に関する排水については、こういう覚書が取り交わされていると。期限ですけれども、期限については聞いておりませんので、そのまま続いていくのかなというふうに思っております。

それから、次が刑部岬の維持管理についての委託金どれぐらいかという、指定管理者になって3年間、20年度までなっておりますので、この金額については659万4,000円でございます。歳入については14款の県支出金、3項委託金31ページになります。そこに飯岡刑部岬展

望館管理運営委託金659万4,000円の歳入というふうになっております。

それから、公有財産購入費の関係でございますが、これは上永井公園の用地取得という部分でありまして、平成11年度に取得しております。事業費総額については2,138万1,500円、面積につきましては、山林原野で1,043平方メートルというふうになっております。これにつきましては、先ほど申しましたが、償還期限として21年の3月31日というふうになっております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 場所はどこかというご質問ですけれども、この線は国道126イタコ自販の所から南へ下がりまして市役所通りの所までの延長約900メートルでございます。物件補償はその国道部分のイタコ自販の建物とそれから一番南側の市道にぶつかる所にある住宅が2件とアパートでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにありませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） 先ほどの排水の件でございますけれども、期限がないということでございますけれども、これは期限は必要なんじゃないですか。覚書の中では永久的に支払うということになりますか、そうしますと。お聞きします。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） この干潟土地改良区に払っている排水負担金につきましては、先ほど申し上げましたけれども、平成元年からという部分で旧干潟町のほうで取り交わしたものでございます。引き継いだ中では合併したときの予算については、これは農業予算のほうについておりましたけれども、工業団地の排水ということで商工観光課で予算組みをするようになりました。この覚書を見ますとその期限というのはありませんので、そういった意味から期限は無いというふうにお答えをいたしました。これは一般的な部分ですけれども、確かに旭の工業団地、旧旭市のほうも工業団地があるわけですが、一般的にはその末端はそういう排水路に行くわけですので、工事をやるときには例えば20年分、30年分として一括でそれを支払うという部分が一般的だと思うんですが、干潟のこの部分については、そ

の覚書を見ると期限等が定められておりませんので、これからも払っていくという部分になるのかなと思います。

○委員長（嶋田哲純） 平野浩委員。

○委員（平野 浩） しつこいようであれですけれども、放流量としてはどのくらいなんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） はい、今ちょっと資料がないもので、向こうの決算書等見た中で調べて、またお答えしたいと思います。すみません。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかに質問ありませんか。

嶋田茂樹委員。

○委員（嶋田茂樹） それでは、農業振興費152ページの園芸用廃プラスチック処理事業費の補助金なんですけれども、今年930万円を予定しておりますけれども、去年は336トンで739万8,384円ということになっているんですけれども、今年はその辺、何トンくらい予定してこのようなことを立てたんでしょうか。

次に、土木費のほうなんですけれども、公園費の中、196ページ公園事務費の19節負担金補助及び交付金、いきいき旭・産業まつり補助金と、これ16万円うたっておりますけれども、これは関連しますけれども、農業振興費の150ページの中にも19節で負担金補助及び交付金でいきいき旭・産業まつりに445万3,000円ですか、これが盛り込んでありますし、さらに海上産業まつりに300万円、ふるさとまつり・ひかた補助金これも300万円ということなんですけれども、ここで公園費のほうで16万円ということは、どのようなことでこれを盛ってあるのか。それと昨年度はいきいき旭・市民まつりの補助金ということで、101万8,127円これ支出してあるんですけれども、この辺の兼ね合いはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

それと土木費の197ページの4の公園費の中で、あさひ健康パーク維持管理費の中で13節の委託料、公園維持管理委託料ですけれども、735万円、これは年間と先ほど答弁あったんですけれども、2.9ヘクタールということなんですけれども、あの辺は非常にこう潮風が強くて、この植栽した植木に対してどのように補償とか、その面では1年間補償するものやら、それとも植えたらそのまま後は枯れた場合はそれを市のほうで補うものか。その辺、非常に

危惧するものでありますので、その辺どのように考えているのかお願いしたいと思います。

以上であります。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

嶋田茂樹委員の質問に対しまして答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、予算表の152ページの先ほどご質問いただきました園芸用の廃プラスチック処理対策事業の関係でございます。

これにつきましては、平成20年、465トンを用意をさせていただいております。市内で全部465トン。これにつきましては、県の補助金1キロ当たり9円50銭、それに市の補助金9円50銭合わせまして19円をJA等の協議会のほうに補助をさせていただく予定になっております。

さらに、廃プラを東金市のほうに運びますので、運賃等もいろいろな経費がかかるということで、県の補助金と合わせまして実はキロ当たり1円、465万円をこれを協議会のほうに別途補助を考えております。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

続いて、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、196ページですね。いきいき旭・産業まつり補助金。まず、2点ございまして、この16万円の事業の内容でございますけれども、これは寄せ植え講習会を行っております。その講習の費用でございます。それから、去年が101万円で今年16万円に減額になったという件でございますけれども、これは私ども平成12年、産業まつりと一緒に花と緑のフェスティバルという事業と一緒にさせていただきました。この花と緑のフェスティバル、一応市民の皆様に啓蒙、啓発が浸透しましたので、19年度をもちましてこの事業は終了させていただきまして、その中の寄せ植え講習会等は継続させていただくために、この16万円という予算を計上させていただきました。

それから197ページの公園維持管理委託料735万円の樹木の管理でございますけれども、先ほど私申し上げましたけれども、2.9ヘクタールございます。この中にマキから松からタブとかいろいろな木を植樹してございます。このメンテナンスですけれども、枯れ補償は1年間でございます。その1年間過ぎましたら補償等ございませんので、枯れないように私ども

最善の努力をしてみたいです。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかに質問ありますか。

林七巳委員。

○委員（林 七巳） それでは、1点ほど商工業後継者海外研修育成事業について過去3年間の、もし行き先とか目的がありましたら、お聞きしたいんですが。

○委員長（嶋田哲純） 林委員の質問に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 過去二・三年のことですが、この研修につきましては、農林のほうと隔年で実施しております。これについては、前回の分については上海のほうへ、中国の上海のほうへ行っております。その前の部分については、ちょっと資料がありませんので、これについてもちょっと調べる時間をいただきたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかに質問はありますか。

平野忠作委員。

○委員（平野忠作） それでは、何点かご質問いたします。155ページの説明欄の13番、経営構造対策事業、これは先ほどの説明ですと萬力地区にトマトの水耕栽培ということでお聞きしております。その中でたしか課長が前にプラスチックハウスというような説明を受けましたけれども、普通はハウス栽培というとガラス温室かビニールハウスというのが一般的な考え方と思うんですが、これはどういう根拠がそのようなプラスチックということになったんでしょうか。それが1点と、162ページ保安林植栽事業ですね、971万3,000円ですが、これは先ほど何か所かあると申しましたけれども、どの辺の場所でしょうか。ちょっと詳しくご説明をお願いします。それと関連しまして待ってください、すみません。あと178ページの説明欄8番の長熊の関連でございまして、よろしいですか。長熊の関連でたしか課長は、固化してヘドロに固化剤を入れまして、これを押し出しまして植栽なされるというようなご説明でございましたけれども、その場合、多分これは固化するということは固めるということだと思います。ですから、セメント系統とかそういう中で果たしてそういうに植栽がうまくこうできるものなのでしょうか。あるいは、そういう場所が近隣にあればどの辺で、どのようになっているかということをご説明いただければよろしいと思います。

それと、一つ188ページ公有財産購入費、それと補償賠償金ですね。先ほど建設課長のご説明によりますと土地のほうが地権者が63人、物件が15件ということでございますけれども、この中で現在の進行がどのくらい、この両方の道路に東西南北につきまして進んでいるものでしょうか。その辺をひとつお願いします。

最後に、197ページ、あさひ健康パーク維持管理費の説明欄14番の土地等の借り上げ料ということで、15万円ということでささいでございますけれども、私の場合は本当に地元でございますので、どのような場所で、どのくらいのあれ、私の考えですと多分私有地だかそういう所はないでしょうということで今まで考えていたもんですから、その辺のご説明をよろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

今、平野委員の質問に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 固化処理のご質問でございますが、固化処理につきましてはその主原料というのはフライアッシュといいまして石炭灰、それから製紙焼却灰などのリサイクル材料という部分でございます。このフライアッシュを形成する物質につきましては酸化カルシウム、酸化珪素、酸化アルミニウムという部分の物質で形成されていると。土壤の水分と接触することによりまして一体化する、固化するという部分で腐食土、ヘドロ等でも容易に強化地盤になるということでありまして、これはセメント系と違いまして、セメント系ですといろいろな物質が後でこう出てきたりしますけれども、この場合は土壤改良的な要素を含んでいるということの中で、そういった心配がないということの中で、採用しようというふうになりました。

これにつきましては、動植物、生態系にも影響はないということで国土交通省におきましても製品登録がされておりまして、日本観光協会のエコマークの認定も受けているという部分であります。セメント系では逆にそういったいろいろな物質が出てきてしまうという部分がありますので、こういった形での、こういったもので固化するというふうに考えております。

先進地としてどこかという部分ですが、横浜の鶴見区の三ツ池公園、それから白幡、これも横浜の神奈川区の白幡池という部分で、こういうもので沼の固化という部分をしているというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

続いて、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、すみません。先ほどのご質問の中の155ページの傾向と対策事業でございます。説明が大変申し訳ありません。一部でビニールハウス、一部でプラスチックハウスというようなことで申し訳ありません。今回平成20年に実は予定しておりますのは複合系促進施設ということでプラスチックハウスということで、聞き及んでおります。俗に言いますスーパーソーラーという毎年張り替えじゃなくて、5年とかそういう部分でもつようなちょっと硬質フィルムを予定をしているところで聞いております。

それと、予算書の中の162ページのほう説明をさせていただきます。これにつきましては、保安林の植栽ということで20年に2か所を予定をしております。神宮寺地先で面積的には2,500平米、事業費的には4,620万円を予定をさせていただいております。

それと、もう1点、先ほど言いました飯岡岬の防風林工事ということで、食彩の宿いいおかの前のプールの前の南側の保安林の所、あそこにつきまして493万5,000円を予定をしております。特にあそこにつきましては、砂等が処置の仕方によっては、道路に来て交通障害等もあってはいけません。そんなことを配慮しながら、保安林の工事をしていく。そういうふうを考えております。

以上であります。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） アクセス道路のご質問にお答えいたします。先ほど私63人と申し上げました。これ前提を申し上げなくちゃいけません。東西線はいいんですけれども、南北線については初期のアクセス道南北線、約3.2キロあります。広域農道まで3.2キロあります。そのうちの国道126号線までの数でありますので、この辺をまず前提といたします。それが63人ということになります。では、今の進捗状況というか進んでいる状況をご説明申し上げます。南北線は34人おります。東西線は29人おります。合計63人。それぞれ契約が成立しているものが東西線が18人、34分の18です。それから南北線は29分の4、4人です。これが今の状況です。それから物件のほうは15件と申し上げました。これもやはり国道126号線までなんですけれども、それぞれ1件ずつですけれども、ごめんなさい。補償のほうは東西線は6件ございます。南北線は9件ございます。合わせまして15件、そのうちの1件ずつが契約

成立していますという、そんな状況です。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 197ページ使用料の土地、借り上げ料の15万円でございますけれども、これはオープン時における駐車場が不足しますので、今の福祉センターの前、南側なんです、その辺の私有地、個人の土地ですね、これは借り上げさせていただきます。大会等は海岸のほうにかなりの台数が止まりますので、そちらを利用させていただきますけれども、オープン時等における民有地の借り上げ料でございます。

○委員長（嶋田哲純） 平野忠作委員。

○委員（平野忠作） じゃ、もう一度ご質問します。162ページの保安林植栽の神宮寺の2,500平米ということ、これ詳しく課長、どの辺かな、前にいろいろこれいきさつあった所なんでしょう。それとも場所等をもうちょっと、地元なもんですから。ここら確実によく聞きたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみませんでした。位置的に神宮寺って広いもので、今委員がおっしゃった以前やられた所ということではございません。ずっと、匝瑳市に近いということで、そういう位置でよろしいでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかに質問ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、昼食のためここで1時まで休憩をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○委員長（嶋田哲純） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、午前中に引き続きよろしくお願いします。

まず初めに、干潟土地改良区の排水負担金100万円ということで、排出量どれぐらいかということなんですが、排水につきましては、あその場所は企業庁が開発分譲したものでありまして、計画時点での詳細については現在不明でございます。今回100万円の予算組みなんですが、この100万円につきましては、年間の維持管理料という部分で100万円を支出しているものでございます。

維持管理料につきましては、4か所の市区に一たん土地改良にお金は100万円入りますけれども、4か所にそれを再配分している形になっております。維持管理の金額の算出につきましては、延長割りの配分方法が現実に近いということの中で総延長1,950メートルについての配分金ということになっております。そのうち東庄の第2市区が330メートルということで15万円、それから萬歳市区の第1分区という部分が980メートルで35万円、それから櫻井市区に30万円、土地改良区が20万円ということの中で100万円ということが維持管理として決まっておりますので、今後も維持管理料として支払うものと考えております。

それからもう1点、林委員の部分で商工業後継者の海外派遣研修、どこへ行ったのかという部分ですが、18年度につきましては先ほど申し上げましたけれども、中国の上海のほうへ行っております。その前の16年度につきましては、アメリカのニューヨークのほうへ行っております。補助金の限度額については100万円ですので、100万円で1人20万円というふうになっています。事業費の3分の2を限度として助成しているものでございます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございました。

続いて、議案第6号について、下水道課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 本議会で補足説明申し上げました以上には特にございません。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

(発言する人なし)

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、農水産課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農業集落排水事業でございますけれども、本会議でお話しをしたように普及率、これが2月末現在68.9ということになっております。これは県下のほとんど平均に近い数字でありますけれども、この農業集落排水事業につきましては20年度予算等を使いまして、さらなる普及率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。あとの問題につきましては、本会議で説明をさせていただいたとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

質疑がありましたら。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ……（録音漏れ）……のことなんですけれども、江ヶ崎地区もそうだと思うんですが、中琴田地区が宅地開発が結構ここ進んでいるんですけれども、そのことについては農業集落排水に加入するような話では、行っているのでしょうか。私が知っている限りでは販売価格が高くなるからもう入らないで、合併浄化槽でお茶を濁しているというのが現状なもので、それでやったらいつまでたっても逆に言えば、普及率が下がってしまうんじゃないかと思って、その辺のことについてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川公英委員の質疑に対しまして、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、委員おっしゃるとおりに新たに家を建てるという方々入っていただかないと、その水がいろいろ農業排水路等に行きまして当初の目的が達成できない、そういうふうに理解しております。新たな分譲地開発等につきましては、必ず農業集落排水に入っていただくように現在やっています。そんなことで、この3月の補正予算の中にも加入をしていただいたという部分で、一般会計への繰出金をご審議していただく予定で提案してございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにございせんか。

(発言する人なし)

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、補足説明申し上げます。

補正予算書の5ページを開いていただきたいと思います。この5ページには繰越明許費の関係が記載してあるかと思えます。8土木費、項が2の道路橋梁費、中央病院アクセス道関係です。2,629万5,000円です。これをなぜ繰越明許、繰り越さなくちゃいけないかということの説明しなくちゃならないと思えます。

今、中央病院アクセス道、南北線につきましてはJRの上をまたぐ橋の詳細設計を行っているというような状況です。JRとの当然協議があって、それが今長引いているために今年度の事業を繰り越しているというのがこの内容でございます。今、JRとの協議中でございますけれども、思いもよらぬ日数を要しているために、この4月以降だいたい6月ぐらいまでかかるかな、そんな予定をしていますけれども、そんな状況であります。

続いて、9ページをお願いしたいと思います。9ページはこれは補助金関係です。まちづくり交付金事業です。

このまちづくり交付金事業というのは、この制度というのは非常に分かりにくい制度になっています。ここの記載、説明の記載欄に補助率40%というのがあります。基本的には40%が補助率なんです。それを5年間のうちに、いろいろな事業があります。公園事業があったり、道路事業があったり、防災行政無線の防災事業があったりというような事業の中で全体で40%にやるんですけれども、今回はたまたまその全体の関係でまちづくり交付金事業、この排水路整備事業、アクセス道路整備事業これを100%ここに充当しちゃいましょうということで、全部補助金を使ってという絡みでここの数字が上がっているというようなそんな状況です。補助率40%とありますけれども、結果的には今年度の事業100%全部かけちゃいましょうと、そんな内容です。

それから、今度は歳出のほうになります。16ページをご覧いただきたいと思います。16ページは建設課関係の事業の絡みで、ほとんど減額の予算書になっちゃっております。説明欄をご覧いただきたいと思います。1番の排水路整備事業ですけれども、これ三角の1,800万

円ですので、これは入札の結果によるというものであります。入札が安かったということでありますので、1,800万円の減額ということです。

それから説明欄2番目の中央病院アクセス道整備事業のこの減額につきましては、まず、13の委託料これも入札が低かったと、契約額が低かったために3,100万円の減額ということになります。

続いて15の工事、これも500万円の減額、これも入札、契約額が低かったということでございます。それから17と22、これは中央病院アクセス道路の公有財産購入費と補償補てんですけれども、これは先ほど63名だとか15名だとかという人数を申し上げましたけれども、19年度はそんなには契約に至らなかったということで、今度は20年度にさらに頑張るということの19年度の減額というところでございます。先ほど質問の中でどのくらいまで進んでいるというのは先ほど説明したとおりであります。予算のない契約はできませんので、19年度に盛り過ぎたといえ、確かに予算を盛り過ぎたかも分かりませんが、そういった意味で減額すると、これを20年度に回すという、こんな考えでございます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 6ページをお願いいたします。

繰越明許でございます。私どもは土木費の中のあさひ健康パーク整備事業6,613万2,000円でございます。これは管理棟の工事です。確認申請の遅れによりまして、工期を3月から2か月遅らせまして5月ということに延ばさせていただくことにより、明許させていただきます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

ほかにございませんか。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） やはり農水産課のほうでちょっと若干ご説明させていただきます。

5ページの繰越明許の関係でございます。6款農林水産業費、2つの事業をどうしても3月まで実施をできないというようなことで、工期を延長させていただきたいということでございます。

一つは、畜産環境総合整備統合事業、これは畜産農業者のふん尿処理事業でございます。若干土地の同意取得、近隣の農家の方の同意取得等もありまして期限を延長させていただく。それと食肉等流通体制整備事業、これにつきましても以前、ご説明しましたように建築確認等がなかなか期間を要したということで、工期の延長をさせていただくものでございます。

さらに15ページのほうをお開きいただきたいと思います。15ページの農林水産業費の農地費につきまして、若干説明をさせていただきます。農地費の中に経営体育成基盤整備事業2,800万円予算措置をさせていただいてございます。これにつきましては、富浦地区ここで現在、土地改良事業を実施しております。そこで、市の補助金4,200万円、事業費的には――すみません。市の補助金は420万円ですか、県営事業として現在やっていますけれども、4,200万円ほど実は県が追加で工事を実施をしていただけるということで、その10%の市の負担ということで420万円計上させていただきました。これは新たな事業をやるということじゃなくて、20年の分を前倒しで19年に実施をさせていただくところで工期の短縮をしようというようなことで動いております。

さらに、この中で実は飯岡西部地区の土地改良事業、平成19年度の調査費を盛り込んでおりましたけれども、20年に3,000万円かけてやるというようなことで、この140万円を減額をさせていただきまして都合4,200万円から――すみません420万円から140万円引きまして280万円ほど、今回、補正措置をさせていただくそういうものでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにございませんか。

担当課の説明は終わりました。

議案第11号の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第11号の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、農水産課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今回の議案第13号の農業集落排水事業の特別会計の補正の関係でございます。これにつきましては、先ほど委員の質問のときに申し上げましたように、新たに実は分譲地等が造成をされまして、その負担金ですか、加入の負担金の部分につきまし

て1,470万円ほど補正をさせていただきまして、それを受けて、その金を全額市の一般会計のほうへ繰り入れさせていただくものでございます。

以上で、よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） どうもありがとうございます。

農水産課の説明は終わりました。

議案第13号について、質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ……（録音漏れ）……先ほどの確認をしたいんですけども、これから、そういう新しく宅地開発の場合は嚶鳴地区ですね、それについては、農集に加入することを条件で開発を認めるんでしょうか。前は、嚶鳴地区でも一番共和地区寄りの所は、そういうことで先ほど言うようなことだったんですよ。なるべくだったら加入率を上げて、稼働率を上げて、下流に流す排水をよくしていただきたいので、ぜひ宝の持ち腐れになるので、これは今からの開発業者にはそういうような行政指導を今後ともとっていただけるんでしょうか。

○委員長（嶋田哲純） 滑川委員の質問に対して答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 私ども開発の申請に当たりまして、そういうのを条件にしております。今後ともよく指導してまいります。

○委員長（嶋田哲純） ほかに質問ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、農水産課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案の第26号でございます。

これにつきましては、お手元の新旧対照表のほうをお目通しいただきたいと思います。ここにありますように現行につきましては、漁業近代化資金貸付日から3か年に限りまして、年2%の範囲内において利子補給ということで制度化してございます。

実は、3か年がどうなのかなといろいろこう当初から議論があったわけですけども、漁業という、漁船が大きな経費もかかる。そんなことで銚子、匝瑳市いろいろ近辺の漁業を抱

えている市町村すべて3か年であったわけであります。ここへきまして、匝瑳市のほうで、実はいろいろな漁業者からの要望もあったということも聞いております。そんなことで、3か年から10か年に制度の改正をされたと、そういう中で旭市の中の漁業経営者のほうからも、ぜひ旭市につきましても海匠漁協、飯岡漁協を共有しています匝瑳市の漁員の方、あるいは旭市の漁員の方一律同じにしたいという部分あります。そんなことで3か年から10か年に今回制度改正をさせていただきたいということで、提案をさせていただきます。ただ、近隣の銚子市につきましては、まだ、3か年ということで、現在そのままの形でいっているということで聞いております。よろしくお願いいたします。

○委員長（嶋田哲純） 説明は終わりました。

議案第26号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わり、続いて、議案第35号について、建設課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 本会議と同じような説明になろうかと思えますけれども、この図面を見ていただきたいと思います。調書のほうではなくて図面のほうです。最初に認定番号1番——ごめんなさい。整理番号1番のこの道路です。海上町時代に岩井地区のほ場整備をやったがために廃止をしたということであったんですけれども、そのほ場整備が終わって再認定——あ、すいません、まだ出ていませんか。よろしいでしょうか。今、図面を見ていただいておりますけれども、議案の後ろに図面がくっついて 있습니다。議案があつて後ろに調書があつてさらにその後ろに図面が、ちっちゃい図面なんですけれども、それを見ていただきたいと思います。じゃ、その整理番号1番のほうですね、これは町時代に廃止した路線です。それを再認定する。再認定するのは岩井地区のほ場整備が終わったからということの1番です。

それからめくってもらいますと、今度は2と4があります。これも同じです。ほ場整備絡みでやりました。高生地区と琴田地区のほ場整備が終わって道路を整備したもので、一度廃止したものを、また再認定するというものです。もともとあつた道路です、これも。

それからその次に、こちゃこちゃとまた並ばっておりますけれども、6と7につきましては、これは開発行為です。開発行為が民間の開発行為を行いましたので、道路は市のほうに譲与するよということの認定であります。それから3と5につきましては、その新しい中学

校絡みとってください。そういったことで新しく認定をすると。特に3ですけれども、長い道路を中学校のグラウンドのために半分になってしまいました。ですので、次のページには廃止がありますけれども、このページで1回全部廃止をして、半分だけ再認定するとこんな状況でございます。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） 建設課の説明は終わりました。

議案第35号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案35号の質疑を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします嶋田茂樹委員の退室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時22分

（嶋田茂樹委員退室）

再開 午後 1時22分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第36号について、都市整備課より補足して説明がありましたら、お願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） では、指定管理者の指定についての補足説明をさせていただきます。今回、旭市福祉協会を公募によらないで指定させていただきました。その理由といたしましては、一つとしまして同じ指定管理者にすることにより、施設の一体化による相乗効果を図るため、これによりまして2つの施設の業務内容を双方の職員が共有することにより、サービスの向上、また効率化が図られます。

2つ目としまして、施設運営の一体化によりまして、経理部門の合理化が図られ、経費の削減が可能となります。

3つ目といたしまして、全く新しい事業でございまして、公募により指定管理者を応募して決めていくにも実績がなく公募者があるのか。また、運営経費が高くなるのではが懸念さ

れることがあるからでございます。

指定期間といたしましては、平成20年4月1日から平成21年3月31日まででございます。

また、指定期間を2年間とする理由でございますけれども、これは新たな事業であり、実績等がなく、とりあえず2年間の指定期間としまして、運営状況等よく精査し、見きわめていきたいためでございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） 議案第36号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

ここで嶋田茂樹委員の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時25分

（嶋田茂樹委員入室）

再開 午後 1時25分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（嶋田哲純） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成20年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成20年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市漁業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、市道路線の認定及び廃止について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、議案第36号に関係いたします嶋田茂樹委員の退室を求めます。

しばらく休憩します。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時28分

(嶋田茂樹委員退室)

再開 午後 1時28分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の採決を行います。

議案第36号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（嶋田哲純） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

ここで、嶋田茂樹委員の入室を求めます。

しばらく休憩いたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 1時29分

(嶋田茂樹委員入室)

再開 午後 1時29分

○委員長（嶋田哲純） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（嶋田哲純） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（嶋田哲純） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしていただきたいと思います。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、すみません。若干時間いただきまして20年産のお米の生産調整につきまして、情報の提供等をさせていただきたいと思います。お手元の資料、カラー刷りのリーフレットと、1枚の農家の皆様へという資料がお配りしてあるかと思います。そちらのほうへお目通しいただきたいと思います。

実は20年産につきましては、今大変な事態になっておりまして、お米が非常に余っているということで、その余っている原因がどうもその千葉県、福島県、あるいは茨城県というようなことで関東が、全国の半分、過剰生産というのが7万1,000トンあるわけですけれども、そのうちの約半分を関東が占めているということで、実は大変厳しい目で今、関東が注目をされているという事態になっております。

そんな中で、国のほうとしましてもお米の生産調整、価格を下げないためにぜひ20年産はしっかり取り組もうということで実施をしていただいております。特に県庁の内部の中、あるいは国の職員もそうですけれども、職員自ら生産調整に取り組もうというようなことで、そんな指示を受けまして農林部長のほうからも旭市の中の職員にもということで、職員のほうにはそんな生産調整の取り組みということで、文書等でお願いをしている現状でございます。この資料の中の特に本日知っていただきたい部分につきましてだけ報告させていただきます。カラー刷りの資料の4ページをお開きいただきたいと思います。その前にすみません、あっち、こっちへいって申し訳ないんですけども、市内の生産調整の実施目標面積でありますけれども、現在、市のほうには22万6,750俵、こういうものを旭市の中で作っていいですよという、今生産調整やってくださいじゃなくて、これだけの俵数だけ作っていいよという、そういう数字が来ております。これを市の面積に換算しますと58.7%の水田でお米をお作りください。言い換えれば41.3%、ここを何かお米以外の作物を作っていただきたいと思いますということで、転作率は41.3%ということになっております。これのすべて配分等は現在まで進みまして、水田農業推進協議会の中の議論を経まして、実は担い手、認定農業者等につきましては、若干面積を多く作っていただこうよと。そういう面積、あるいは19年産実施をされた方、生産調整を達成された方、そこにもやはり転作率を低くしようとそんなことで傾斜配分等を導入しまして、現在、農業者のほうには配分が終わっております。

そうした中で、現在、市のほうとしましては、先ほどの、すみません、リーフレットの4

ページにありますように、実は国が急遽500億円、19年度事業、19年度補正予算で確保したということで、現在、この500億円をうまく使って生産調整の実施をしていただきたいところで、現在農業者の方にはお願いをしています。

上に書いてありますのが麦・大豆・飼料作物、こういうものに生産調整に拡大する方、19年目標を達成している農業者の方につきましては10アール当たり5万円、昨年19年達成していない方につきましては、10アール当たり3万円、そういう実は一時金を3月に農業者の方に、手を挙げてくれた農業者の方に交付をするという事業がございます。

現在、旭市のほうで今進めておりますのは、この上じゃなくて下の部分でございます。飼料用などの非食用米の生産により、生産調整の拡大云々でございます。これはいわゆる飼料用米、えさ米でございます。お米を豚のえさ、あるいは鳥のえさにするという部分でございます。

これにつきまして、取り組みをしますと3か年やるよという約束をしていただきますと、実は10アール当たり5万円、これは生産調整の拡大部分ということで、例えば19年生産調整を達成された方、この方がやる場合には19年面積以上に拡大した部分、その部分についてのみ10アール当たり5万円交付をするというものでございます。ですから、言い換えれば19年やらなかった農家の方が多く懐に入るような形になっております。そんなことで市としましては今、このえさ米につきまして、ぜひ農業者の方にお取り組みいただきたいということで周知をしています。特に長期契約3年ということでもありますけれども、いろいろ国の内部の中では、実は3年という部分については2年で将来的にはいけるよ。そういう情報もあるように今聞いております。というのは、お米の集中期間が19年、20年、21年というのはそういう年度もありますので、そういう声が今聞こえてきております。それとさらにここに書いてありますように、低コスト生産技術ということで、なかなかこれ取り組みできないんじゃないかということがありますけれども、実は代かきをいつも2回やるところを1回やりますよとか、そういう部分で低コストをかけたというそういうことであっても、この10アール当たり5万円が使えるというそういう解釈を国から受けております。

そんなことで、現在国のほうでは500億円をなかなか使い切れないという部分がちょっと見えてきたということで、ぜひ使っていただきたいということで今、農業者の方にはお願いをしているところでございます。

さらに、この10アール当たり5万円とは別途、実は10アール当たり1万円3,000円、これは家畜のえさ対策ということで既に交付を受けられるという情報が来ております。そういう

もろもろ等あるいは別途産地づくり交付金等使いまして、農業者の方にはお手元の資料にありますように、稲作農業者の皆様へというようなことでこういう両表のところにこうチラシを作っておりますけれども、えさ米での取り組みをお願いしているところでございます。

以上、簡単に生産調整の今の状況でございます。よろしくお願いします。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

平野浩委員。

○委員（平野 浩） ただいま、生産量と作付等のご説明をいただいたんですけれども、旭市の昨年度の目標生産調整はどのくらいだったのか。また、今年度目標作付等生産量もちろん出ていますけれども、それに対してどのような予想といいますか、農水産課のほうでは考えているのか。目標に対して何%というか、そういう見通しについて伺いたいと思います。

○委員長（嶋田哲純） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それじゃ、今ご質問でありますけれども、19年度産の実施の結果どうだったという部分があるかと思います。実は以前ですと個々の農業者の方にすべて実施計画を出していただいております。ただ、今お米のこのルールが変わりまして、自ら手を挙げていただいて、生産調整を実施する方、その方々だけ実は市のほうに計画を出していただくと、そういうルールになっております。そんなことで市全体で転作率何%できたかなという部分につきましては、申し訳ありません、把握していないというお答え。ただ概略ほぼ半分、50%くらいという実数はつかんでおります。そんなことであまりよくないという部分でございます。

それと、20年の今の我々ちょっと考えている部分につきましては、実は既に1月に入りました、早急にアンケートの調査等も認定農業者の方にさせていただきました。その中では、50町歩近い方の面積が、ぱっと、えさ米であったら対応するよという温かいご報告もいただいております。現在、市内の畜産農家いろいろ機関集めまして、利用の協議会等もつくっておりますけれども、ある養豚農家の方は実は200町歩ほど一手に受けていいよという部分があります。きょうも実は国の中では、えさ米については全農で一元化というのがありましたけれども、全農のルートは実は茨城まで運びますけれども、旭市としましては、地元にある畜産農家へ直に運んで、なるべく運送コストを下げるといった形で農業者にお金が入るような仕組みを今考えて進めております。面積的には、できれば100くらいいいければいきたい。ただ、問題は産地づくり交付金が実は上限があるものでその部分について、ひとつまた国の

さらなる支援をこれから求めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかにありませんか。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 下水道課より、本年度末の供用開始区域及び平成20年度に予定しております工事概要につきまして、お手元にお配りいたしております、本日お配りいたしました最後のページにA4縦長で、平成20年度旭市公共下水道事業工事予定区域という図面があると思いますけれども、これを見ていただきたいと思います。これに基づきましてご説明させていただきます。

本年度施行しておりますイ・ロ地先の面整備工事7.8ヘクタール、これは大正道路と中央病院入り口の市道とに挟まれた区域の八銚線よりも北側の7.8ヘクタール、この薄い赤で斜線で塗っている区域でございます。これにつきましては、3月末に工事が完了し、供用開始いたします。全体の供用開始区域は153.7ヘクタールとなりまして、事業認可区域202ヘクタールに対しまして、約76%が整備されたということになります。

次に、平成20年度に予定しております工事ニの袋地先の幹線管渠工事とその周辺2.6ヘクタールの面整備工事、そして今年度面整備工事を行った箇所の舗装復旧工事というものでございます。

幹線管渠工事は、国道126号線の袋の交差点からマツモトキヨシの交差点までの区間に袋第二污水幹線を埋設するものであり、その周辺2.6ヘクタールの面整備工事は幹線管渠を埋設する国道と仁玉川に囲まれた区域を整備するものでございます。

また、当浄化センターの水処理施設、汚泥処理施設等は平成11年度末に初期対応分が完成し、現在、日量約1,000立方メートルの汚水を処理しておりますが、現在の事業認可の目標年次である平成23年度には供用開始区域の拡大等による汚水流入量の増加が見込まれるため、高段ポンプ等建設工事及び水処理施設等の増設工事を平成20年度から4か年事業として行ってまいります。

以上、概要でございます。

○委員長（嶋田哲純） ほかに所管事項ありませんか。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 資料はございません。この後、何か現場を見ていただけるとということで1級5号線、これは米込地先なんですけれども、それが完成しました。厳密にはまだ完

成していないんですけれども、それを見ていただきたいと思います。その説明をしたいと思
いますけれども、これによりまして、国道から県道の多古笹本線、あの見える山の下まで全
部真っすぐつながったわけです。これは、警察との協議の絡みがありまして、交差点をもう
少し工事しろということで、今月の25日まで工事を延長してやっております。26日に開通す
るとこんな予定でおります。

なお、きょう現場に行った時に、さらに20年度で今度は山を登るさらに北側に大栄栗源干
潟線というのがあるんですけれども、そこまで1.1キロさらに延ばそうじゃないかという計
画もしていますので、20年度で調査をするとその辺のところの説明をしたいと思います。

それと、もう1か所アクセス道、中央病院アクセス道についても今の状況を川島歯科医院
という歯医者さんの後ろに行きまして、東西線と南北線両方見えるところに行ってもらって見て
いただきたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

○委員長（嶋田哲純） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことが
ございましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（嶋田哲純） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（嶋田哲純） それでは以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変どうもご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時43分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 嶋 田 哲 純

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成20年3月12日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 5 号 平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第11号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第18号 旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 議案第21号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第23号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 陳情第 1 号 原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について

出席委員（6名）

委員長 柴 田 徹 也

副委員長 景 山 岩三郎

委 員 神 子 功
委 員 向 後 悦 世

委 員 林 一 雄
委 員 伊 藤 保

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 明 智 忠 直

説明のため出席した者（２５名）

教 育 長 米 本 弥 榮 子
環 境 課 長 平 野 修 司
健康 管理 課 長 小 長 谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長 横 山 秀 喜
学 校 教 育 課 長 及 川 博
そ の 他 担 当 員 １５名

税 務 課 長 野 口 徳 和
保 険 年 金 課 長 増 田 富 雄
社 会 福 祉 課 長 在 田 豊
庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
生 涯 学 習 課 長 花 香 寛 源

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（柴田徹也） 皆さん、おはようございます。

きょうはお忙しい中を文教福祉常任委員会ということでご出席をいただきまして、ご苦勞さまでございます。

このたび委員各位のご推挙をいただきまして、委員長を務めさせていただくことになりました。ふなれで力不足ではございますけれども、皆様のご支援、ご協力をいただきながら、この職責を精いっぱい務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、本委員会に付託されました案件多数にわたっておりまして、多岐にわたっています。どうぞこの後、慎重なる審査をよろしくお願い申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

ここで、委員会を開催する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承をお願いいたします。

しばらく休憩をいたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

本日、明智議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 皆さん、おはようございます。

きょうは文教福祉常任委員会ということで、委員の皆さん方には早朝からご出席をいただきまして、大変ご苦勞さまでございます。なおまた、執行部の教育長はじめ、皆さん方には

本当に忙しい中、説明のためにおいでをいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

先ほど委員長が申されましたように、文教福祉常任委員会に付託されました15本の議案ということで非常に多いわけであります。きのうまで二つの常任委員会が終わりましたけれども、10本と9本というようなことで、ここの文教福祉常任委員会は、それだけ旭市の事業にとりまして大変大きな分野があるのかなと、そんなように思うところであります。

慎重なるご審議の上によりしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが、ごあいさつに代える次第でございます。よろしくお願いいたします。ご苦労さまです。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表いたしまして、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

厳しかった冬の寒さも幾らか春めいてまいりました。文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し上げます。

柴田徹也委員長をはじめとする文教福祉常任委員会の皆様方には、日ごろからご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、御礼を申し上げたいと思います。

本日は、議会より付託されました議案15議案と陳情第1号についてご審議をいただくことになっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（柴田徹也） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決に

について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての15議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第1号、一般会計予算の社会福祉課が関係する部分について、前年度と大きく変わりました部分を中心にご説明を申し上げます。

予算書の18ページをお願いしたいと思います。

まず、歳入の部分でございますが、11款分担金及び負担金のうち1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄3でございますが、保育所の運営費負担金の過年度分でございますけれども、これは徴収ができなかった部分を過年度分として計上させていただきましたが、19年度は現年分、過年度分と合わせまして計上をしてございましたので、19年度にはこういう分類がございませんでしたが、20年度は、それぞれここに表記をさせていただきました。ちなみに調定額631万円に対しまして、過年度分の徴収率37%を見込んでおります。

それから19ページ、12款使用料及び手数料、1項2目1節社会福祉使用料でございますが、これは飯岡福祉センター使用料で、議案第21号で使用料及び手数料条例の改正をお願いしているところでございますけれども、この改正後の額を見込み、計上をさせていただきました。

21ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金で、前年度から27.5%の増ということになっておりますが、これは説明欄2及び3、この負担金それぞれが19年度におきましては、23ペ

ージの国庫補助金の自立支援給付費統合補助金としてここに計上しておりましたものを、20年度におきましては、負担金に組み替えをしたことによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金でございますけれども、前年度比90.3%と大きく減額になっておりますが、これはただいま申し上げましたように、19年度には自立支援給付費統合補助金として計上しておったものを、21ページの国庫負担金のほうへ組み替えをしたことによるものでございます。この科目の組み替えにつきましては、25ページ、27ページの県支出金、この関係においても同様でございます。

それでは、27ページをお願いしたいと思います。

14款県支出金、2項2目1節社会福祉費県補助金、説明欄7の障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金でございますけれども、これは激変緩和対策としまして19年度途中から出てきた事業でございまして、通所サービスの送迎費の軽減、それから障害児交流スペースを確保するための事業に対する補助金でございます。この補助金につきましては、19、20年度、この2か年に限った補助金でございまして、19年度は12月補正で対応させていただいておりますので、当初予算書には計上がなかったものでございます。

引き続き、歳出につきましてご説明を申し上げます。

89ページをお願いします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の説明欄5、あさひ健康福祉センター運営事業2,280万2,000円でございますが、旭市福祉協会への指定管理料でございまして、前年比539万9,000円の増となっておりますけれども、これはパークゴルフ場がオープンすることに伴いまして、7月からパークゴルフ場に合わせまして、原則無休ということで営業をします。さらには営業時間の延長も考えておりまして、それぞれの人件費及び管理経費の増ということでございます。

90ページをお願いしたいと思います。

説明欄11の飯岡福祉センター運営事業2,504万2,000円でございますが、1,386万円の増となっているところでございます。これは、15節工事請負費としまして、施設全体の空調設備を改修いたします。福祉センター部分の空調設備の設置工事費を計上させていただきました。

91ページをお願いしたいと思います。

2目障害者福祉費3.3%の減でございますが、94ページ、説明欄13でございますが、自立支援給付事業、この減によるところでございます。そしてまた、93ページにお戻りをいただ

きたいんですが、説明欄11の障害者自立支援対策事業853万4,000円でございますが、歳入の説明で申し上げましたように、激変緩和措置としまして19、20年の2か年に限りまして通所、事業所への送迎サービスの利用者負担軽減、それと併せまして障害児交流及び相談スペース、これらを確保するための事業でございます。19年度は先ほど申し上げましたように、12月補正で対応をさせていただきました。

2項老人福祉費、1目老人福祉総務費で、社会福祉課が関係する部分についてご説明を申し上げます。98、99ページにかけての事業でございます。

説明欄4、長寿祝金支給事業から説明欄8、干潟シルバー活力センター運営費、これらにつきましては、大きく変わるところはございません。

続きまして、103ページをお願いしたいと思います。

3項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。104ページから105ページにかけての説明欄3の母子福祉事業で13節委託料でございますけれども、これは、母子を配偶者暴力等から守り、一時保護をするための施設入所費委託料を計上いたしました。1組、1年間分を計上しました。

それから、説明欄4のひとり親家庭等医療費等助成事業でございますが、これは支給件数の増によりまして、扶助費も増となっているところでございます。

続きまして、107ページでございますが、2目児童措置費でございますけれども、説明欄1の児童手当給付事業1,303万3,000円の増でございますけれども、20節扶助費の手当支給件数、これが増になっておることによるものでございます。

3目児童福祉施設費の大幅な減ということでございますが、平成19年度におきましては、中央児童公園のS L改修と、それからS Lまつりを開催いたしました。これが19年度にはございましたので、20年度減となっているところでございます。

それから、108ページをお願いしたいと思います。

4目保育所費の1,346万1,000円の減でございますが、これは、減額になる事業といたしましては、説明欄1の保育所関係職員給与費、ここで4,000万円ほど、それから説明欄3、保育所運営費、これで5,200万円強の減ということで、反対に増となる部分といたしまして、新規に111ページ、説明欄4の保育所指定管理委託料が7,404万9,000円と、それから説明欄5、保育所施設改修事業で、保育所の耐震診断を受けまして、3保育所耐震補強工事の実施設計費300万円を計上いたしまして、それぞれ差し引きをした結果によるものでございます。

なお、保育所の施設の耐震診断の結果、耐震補強が可能な3保育所は耐震補強工事を、そ

れから補強によっては対応できませんという結果が出ております、飯岡地区3保育所と海上保育所、4つ保育所があるんですが、これらについては改築をしなければならないという結果になっておりますので、平成20年度中に財源確保を含めまして、整備計画の方向を決定してまいりたいと考えておるところでございます。

また、説明欄6の延長保育促進事業以下113ページにかけましての保育事業補助金、これらにつきましては、19年度におきましては私立保育所分は私立保育所次世代育成支援及び私立保育所保育対策等促進事業として計上してございました。20年度におきましては、それぞれの、ここにあります事業へ組み替えをさせていただきましたことによりまして、事業費それぞれが増額となっております。保育サービスや、それから事業費そのものが大きく変わってくるということではございません。

それから114ページ、後段の4項生活保護費でございますけれども、115ページ、2目扶助費におきまして、前年度比1,270万8,000円の減ということでございますが、これは19年度の実績見込額そのものを計上させていただいております。

以上で議案第1号の補足説明を終了します。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課所管の関係で議案第1号についてご説明させていただきます。

まず、歳入のほうで19ページをお開きいただきたいと思います。

12款使用料及び手数料、1項3目ですけれども、保健衛生使用料で海上健康増進センター使用料、それといいおかけんこうセンター使用料、これは使用料、議案第21号の関係で条例改正に伴う歳入を見込んだものでございます。

次に、歳出のほうについてご説明させていただきます。

予算書の127、128ページをお開きいただきたいと思います。

127ページには、母子保健費ということで歳出を計上させていただいております。それで、128ページをお開きいただきたいんですが、一番上段に妊婦一般健康診査委託料がございますが、これは母体や胎児の健康確保という若い夫婦世帯の負担軽減を図るために、公費負担による健診回数を従来2回だったものを、5回まで拡充してご利用していただくようになりました。それと、同じページですけれども、一番下のほうに説明欄の3で乳幼児医療費助成事業がございますけれども、これにつきましては、昨年通院医療費の助成対象年齢を4歳未満児まで引き上げたところでございますけれども、保護者の経済的負担の軽減と安心して子

育てを行える環境を整備するため、市単独事業としまして助成対象年齢を就学前児まで引き上げ、子育て支援策を拡充することといたしました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第1号中、保険年金課の所管のうち後期高齢者医療制度のスタートに伴う部分について補足説明を申し上げます。

26ページをお開きください。

14款県支出金、1項2目民生費県負担金の2節老人福祉費県負担金の説明欄になります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金6,402万4,000円は、後期高齢者に保険料を賦課する際に低所得者に対して軽減措置を行ったものについて、いわゆる軽減分についての県の負担分でございます。

次に、歳出について申し上げます。

100ページをお開きください。

3款民生費、2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。2番目の広域連合負担金2,931万5,000円でございますが、これは、平成20年度から本格稼働となる千葉県後期高齢者医療広域連合について、その関連経費を県下56市町村で分担することから旭市分を計上するものでございます。

3番目の後期高齢者医療特別会計繰出金4億1,459万6,000円でございますが、これは、一般会計から後期高齢者医療特別会計へ繰り出すルール分の計上でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第1号の中で高齢者福祉課に関する事業で主なものだけをご説明したいと思います。

予算書の97ページをお願いします。

97ページの一番下、3番です。老人保護扶助費6,453万9,000円、この事業ですが、措置分です、昔からやっています老人の措置分。これを予算的には37人分を見込んでいます。

併せて歳入のほうを見ていただきたいんですが、18ページのほうをお願いします。

18ページの一番下のところです。11款分担金及び負担金、民生費負担金の1節老人福祉費負担金、老人施設入所者負担金です。これが888万4000円、これは措置された人たちの中で負担金を収入に応じて納めるようになるんですが、その分の歳入を見込んでいます。

続きまして、歳出のほうに戻ります。100ページをお願いします。

100ページの一番下のところです。3目の生活支援費、この中で事業、説明欄の1番、地域包括支援センター運営事業1,152万9,000円の歳出です。これにつきましては、特別会計の介護保険事業会計で処理せず、一般会計で行っているといいますのは、地域包括支援センターが要支援1、2の対象者、この人たちに関してのケアプランを作成をして、作成した分につきまして請求ができる、ケアプランの作成料を請求できるという、いわゆるケアマネジャーがいるところの居宅介護支援事業所の事業所のような事業をここで行っています。

それで歳入のほうにつきましても併せて見ていただきたいんですが、37ページをお開きください。

37ページの雑入の14番です。介護予防サービス計画費収入ということで、1,817万1,000円、これが財源になります。それで、100ページのほうに戻っていただきたいんですが、歳入が1,817万1,000円ありまして、この地域包括支援センターの事業費が1,152万9,000円です。したがって、歳入超過ということになります。この歳入超過の分につきましては、包括支援センターの職員の人件費、こちらのほうに充当するということになります。

それで、13の委託料ですが、歳出のほぼこの部分に当たるんですが、介護予防給付ケアプラン作成委託料ということで、地域包括支援センターの職員だけでは要支援1、2の介護プランを全部立て切れません。したがって、民間の居宅介護支援事業所のほうに委託ができるということになっております。その部分が1,125万9,000円、それ以外の部分は包括の職員がケアプランを立てているといったような事業になります。

続きまして、次の説明欄2番の生きがい活動支援通所事業950万6,000円、これは去年と変わらない事業ですが、変わった部分につきましては、海上支所の利用料、これが委託先が社会福祉協議会とやすらぎ園等の事業所に委託しているんですが、社協の海上支所に委託している分についてはおふろがないということで、ほかの委託内容と若干違くと、それと利用料が高いというようなことが出ていました。したがって、利用料の一部を少し引き下げまして、今まで500円をいただいていたんですが、300円ということで改定してございます。

続きまして、次の102ページの6番をお願いします。

緊急通報体制等整備事業ということで950万1,000円、これにつきましては、緊急通報の分として、13委託料ですが、238台分を予定しています。

続きまして、20の扶助費ですが、老人日常生活用具扶助費ということで、ひとり暮らし等の方々を対象に火災警報器、これの補助をするということになっています。

続きまして、7番目の介護老人福祉手当支給事業、これは介護度が4、5のねたきりの人たちの介護に当たる方に対しての手当ということになります。月額1万650円を対象者221人と見込んで予算を計上してございます。

続きまして、一つ飛びまして9番の地域ふれあい交流事業、これにつきましては閉じこもり防止ですとか地域コミュニティを推進するという目的で、社会福祉協議会の下部組織であります地区社会福祉協議会というのが市内に16ございます。その16の地区社会福祉協議会に対して委託をするというような事業になっております。

103ページ、介護保険費のほうの説明欄3、介護保険事業特別会計繰出金ということで4億6,253万6,000円、内訳ですが、繰出金の1つ目の介護給付費繰出金、これは介護給付費の12.5%を市が負担するものです。2つ目の地域支援事業繰出金、これも地域支援事業が2種類ございまして、介護予防事業に対する市の負担金が12.5%、もう一つが包括的支援事業と任意事業に対する市の負担金が20.25%分、これをそれぞれルール分を負担するものです。3つ目は、事務費の繰出金ということで、全額を市からいただくというようなことになっています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課の議案第1号の所管部分を申し上げます。

本会議で説明していない部分について申し上げます。

歳入についてです。

これは全体的なものとしては、対前年度1.2%増となっています。内容としましては、循環型社会形成推進交付金、これは合併浄化槽ですけれども、この分が新規分が24万円から12万円に減額になることや申請基数の減を見込んでおります。反対に増となるものとしましてはリサイクル資源、これは雑入に入るものですけれども、これは相場が現在高いことから約54%増と見込んで、全体で1.2%増となるものでございます。

具体的には19ページです。12款1項3目の衛生手数料、これは説明欄3番、火葬場及び火葬施設使用料でございます。これは18年度実績に基づいて算定してございます。

次が21ページになります。12款2項2目の衛生手数料、これは2.2%増を見込んでいます。この増の主なものとしましては、2節衛生手数料の中の塵芥処理手数料、これは、ごみ袋の販売については若干減を見込んでおりますけれども、ごみ処分分、これを増と見込んでおります。これも実績に基づいて見込んでおります。

次が23ページ、13款2項3目の衛生費国庫補助金、これは先ほど申し上げました合併浄化槽の関係でございますけれども、新設分の交付金減額や申請基数の減を見込んでいるためでございます。減額率としては39%を見ております。

次が28ページから29ページで、これは衛生費県補助金でございます。これは、やはり合併浄化槽で国・県・市という3分の1ずつの負担割合ですので、これも減として見込んでおります。

歳入のほうで最後ですけれども、37ページの雑入の中の説明欄8番、リサイクル資源売却収入、これは先ほど言いましたように増を見込んでおります。これは本年度実績を算定にして増として見込んでおります。

次に、歳出のほうに入ります。

歳出の全体の関係でございますけれども、環境衛生費では対前年7.1%の減です。減の主なものとしては、東総地区広域市町村圏事務組合負担金、それから合併浄化槽設置事業での補助金の減が主なものでございます。

ページ数から申し上げます。129ページから130ページをお願いします。

その中の説明欄の2番、東総地区広域市町村圏事務組合負担金でございます。前年度が2,416万6,000円であったものが1,546万円でございますけれども、これは広域ごみの施設候補地の白紙化に基づいて、当初予定されていた事業が減ったものでございます。

次が、ちょっと飛びまして133ページ、8番のごみの減量化推進事業でございます。これは、対前年度に比べますと69.4%の増となっております。

内容でございますけれども、電動生ごみ機、それからコンポストですか、これについて現在助成しているものですが、助成額をこちらのほうは減らしてございます。電動生ごみ機については2万円から1万5,000円へ、生ごみ機、コンポストについては2,000円から1,500円という、これは現在、申請数の減等もありまして減額としております。その代わりとしまして、新しい新規事業でございますけれども、資源ごみの集団回収事業を20年度考えております。これは、具体的には指定業者と自主的に実施する地区団体が話し合い回収するものです。回収量の実績に応じて市からキログラム5円の補助金を助成するものです。これを行うことにより、資源ごみのリサイクル化、減量化を図っていくものでございます。

次が同じ133ページ、9番でございます。犬猫の不妊去勢手術普及事業です。これについては制度の見直しを行っております。今までは犬1頭、猫無制限という形で助成していたものですけれども、これについて、20年度は基本的には1世帯当たり2頭または2匹という制

限を設けたいと思っております。また、補助額については1頭、1匹当たり5,000円から3,000円という形になります。これは、この近辺ではやっている所がなくて、旭市独自の事業としてやっていたものですが、愛犬といいますか愛猫ですか、個人的なものもありますので、そういう形で見直しをしております。

次が135ページから136ページの5目公害対策費です。対前年度比37%の減の内容でございますけれども、これは地球温暖化対策推進実行計画を策定しておりまして、これが本年度終了しますので、減となります。

次に、138から140ページまでの説明欄3番、塵芥処理施設運営費でございます。これは、全体では2.9%の減です。この予算はクリーンセンター及びグリーンパーク施設に係る運営費分を主なものとしています。20年度の主なものとしては、最終処分場の延命化を図るための可燃性粗大ごみ破砕機を導入します。これによりまして、破砕ごみ等の木材類を破砕して焼却できるものと、減量化が図られるものと考えております。

次に、ごみ計量受付窓口は現在左側にありますが、これを右側にプレハブ棟を設置して、通行車両等の混雑の緩和を図っていきたいと思います。

そのほかとしましては焼却施設改修工事、現在、焼却施設建築後16年が経過しておりまして、焼却炉及び附属施設の劣化が著しいことから、定期的な修繕を行っていくものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、教育委員会庶務課から補足説明を申し上げます。

庶務課では、教育費のうち1項教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費のうち、その中で13事業を予定しておりまして、その合計が15億5,500万円ということでございまして、昨年度が約19億円でございますので、3億4,400万円程度の減を予定しております。これは、昨年度と比べると18.1%程度の減額になります。

それでは、主な事業についてご説明申し上げます。

歳出のほうで、226ページをお開き願いたいと思います。

小学校費のうちの説明欄4番の中央小学校の改築事業でございます。これに1,292万5,000円を予定しております。その内容につきましては、役務費に52万5,000円ということで、これは確認申請等の手数料を予定しております。

次の委託料につきましては、設計業務の委託料に970万円、これは校舎の解体等の設計も

含んでおります。それと、地質調査に90万円、これは3か所の調査を予定しております。次に、耐力度の調査に180万円となっております。

次の5番でございますけれども、矢指小学校の改築事業でございます。これに6,446万円を見込んでおります。まず、役務費の72万3,000円は確認申請の手数料を予定しております。

次に、委託料のうち設計業務委託料、これも解体を含んでおりますけれども、それに1,600万円、地質調査に90万円、測量の業務委託に100万円。

次に、公有財産の購入でございますけれども、矢指の校舎の北側にある土地、田んぼでございますけれども、5,560平方メートルについて購入をしたいということで、2,700万円ほど予定をさせてもらっております。

それと、負担金補助及び交付金でございますけれども、先ほど申し上げました土地につきまして、これが大和根土地改良区に加盟しておりますので、それらの土地の決済金、除外のための決済金に155万6,000円を予定しております。

それと、補償費でございますけれども、先ほど申し上げました土地の上にハウス等が建っておりまして農業をやっております。したがって、その補償費としまして1,728万1,000円を予定しております。

中央小学校、矢指小学校とも来年度につきましては調査、設計等をして、21年度、22年度で建築を予定しております。

続きまして、中学校費でございますけれども、232ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の説明欄4番、233ページでしたか、一番頭でございますけれども、第二中学校の改築事業でございます。これは19年度、本年度から継続して行うものでございまして、それに11億5,662万7,000円を見込んでおります。

まず、役務費の132万7,000円でございますけれども、これは校舎が新築になったときに、今の校舎を解体しますけれども、それに伴い、そこにある備品等の運搬費、新校舎へ運ぶ運搬費に100万円程度、それと確認申請、後に部室等の建築もございまして。そういったものの確認申請に32万7,000円を予定しております。

次に、委託料でございまして、設計施行監理の委託料に1,030万円を見込んでおります。

次に、工事請負費でございますけれども、校舎の建築、改築が20年度は6割を予定しております。そのほか連絡路だとか、あるいは解体工事、部室の新築、植栽工事等を含めまして10億9,500万円を予定しております。校舎につきましては8億300万円程度、連絡路につき

ましては9,400万円、解体が9,700万円、部室の建築に7,000万円、植栽工事に1,300万円、それと屋外の運動場の整備に1,500万円程度を予定しております。

次に、公有財産の購入費に4,000万円を予定しております、二中に隣接する土地1,500平方メートル程度の購入を見込んでおります、それに4,000万円を予定しております。

次に、補償費でございますけれども、1,500平方メートルの土地を購入しようとするところでございますもろもろの財産の補償、そういったものをここで1,000万円ほど予定をさせていただきます。

以上でございます。

それで、あと歳入でございますけれども、現在の二中の事業につきまして歳入がございまして、24ページでございます。その二中の改築工事に伴う歳入が2億200万円、24ページの中学校費、国庫補助金のうち安全・安心な学校づくり交付金というところに予定しております2億200万円が、それに充当したいということで予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、学校教育課所管の主な事業について補足説明をさせていただきます。

予算書の220ページをご覧くださいと思います。

220ページ、説明欄の11をご覧ください。沖縄交流事業でございます。これは、旭市と沖縄県中城村の児童が相互に訪問し、相互理解と友好親善、交流を図るとともに豊かな人間性、社会性を培い、視野の広い人材の育成を目的とするものであります。平成20年度は、7月に2泊3日で豊畑小、三川小、飯岡小の5年生20名が沖縄を訪問し、中城村の小学生と交流を図るとともに沖縄県内の文化遺産、遺跡等を見学する予定であります。

なお、中城村の児童については、平成21年2月に本市を訪問する予定であります。

続きまして、228ページをご覧くださいと思います。

228ページ、説明欄6をご覧ください。小学校教諭補助員配置事業でございます。本事業は、心身に障害を持ち学習活動上の支援を必要とする児童・生徒が在籍する学級及び児童・生徒数が多い学級に対しまして、担任教諭をサポートする教諭補助員を配置し、個別指導の充実及びきめ細かな学習支援を行うものであります。平成20年度は中央小、干潟小、富浦小、矢指小、共和小、鶴巻小、嚶鳴小、三川小の8校に配置を予定しております。また、次期学習指導要領で導入されることとなりました小学校高学年の英語に対応できるよう、市内中学

校に配置のALTの活用と併せて補助員1名を配置し、小学校における英語教育の充実を図るものであります。

同じく説明欄7をご覧ください。小学校英語活動等国際理解活動推進事業でございます。事業費は106万8,000円とありますが、過日、県の教育委員会より連絡がありまして、78万円に減額するとの連絡がありました。ということで減額となる予定であります。

本事業は文部科学省の委託事業でありまして、小学校における英語活動等国際理解活動について指導方法の確立を図るため、地域の拠点校として三川小学校を指定し、ALTや地域人材の効果的な活用を図り、旭市及び近隣の教職員の英語力及び指導力の向上を図るものであります。

続きまして、229ページをご覧ください。

説明欄の8でございます。放課後児童健全育成事業でございます。本事業は、児童が下校後、家庭において保護を受けられない場合、児童の生活指導を行い児童の健全な育成と事故防止を図るための事業であります。対象は小学校1年生から3年生の児童であります。

平成20年度につきましては、昨年10月、萬歳地域の保育所及び現在の小学校1、2年生を対象としアンケート調査を実施し、結果5名の加入希望がありましたので、萬歳小学校にも開設する予定となりました。が、しかしながら、本年4月からの加入申し込み受付を実施しましたところ、加入希望者がなく、アンケート結果による加入希望者へ問い合わせをしましたところ、加入を見合わせるとの回答でありましたので、平成20年度も19年度同様、萬歳小を除いた14クラブの実施となる予定でございます。

続きまして、235ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄の6でございます。中学校教諭補助員配置事業でございます。これは先ほども申し上げました小学校教諭補助員配置事業と同様でありまして、20年度につきましては第二中学校、海上中の2校に配置を予定しております。

236ページをご覧いただきたいと思います。

説明欄8でございます。課外活動支援事業でございますが、本事業は、選手時代の実績や支援者としての活動実績が顕著な地域の人材を指導員として登録し、中学校に派遣するものであります。平成20年度は課外活動指導員は24名予定されており、運動部8種目、文化部1種目、計9種目に派遣を予定しているところであります。20年度も課外活動支援の充実を図り、トップアスリートの育成や県、関東、全国で活躍できる選手につながるよう事業の充実、発展を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、議案第1号の中で生涯学習課所管の主な事業についてご説明申し上げます。

まず、243ページをご覧になっていただきたいと思います。

説明欄2番、文化振興事業3,324万6,000円です。これにつきましては、舞台芸術の場の提供として、演劇、コンサート、文化講演会、旭寄席など、市民参加事業としまして市民音楽祭、市民ミュージカル、文化祭など15事業を予定しているところでございます。平成20年度は、その事業の中で特に千葉県子ども合唱フェスティバルが本市で開催する予定となっております。また、NHK公開放送も昨年に引き続き予定されておりまして、番組名は「それゆけ民謡歌祭り」でございます。

続きまして、261ページをご覧になっていただきたいと思います。

説明欄4番、大原幽学遺跡史跡公園管理費2,030万2,000円です。これにつきましては、遺跡史跡公園の維持管理を行う経費でございますが、20年度に新規事業としまして262ページ、17節公有財産購入費1,300万円を計上しました。これは、国指定遺跡となっております大原幽学先生が天保年間に耕地整理を行った水田につきまして、所有者から要望があることから文化庁、県との協議を受け取得する予定であります。購入予定面積は1万2,665平米でありまして、国庫補助金として補助率80%の1,040万円を見込んであります。

続きまして、262ページの中の説明欄5番、大原幽学遺跡「旧宅」半解体修理事業、大原幽学旧宅の破損や腐食の拡大を防ぐため、平成19年度から21年度までの3か年で半解体の修理を行うもので、平成20年度は2年目に当たります。20年度の事業としましては、屋根のふき替え、外壁、はり等の腐食損傷の修理、建具の修理などを行いまして、また、ふすま等の下張り文書については、文化庁の指示によりまして一部解体調査を行う予定であります。

なお、特定財源としまして、国庫補助金は補助対象額の2分の1、県補助金は4分の1を見込んでおります。

続きまして、264ページをご覧ください。

説明欄3番、264ページの一番下のほうですが、国民体育大会開催事業600万円は、平成22年に千葉県で開催される、ゆめ半島千葉国体の卓球競技会の開催準備を推進するため、国体旭実行委員会へ補助金を交付するものです。

続きまして265ページ、説明欄2番、社会体育施設管理費ですが、この予算は、総合体育

館を中心に野球場、テニスコートなど市内の社会体育施設の管理を行う経費でありまして、266ページ、中段15節工事請負費578万4,000円につきましては、総合体育館の冷暖房設備の心臓部に当たります吸収冷温水機の分解整備工事を予定しているところでございます。

続きまして267ページ、説明欄4番、総合体育館改修工事900万円でございますが、これは平成22年開催のゆめ半島千葉国体の卓球競技に必要な整備を行うもので、競技開催に必要な既存施設の改修については、県から2分の1の補助率で補助金が交付されます。県補助金での整備の主なものは、遮光カーテン設置工事、これは外光がメインアリーナに入らないように遮光カーテンを設置するものです。それと天窓改修工事、これも外光がメインアリーナに入らないように、天窓に遮光カッティングシートを張り付けるものです。それと2階の通路手すり改修工事、これはメインアリーナ2階、ランニングコースの東西部分が格子状となっている手すりを強化ガラスに変更するための工事になります。そのほか補助対象外として本管懸垂幕設置工事、樹木の移植工事を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで11時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時15分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 審査に入る前に質疑をさせてもらうわけですが、今、かなり細かく説明をいただいたこともありますし、また、もっと聞きたいという部分もありますので、進行上、款ごとに質疑をさせていただくことがよろしいかなというふうに思っているんですが、去年の例ですと、全体的に質疑をするということでしたけれども、区切りよくやったほうがいいのかというふうに思っているものですから、皆さんの意見を聞いていただいて、

それで自分もちょっと少し予定してきているものですから、皆さんの意見を聞いていただいて、どう進めたらいいのかどうか。私は款ごとにやっていただいたほうがいいのかなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ただいま神子委員より、質疑は款ごとにしたほうがいいのではないかという意見が出ました。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 異議なし。

○委員長（柴田徹也） 異議なしと意見がございました。いかがでしょうか。

そのほかの意見がございましたら。

林委員。

○委員（林 一雄） 款ごとにやった場合に、執行部の皆様方は、関係ない課は退席をしてもらう、そういうことですか。

○委員長（柴田徹也） 他に異議がないようでございますので、款ごとということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

3 款の民生費からお願いいたします。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） まず、私立保育所の113ページをお願いします。111ページから113ページにかけて私立保育所の補助金ということでもありますけれども、私立保育所は市内で何件くらいあるのでしょうか。それを聞きたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 私立の保育所ですね。6 か所でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） この補助金に対して名目が全部違うと思うんですけれども、2,244万4,000円という補助金の合計があるんですけれども、これの中で、内訳の中でこの6 か所の保育所に1 か所大体幾らぐらいずついくんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 保育所によりまして、もちろんサービスを提供している内容が

違いますので、その内容によりまして補助金は交付されるということでございます。それと、もちろん利用する児童の数、そういうものが基本になってまいります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。そうすると、これは後で幾らぐらいいっているのかというの、各名目別には分かるでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 事業ごとに、それぞれ保育所ごとの補助金がいっている額というものは、これは分かります。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 次に生活保護費ですけれども、この生活保護費、これは何人ぐらいいて1か月どのくらい支給されているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） この予算書のページでいきますと、115ページから116ページにかけて一番下の扶助費の部分ですが、これは生活扶助で申し上げますと、この予算の見込みにおきましては226世帯、276人を見込んでおります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 104ページの委託料のところ、ちょっと1点だけお尋ねしたいと思います。

13節の委託料342万8,000円、これは家庭内暴力とか何かそういう件で、1件だけ予定しているという説明でしたけれども、実質は1件もないということでしょうか。ちょっと1点、お尋ねしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは昨年から、いわゆる配偶者に対します夫からの暴力等で、どうしても一時保護をしたほうがいいという方々のための事業でございまして、昨年から、

こういうケースもあり得るだろうということで計上をさせていただいているところです。それで、昨年の5月には1組、正直ございました。それで、今、その方はもう市のほうへ帰ってきておりますので、実際には今ございません。ゼロでございます。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） それでは、民生費につきまして、3点ほどお伺いをします。

まず、89ページなんですけれども、あさひ健康福祉センター運営事業なんですけれども、本会議の質疑でもお伺いしたんですけれども、先ほどの説明もございました、営業時間が多くなったり利用者が多くなるから、昨年度と比較しまして539万9,000円ほどの額を高く見積もっているというお話でございましたけれども、19年度の福祉センターの利用数と、これからパークゴルフ場が7月からできるわけでございますけれども、その人員が多くなると思うんですけれども、要するに来年の3月まで9か月の間、増になると思うんですけれども、人数としてどのくらいを見込んでいるのかお聞きしたいと思います。

それと111ページになりますけれども、一番下の7番の一時保育事業なんですけれども、611万3,000円となっております。前年度と比較いたしまして137万円ほどの増でございます。これについての内容、例えばどこの保育所にこの増を持っていくのか、分かればお伺いをしたいと思います。

次に、最後になりますけれども、先ほど伊藤委員が質問されましたけれども、115ページの生活保護の扶助費なんですけれども、これは前年度と比較すると、やはり2.9%ほど減ということでございますけれども、ここに8扶助費がございます。8扶助費の今、生活扶助費だけをお伺いしましたけれども、残りの7扶助費についてと世帯数についてお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず89ページの福祉センターの関係からご説明をさせていただきます。

福祉センターのほうの年間の利用者はおおむね1万8,000人強ということで、1日60人程度の利用をいただいているところでございます。それで、今回営業日数を増やす、それから営業時間を増やすというような中で、利用者そのものについては、だいたい2割程度増える

だろうと、そういう予測で予算計上はさせていただいているところでございます。

それから、111ページの一時保育の関係でございますが、確かにここで増えております。それで、この実施をしている施設を申し上げますと、中央第三、それから三川、そしてあとは私立のほうでは、サンライズを除きます5保育所が一時保育を実施しているところでございます。それで、私立のほうの一時保育の利用人数はちょっと把握できておりませんが、中央、それから第三、これらにつきましては、だいたい1日60人くらいの利用があるところでございます。それで、一時保育の需要というものも最近やはり多くなってきておりますので、それらの対応も今後しっかりやっていかなければならないなというふうに感じておるところでございます。

それから、115ページでございますが、扶助費、先ほど生活扶助費につきましては226世帯の276人ということで見込んでおりますが、住宅扶助につきましては131世帯を見込んでいます。それから教育扶助、これは小学校で3名、中学校で2名。それから医療扶助、これが184世帯の216人を見込んでおります。それから、葬祭扶助につきましては1件分でございます。そして、あとは施設事務費ということで、施設入所の方々に関する部分ですが、これは14人でございます。それから生業扶助でございますが、これは高校生がこれから働くためのいろいろな援助分というようなことで3名です。それから介護扶助、これが34人程度ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみません、よろしくどうぞお願いいたします。

93ページのグループホーム助成事業、旭市に今どのくらいの事業所があるのか件数と、人数のほうがわかりましたらお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 今、資料を探しますので少々お待ちになっていただきたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、民生費の関係につきましてご質疑申し上げます。ページを追って、何点かお伺いいたします。

89ページになりますが、ただいまも質疑がありましたけれども、その前に4節の旭市社会

福祉協議会助成事業、これ昨年度に比較しますと128万2,000円の増加ということになっておりますので、これは事業の内容が、若干違った事業を組み込んだのかどうか、それによっての補助なのかどうか、これについて簡単に結構ですからお伺いいたしたいと思います。

ただいまも質疑ありましたけれども、あさひ健康福祉センター運営事業、その下の旭市福祉協会助成事業、これもいずれも昨年度と比較して増の予算を組まれております。あさひ健康福祉センターにつきましては本会議でも説明があり、委員会でも説明がありましたので省略いたしますけれども、福祉協会への助成事業ということで、この福祉協会につきましては、ご案内のように山の家、そして健康福祉センターについての事業ということでこの二つの事業を行うということで、今度合わせて各事業がここに入ってくるわけです。そうしますと、旭市福祉協会助成事業が1,671万9,000円の予算ですけれども、昨年度と比較して67万円ほど増額をされておりますので、これはどういった理由なのかどうかお伺いをいたしたいと思います。

次に90ページ、扶助費の関係ですが、難病の療養者の関係です。旭市にこれに該当する方が何人おられて、そしてまた当初予算は231万7,000円、昨年度と比較しますと14万3,000円の増となっておりますので、現状と、恐らく人数が増えているかも分かりませんし、内容的に給付する内容が見込まれるということでしょうけれども、簡単に結構ですから内容をお示しいただきたいと思います。

同じページの15節の飯岡福祉センターの運営事業の工事請負費の関係です。空調設備の設置工事ということで、ただいまも説明をいただきましたが、この飯岡福祉センターについては、いつごろ設置されたものが今回、この設置工事ということで空調を整備していくのか。これまでに空調の整備というのがあったのかなかったのかどうかということにつきまして、どういった内容を工事するものかどうかお伺いをいたします。

91ページですけれども、これはあらかじめ説明をいただいて、恐らく予算の組み替えということだと思いますが、障害者の福祉事務費、この中で昨年度等を見てみますと、報酬の中で介護給付費等審査会委員の名称がないですね。これが10人で108万円計上しておりました。これは恐らくあとのページに出てきますけれども……ちょっとお待ちください。

ちょっと別にしまして、94ページの自立支援給付事業、ここに8人ということで審査会の委員というのが計上されておりますので、これは組み替えと思いますので、確認をさせていただきたいと思います。

また、同じところに委託料として障害程度区分認定審査委託料というのも、これ組み替え

だと思いますけれども、これについても簡単で結構ですからお願いいたします。

前のページに戻りますけれども、そこで介護給付費等審査会の委員が10名だったものが8名ということですから、これはどういった理由かどうか、これも併せてお願いをしたいと思っています。

今申し上げました委託料については、昨年度は障害者福祉事業費の13節委託料で231万4,000円計上してあったものが、94ページの組み替えということだと思います。

次に、同じ障害者福祉事業費の事務費の19節負担及び交付金の知的障害者生活ホーム運営事業補助金250万8,000円となっておりますが、これ事業費が増加になっておりますので、この事業補助の内容についてお伺いをいたします。

あと景山委員のほうからもお話がありました93ページ、グループホーム等運営費助成事業ですが、881万7,000円補助金として計上されております。これについては、どこのケアホームにこれが補助として繰り出されるものかどうか、お伺いをいたしたいと思っています。どんな事業なのかどうかも含めてお願いいたします。

次に94ページ、自立支援給付事業の中で扶助費、94ページの下から2行目に書いてあります生活療養介護の給付費、これについて4,953万3,000円となっておりますけれども、これがかなり増額になっておりますので、これの内容について簡単で結構ですからお伺いをいたしたいと思っています。

なお、扶助費の一番最後、サービス利計画作成費76万8,000円ということで新たに予算組みされておりますけれども、こういった利用計画を作成するのかどうか、これについてお伺いいたします。

100ページですが、新たに後期高齢者の関係が出てきました。職員が3人、そして2億6,037万1,000円ということで新たな取り組みがされますけれども、私自身説明をいただいたんですが、よく分からない状況です。今回は、広域連合に行く負担金、そして特別会計からの繰出金、そして、それらが予算組みされておりますけれども、これまた違う議案でもありますけれども、端的に言うと、この100ページでは職員の方の給与ということで事務をやられるわけですが、今まで老人関係の事業をやっておりましたけれども、これは削減されました。それによって75歳以上の取り組みということで、新たにできたということで、この予算的な措置というのは、市としては持ち出しがトータル的に増えるのかどうか、そしてまた、個人については年金からそのまま天引きされるという部分がありますけれども、保険者に対してはどういう影響があるのかどうかというのがよく分からないんです。これは別の

議案でもありますけれども、その点について、行政としてはどういうふうなことで取り組まれようとしているのかどうか。この辺ちょっとここで聞くのがいいのか、違った議案で聞くのがいいかどうか分かりませんが、予算組みということで、その辺お願いしたいと思います。

105ページですが、ただいまも向後委員のほうからご質疑ありましたけれども、去年の当初は104万円ということで計上され、平成20年度については一組1年間分ということで342万8,000円、こういう予算が計上されました。これは、施設の入所というのはどういうことを表しているのかどうか。要はアパートなのか、それとも公的な施設なのか、その辺よく分からないものですから、どういうところに入所措置をするためのものなのかどうか、今後、こういう傾向というのは見られるものかどうかについてもお示しをいただければありがたいと思います。

それから、その下のひとり親家庭等医療費等助成事業ですが、これは現在、旭市としてはこれに該当する世帯は何世帯あるのかどうかもお伺いしたいと思います。

それから、保育所の関係でお伺いをいたしたいと思います。今回、平成20年度から指定管理者制度が導入されてスタートを切るわけです。本会議でも説明をいただき、また、委員会でも説明をいただきましたが、特に危惧するのは管理制度を導入して、賄い材料ということで、今までは15の保育所については1人の栄養士さんが献立も同じく、1年間の献立を立て、もちろん月々で決めて、栄養はバランスも考えてやってきたわけです。それによって地産地消という立場から、なるべく地元の新鮮野菜も含めて保育所が購入し、それを使うという、そういった位置づけに立ってやってきたと思うんですが、今度は指定管理者制度が一部採用されました。そうしますと、賄い費については管理費に含まれているのかどうか。それについてはいわゆる献立ですね、全部お任せなのかどうか。要は指定管理者制度を置くことによって、メリットというのは人件費の削減とか、そしてこういう賄いについて安く上げようとする、ここだけしかないんです、実際問題。ですから、一番子どもが成長盛りに食料という毎日食べる賄いについては、公的と同じように同じものを食べてほしいという、そういう気持ちがあると思いますし、そうでなければいけないというふうに思いますので、保育事業を進めるに当たって、指定管理者制度を導入する場合には、そういったことについてはどうか、その点お願いをしたいと思います。

というのは109ページで、これは人員が減っているということであれば、それで分かるわけですが、109ページの保育所運営費、これについては、昨年当初が9,583万4,000円

が8,750万6,000円ということで減額されておりますので、この辺の兼ね合いがどうか分からなかったものですから、ご質疑をするものです。

それと、保育所関係で大きな点で修繕料並びに維持補修費、これも109ページにあります。が、保育所というのは男性の方がおりません。所長以下女性の方ですよね。ですから、施設の維持管理、それから突然起こってくる修繕、こういったことについては、いつもきめ細かくフォローしていかなければいけないということでもありますけれども、毎年毎年修繕料並びに維持補修費を組み込まれておりますけれども、この修繕ということを考えた場合に、実際どういうふうに行われているのかどうか、要は子どもたちがおりますので、すぐ必要なものということもありますから、即対応ということをした場合にスピードアップ、即対応ということを考えていかなければいけない状況がありますので、これまでどうされてきたのかどうかを含めてお願いをいたしたいと思います。

111ページの保育所指定管理委託料については、先ほど申し上げましたように賄い費の関係についてご答弁いただきたいと思います。

以上です。ちょっと長くなりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時 0分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 神子委員のご答弁の前に、先ほど景山委員のほうからグループホームの関係で人数等を申し上げますと、14施設で25人入居しております。

それで神子委員のご質問に対しまして、順を追ってご答弁申し上げますが、場合によって答弁漏れが生じないとも限りませんので、もしございましたら、よろしくお願いいたしますと思います。

89ページの関係でございますけれども、社会福祉協議会の助成、それから健康福祉センタ

一の運営事業、それと6の福祉協会の助成事業、それぞれ増となっている。それらの要因でございますが、まず、社会福祉協議会の増につきましては、これは19年度当初と20年度、今現在の人員の配置の関係で人事異動がございまして、人件費が変わっておりますので、それらの増ということでございます。

それから福祉センターの関係ですが、これは林委員のご答弁でも申し上げましたように、原則無休で、それから時間延長もするというので、これらの運営費につきましては増になっております。

それから、福祉協会のほうの増でございますが、これも昨年度と今年の人が入れ替わっておりますので、その人事異動によりますところの人件費ということでございます。

それから90ページでございますが、難病療養者の医療費の助成事業ということですが、これは実際に19年度と数字が動いておりますが、これは19年の実績見込みに合わせまして予算を組んでおります。それで、20年度ではその実績見込みに合わせまして、102人の利用を見込んでおるところでございます。

それから、同じ90ページの中で飯岡福祉センターの空調設備の関係でご説明を申し上げます。飯岡福祉センターにつきましては、平成8年5月に開場をしております、それから部分的なそういう空調設備については補修をやってきましたけれども、今回、どうしても全面改修しなければならないと、そういう理由で20年度、健康センターのほうと併せまして一体的に整備をするものでございます。それで、この冬も正直部屋によって暖房のきかないところがございまして、そういうところにつきましては暖房機を入れて、ファンヒーター等を入れて対応をしておったという状況でございました。

それから、91ページでございますけれども、障害者福祉の事務費の中で報酬の関係でございますが、これは委員がおっしゃられましたように、組み替えをしたことによりまして、こういう数字の異動になっております。それで、20年度8名が19年度10名に対してその理由はということでございますが、10名委員さんはいらっしゃいます。そのうち中央病院の先生に2名入っていただいておりますので、中央病院の先生には報酬をお支払いしないということで、8名ということでございます。

それから、同じ91ページでございますが、障害者福祉事務費の中で、19節の負担金補助及び交付金の知的障害者生活ホーム運営事業補助金ということで250万8,000円計上しておりますが、実際にこの対象になる施設は2施設ございまして、そこに3名の方が生活をされております。それらに対します運営費の補助ということでございます。

それから93ページでございますが、グループホームの運営費助成事業ということでございますが、これにつきましては、まず定員4人以下、それから定員5人以上ということで区分けがございまして、4人以下の施設で7か所ございます。それから、5人の施設で2か所ございまして、合計9か所のグループホームに対します運営費の補助でございます。それで、人数で申し上げますと4人以下の7か所には13人おります。それから5人の施設で12人ということでございます。それで、これらの補助が560万円ほどになるんですが、そのほかに家賃補助ということで、グループホームの入居者に対しまして1万円を限度としまして家賃を補助しております。これらの対象者は30人いらっしゃいます。

それから94ページでございますけれども、自立支援の中でのまず、94ページの一番下のほうに扶助費の中で生活療養介護給付費という部分がございますが、4,953万3,000円、これは40人の見込みを立てております。それで、19年度は10人ということで990万円ほどの事業費だったんですが、これにつきましては、自立支援法がスタートしまして、通所事業所から生活介護の事業所のほうへ移行した施設が3施設ございまして、今現在は4施設でサービスの利用をしておると、そういうことでございます。

それから、95ページの同じ扶助費の中でサービス利用の計画作成費ということで76万8,000円計上してありますが、これにつきましては7人を見込んで立てておるところです。それで、この利用につきましては、審査会を経た後にそれぞれの方々がサービスを受ける利用計画を策定しますので、その作成費ということで計上をしております。

それから、今度は105ページでございますけれども、母子生活支援の関係でございます。104ページから105ページで説明欄3の13委託料、母子生活支援施設入所措置委託料ということでございまして、これにつきましては、母子寮というふうにお考えいただければよろしいかと思います。それで、どうしても今、いろいろと社会が混沌とするような状況の中で、こういうような措置をしなければならない、そういう状況は恐らく生じないことが一番いいんですが、生じた場合には、これぐらいの1年間の利用料がかかってしまうということで計上をさせていただいております。

それから、同じ105ページのひとり親の家庭の関係でございますが、ひとり親の世帯の数ということで申し上げますと、19年11月の数字で申し訳ございませんけれども、合計しますと646世帯でございます。これは父子、それから父母ともにいない世帯を含めまして、646世帯ということでございます。

それから109ページになりますが、保育所の運営費でございますけれども、保育所の運営

費につきましては、ここで大きく減額しておりますのは、15施設から、今度指定管理分として除かれますので、14の保育所の運営費ということになりますので、大きく減額になっております。

それで、その中で修繕の関係のご質問がございました。修繕につきましては、大きな予算を必要とする修繕と、すぐに対応できる修繕と2通りあるかと思いますが、私どものほうは、実際に児童にすぐ影響が及ぶ状況のそういう内容であれば、すぐに修繕に対応します。それで、若干予算が伴い、また時期的にも少し補正等で間に合うなというようなものについては、補正予算等で対応しながらやっております。いずれにしましても、迅速に現場を見た中で対応をさせていただいておるつもりでございます。

それから、111ページになりますが、指定管理の件に伴って、給食材料そのものが地産地消からどういうふうな形に変わるのかということで申し上げますと、指定管理料の中には給食に関する業務、それから原材料費含めまして、そういう部分はすべて指定管理料の中に含んで委託をしますので、市の公立のそういう給食メニューとは若干違ってくこと、これ間違いございません。事業を引き継いでいく中で、そういう地産地消に努めていただくようにという、そういうことはもう既にお願いをしてあるところでございます。それで、指定管理の契約をしていく中で、私どもも相手方とお話をさせていただいた際に、自分のところで給食業務をやっていくのであれば、市の献立表に基づいて、今までと同じような形で対応することもできますよというようなお話をさせていただきましたけれども、受ける側は、外部の給食の業者のほうに、その部分は委託をするようなそういう予定だそうでございます。

いずれにしましても、給食のメニューが極端に変わるようなことになっては困りますので、4月に入りましたら、保護者の皆さんにその給食の内容も試食していただく、そういうような日も設けて、きちっとした対応をとっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、神子委員の100ページになりますが、後期高齢者医療費の関係についてお答えいたします。

まず、現行の老人保健会計、老人保健制度が今度後期高齢者医療制度に変わることによりまして、ここの科目が設定されたんですけれども、これについて、現行とどのように変わっていくかということについてお答え申し上げます。

まず、1番目の職員給与費3人につきましては、これは今まで老人保健特別会計で支出し

ていた分をこちらの会計に移すということで、ここの部分については変更ございません。

2番目の広域連合負担金でございますけれども、2,931万5,000円、これがこの4月から本格稼動するということで、平成19年度においても、この負担金については支出していたんですけれども、今年につきまして、職員の人件費につきましても今まで19年度は25名が今度42人になると。17名増。あと資格、いわゆる給付事務、これが本格的に始まる。あとは電算関係等で、ここら辺につきまして56市町村で総人口割、あるいは高齢者75歳以上の人口割、均等割というような形に基づきまして、旭市の負担分が設定されたものでございまして、この部分の2,931万5,000円、昨年度の比較ではございませんけれども、ここの部分が今度の医療制度が始まって、新たに増えた部分ということになります。

3番目の後期高齢者医療特別会計繰出金4億1,459万6,000円でございますけれども、この一番上の後期高齢者医療事務費繰出金1,810万1,000円でございますけれども、これにつきましては、新たに発足いたします後期高齢者特別会計へのいわゆる事務費、徴収事務費等が入りますので、その辺の事務費でございます。この部分が、今まで老人保健特別会計でも同じように事務費を組んでおりましたが、今度こちらに移るということでございます。

あと2番目の後期高齢者医療保険基盤安定繰出金でございますけれども、75歳以上の高齢者に方については新たに保険料が設定されると、所得に応じて軽減されます。その7割軽減、5割軽減、2割軽減というのがございますが、保険料の軽減した分について、4分の3が県で持つ、4分の1が市町村の持ち分ということになります。この8,536万6,000円の内訳でございまして、歳入のほうにもございますように、県の持ち分がこの中で6,402万4,000円でございます。ですから、純然たる市の持ち分といたしましては2,134万2,000円になります。

続きまして、一番下の療養給付費繰出金でございますけれども、3億1,112万9,000円、これについては現行の老人保健特別会計の中でも一般会計繰入金という形で入っておりますが、医療費の窓口負担分、その残りに対して市町村の持ち分というのは12分の1でございます。その12分の1が載っている形でございまして、現行の老人保健制度のほうと何ら変わることはございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、幾つか再質疑をさせていただきます。

まず、89ページの社会福祉協議会の助成事業ですけれども、人件費の増ということですが、これについては、今までどういう形だったのかどうか。要は給与を高くとる方がいるという

ことの判断しかないんですけれども、これのいわゆる福祉協議会については助成事業を行っておりますけれども、人件費が増えた分については、これは同じページの福祉協会助成事業にも言えるわけなんですけれども、双方とも人件費の増ということなんですけれども、今、人件費の削減ということで、これは必要なものはどうしようもありませんけれども、こういったことについてはなるべく削減していこうということでご努力を願っているわけなんですけれども、外郭団体といいますか、財団法人の社会福祉協議会並びに福祉協会については、人件費の増ということはどういうことなのかどうか、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

なお、福祉協会の助成事業については、これまで市のほうから常任理事といいますか、事務担当の職員の方が出向という形で行かれていましたけれども、そういう責任を持ってやられる方が、どうしても課長クラス級だと当然人件費が上がってしまいますよね。そういったことなのかどうか、4節並びに6節のそれぞれの事業について、人件費の増だから補助をするということがどうなのかどうか、ちょっと判断したいものですからお願いしたいと思います。

あと、後期高齢者の医療費の関係については負担金が2,930万円余り、この辺が若干違ってきているなという内容がありましたので、分かりました。あとはまた別の議案でお伺いしたいと思います。

105ページの母子福祉事業委託料で、母子寮だというお話をいただきました。そうしますと、これは旭市にはないですよ。当然、私が知っている範囲では千葉市にありますけれども、そういったところに離れてお世話になると、そういった形になると思うんですけれども、私も過去においてそういった事例があって、内容的には承知をしているつもりです。そうしますと、もしも該当した場合には、当然入居して仕事につくということも当然考えられます。仕事のあっせんというかそういったことについて、1年間ここでお世話になるということからいたした場合に、母子の生活ということからすると、仕事の面についてもあっせんしなければいけないと思いますけれども、その辺についてはどのように把握されているのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

109ページの保育所の運営費ですけれども、14か所の運営を行っていくという予算組みになっております。修繕については、今お伺いいたしました。今回質疑をいたしましたのは、保育所の場合にはどうしても男手が少ないということで、大変ご苦労されているところだし、事務サイドについては、そういった意味では十分な配慮をしているものと感謝しております。これは以前にも議論をさせてもらいましたが、施設運営に当たりましては、きめ細かい配慮

ということからいたした場合に、当然専門的に修繕とか施設の維持管理ということからした場合に、専門的に置くというのはなかなか困難だと思います。庁舎全体の、例えば今回も出ておりますけれども、空調設備あるいはその他設備の施設については、トータル的に考えてもいいのではないかと、あるいは施設については専門的な営繕についても十分配慮をしていただいて、どこかのポジションで見ればいいのではないかと、こんな議論をしてきたこともありますので、今回ちょっと文教福祉という立場の委員として、子どもたちの安全・安心という立場から質疑をさせてもらっております。

それで、日常の修繕維持補修ということについては、壊れたところがあった場合に、それを社会福祉課のほうで見ていただいて、即業者にやっているのか、それとも庁内でそういった営繕については専門的にやられているのかどうかということについて、ちょっとお答えいただければと思います。

それから、指定管理者制度の導入に当たりまして、今ご答弁いただきました。賄いについては、協力する用意もありますよという話ですけれども、やはりこの辺が一番心配になるところです。要は、先ほども申し上げましたように、民間に委託しますと同じサービスでもサービスの内容が変わってきます。要は公的なところであれば、民間のよさを導入しながら、例えば保育所の場合には賄い一つとった場合には地産地消、多少高くても子どもたちに安心・安全なものを食べさせようということで、これは関係者のご理解をいただいてやることもできます。しかし、民間の場合には、サービスを提供するということとはどこかを削ってやらなくちゃいけないということから考えますと、人件費と、それから賄い材料なんですね。同じ子どもでありながら同じサービスの提供を受ける側からすると、この点が問題になってくると思います。ですから、今、試食等云々という話がありましたけれども、この辺は契約時に結んだかどうか分かりませんが、賄い材料ということからすると、献立が同じで、あとは工夫してもらって、カロリーについては公の場合には計算をして、1年間のカリキュラムの中で子どもたちに安心・安全という立場から、子どもの口に入るようにご努力いただいておりますけれども、恐らくこの辺が問題ではないかなというふうに思っておりますので、その辺について、これはこれ以上は質疑しませんけれども、その辺に問題があるという、問題になりそうだなということですから、ぜひよく把握していただきたいなというふうに思います。したがって、答弁はいりません。

あとちょっと1点だけ抜けていたものですから、申し訳ありません。これから教育費のほうの関係でも話をさせてもらいたいと思うんですけれども、保育所は耐震診断をして、これ

から幾つかのところが工事に入ります、実施設計をしながら。その場合に、どういう設計をして、どのような保育所を建てるかというところに一工夫がなければいけないというふうに思う一人なんです。というのは、建てたらまた老朽化が始まりますので、保育所だけでその施設が終わってしまうのかどうかということになると、ちょっと問題があるんじゃないかなと。要は汎用性を考えて、保育所にも使えるけれども将来的に地域のものにも使えるというふうな、そういったことも含めた設計なり施設の改修なりをしないと、やはり無駄になるのではないかなというふうなことが言えますので、その点は今現在、どのようにお考えになっているのかどうかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、まず89ページの運営費補助の関係です。この関係につきましては、先ほどは人事異動という答弁にとどめました、具体的に申し上げますと、社会福祉協議会のほうも局長のほうの関係が変わっておりますので、当然後から行った、今いらっしゃる局長のほうの給与費は多く支払うような形になっておるという状況です。それから、福祉協会のほうの専務理事の給与費も、やはりそういう形になっておりますので、ここで増えてきておるということでございます。

それと、105ページの母子寮の関係でございますが、今、委員おっしゃられましたように、なかなかこれは市内にはもちろんございませんし、それから千葉県内でもこういうような施設というのはほとんどない状況の中で、こういう待遇を受けている母子を入居させるということになりますと、結構広い範囲、県をまたいでいろいろな県に相談をしながら、こういう施設を見つけるようになります。当然県のほうのいろいろな関係者にもご相談をしながら、こういうような施設を見つけ、そして、その施設が見つければ私どものほうの担当がその施設を見て、どういう状況なのか確認をし、そして今度入居をする、そういう一時避難をしておった母子を含めて、その施設でどうだということを現地で確認をした中で、納得の上、その施設に入っていただくと、そういう状況になります。

それで、もちろんいろいろな虐待を受けているわけですので、精神的なそういう立ち直りという部分が、まず一番になるわけですが、そういう精神的な立ち上がり、それから生活の支援の問題、それから今度は自立の問題という話になってきますと、委員おっしゃられますように、仕事のそういうような部分もこの母子寮なりのワーカーさんの力をかりながら指

導をしていくと、そういう状況でございますので、一般的な母子がアパートに入るというようなそういう単価からしますと、かなりのそういう相談支援を含めまして指導業務が入りますので、割高な事業費が組まれるということになります。

それから、保育所の運営費の中での修繕の場合に庁舎で対応しているのか、それとも即業者のほうにということなのかという問題に関しましては、私どもが簡単にできるものについては、保育班のほうで対応しますが、一般的に大工仕事等、それから左官仕事を含めましたそういう部分というのは専門専門でお願いをするよりございませんので、シルバー人材センター等、より安い人件費が確保できるところにお願いするとか、また、どうしても急にそれに対応しなければならない場合には、保育所の地元のいろいろな工務店さんはじめ、関係している方々にお願いするとか、そういう対応をとっているところでございます。

それから、指定管理者によって賄い材料費が削られるという懸念、これは私どもも一番心配をするところでございますので、十分にこれは配慮をさせていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、保育所の耐震診断の結果を受けまして今後の整備を進めていく中では、今度新しく当然保育所を建てなければならない状況の結果をいただいている保育所があるわけですので、今、委員おっしゃられましたような、そういう部分も十分に考慮させていただき、整備計画を詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、3款民生費についての質疑を終わります。

続いて、4款衛生費について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 衛生費の関係ですが、本会議でも若干ご質疑申し上げてありますが、特に旭市だけの問題ではない部分、よく分からない部分がありますので、その点を中心に20年度の予算編成に当たりまして、市のお考えについては担当課長ということで大変申し訳ないんですけども、答えられる範囲でお願いをしたいと思います。

といいますのは、本会議でも議論をさせていただきましたけれども、広域ごみ処理、焼却施設の関係と、それから先ほども説明をいただきましたリサイクルということの関係、資源ごみ等の回収の問題、それからごみの減量化ということの関係なんですけれども、これがまず1点なんです、ごみの減量化は広域的にはできません。要は単独市が市民の方々に協力を

願って、少しずつ減らしていくということは、これは基本計画に出ておりますけれども、それに基づいて計画を立てながら、市民の方々にご協力をいただいてやっていかなければできないこと。しかし、東総地区の広域市町村圏の中ではごみの減量化というのをうたっているんです。ということは、東総地区広域市町村圏の場合には、各市や町にぜひご協力してくださいということだけしかできないと思っています。

これが一つと、もう一つは処理施設の問題です。処理施設といいますか、ごみ焼却場の問題。処理施設と言ってもいいですが、これは市のほうから、今現在こういうふうに16年たっているけれども、毎年毎年焼却施設については工事費を組んで延命措置をしているという現状の把握のもとに、広域的な立場のところにぜひこうしてほしいということがなければ東総広域の関係は動きませんということを念頭に置いて、じゃ旭市としては延命策を講じて、それから市民の方々にごみをなるべく出さないようにしてほしいということも含めながら、東総地区広域市町村圏に何をお願いするかということについて、どのような検討をされているかどうか、これが一つです。

もう一つは衛生組合の関係です。2億円の負担金を今回渡します。これは恒例のように出しますけれども、ご案内のように施設を改修していこうという、あそこは生し尿ですね。旭市だけの生し尿というふうに伺っております。ここについても、旭市としてくみ取りをやっています。それは、広域的な部分で処理をしてもらっています。ですから、旭市としてどうしたらいいのかということをお願いしなければ動かないということ考えたときに、東総衛生組合では計画しようとしておりますので、そういったことを考えますと、旭市としてはどうなのかという強い方向づけを持たないといけないのではないかという議論が成り立ちます。そういった意味で、衛生組合に対する旭市のし尿処理の今の考え方についてどのように検討しているかどうか。この2点に絞りましてお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、最初のごみの減量化の関係です。

委員言われたように、広域でのごみ処理化については各構成市がごみの減量化を進めるというのが基本になっています。例えば交付金をもらうに当たっても、県・国とのヒアリングの中で各市のごみ減量化の形が問われます。その中で妥当だということになれば、初めて交付金等がもらえるという今システムになっています。循環型交付金という形です。旭市にお

いては、まさしく委員言われるように、私のほうとしても現在の旭市の焼却施設、先ほど言われましたように築16年たって、いろいろ修繕等も当然かかってきますので、環境課の部分としては、まさしくごみの減量化を進めていきたいと。また、20年度については新たな取り組みとして、先ほど言いましたように資源化、集団回収、それからレジ袋の削減、これは課長会議のほうでも、まず市の職員が率先してレジ袋削減に努めてまいれと、2回ほどお願いしています。これを20年度はもっとそういうのを徹底していきたいという形です。

あと通常のごみの問題ですけれども、この問題については、まさしく例年うちのほうではという形になりますけれども、広報等を通してとか区長さんを通して、併せてご存じのようにゴミゼロ運動等やって、その中でごみの減量化を含めた形のものをやっていただきたいと言ってお願いはしているんですけれども、量としては大幅な減とはなっていないという形です。でも、若干ながら減っています。ですから、この部分については、一気に削減するのは担当課としては難しいかなと思っています。ただ、新たな取り組みとしては、昨年のタウンミーティングでも言われたように、学校の子どもたちを通しての問題とか、先ほど言ったようなレジ袋とか、そういうものを通して周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、次の東総広域市町村圏の広域のごみの関係、それから衛生組合の関係です。まさしく広域のごみ焼却施設については、ご存じのように今の流れとしては、県の計画に基づくという形になりますと、交付金というか補助金をもらう形になりますと、当然広域化でやっていかないと県との詰めができないという形になります。そうしますと、あとは今ご存じのように3市で運営しているわけですけれども、その中に入って新しい施設を作りたいと。その施設については、ご存じのように昨年候補地であった場所が白紙化になりましたので、新たな候補地を選定していくという形で、20年度考えております。

その中でどのような施設という形になるんでしょうけれども、まさしく先ほど言われたごみの減量化を含めた、当初、昨年度の段階では210トンの規模、これがもう少しごみの減量化等が進めば、その規模を少なくできるという形ですし、新たな施設も今国のほうで補助制度のものがありません。例えばバイオを使ったものです。そういうものがこちらの地域で当てはまるのかどうかというのは、まさしく検討をしていきたいなというふうに考えております。その部分については東総広域市町村圏事務組合、あと関係市担当者のほうでは業者の説明等を求めながら、今、勉強会を2回ほどやっています。これはバイオの関係です。

あともう一つが衛生組合のほうです。衛生組合の関係、ご存じのように2市2町で現在組

合運営をしております。現在、旭市にあるクリーンパークが建設してからもう21年を経過して、当時の施設は生し尿施設であったんだけど、今は、ご存じのように合併浄化槽が主流の時代になっています。ですから、機能的にもそれを処理できないという形で2か所あるわけですが、光分場のほうに旭地域のものを合併処理浄化槽の汚泥部分を運んでおりまして、それを今度、時代の形に合った施設を作りたいという形で考えております。

この関係についても、衛生組合の中で特に大きな議論はしておりません。旭市としてもしていないわけですが、その中でも本会議でも質問がありましたように下水道施設を使ってという形、それも二・三回検討しました。それで、今言われているのは下水道施設を使うというのは、処理量の問題で対応できないと。今、約3,000立米ぐらい日量やっているんですかね。それが今の処理能力としては6,000ぐらいあるそうなんですけれども、合併汚泥等のものを向こうに合わせると、約3,000から3,500立米が薄めるというんですか、水を使って処理しなければならないという形になりますので、下水道施設は今の能力ではできないと。もしやるとしたら、例えば今言われている衛生組合の施設の規模と同じぐらいの金額がかかると。

大ざっぱな言い方をすれば、うちのほうのし尿施設では、毎処理施設のを作らなければならないということで、それが約5億円か6億円。下水道本体のほうの処理施設のものを作ると、トータルで同じぐらい約24億円ぐらいかかると。組合ですと2市2町の負担割合でできるわけですが、それが旭市単独になると、旭市が全部持たなければならないとなると、それだけ負担がかかるという見込みなものですから、それであれば、今度できる施設は旭市がメインの施設なんですけれども、組合と一緒にやったほうが経費の問題でも安く上がる、そんな形で考えていますので、そのような形で、今は衛生組合の中ではそういう形で議論しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） いずれにしても旭市と、それから一部事務組合という立場がありますのでなかなか難しいところなんです、やはり年度年度に予算を組む段階に当たっては必ずそういう節目は来ますので、やはり検討すべきものはよく検討していただいて、知らしめるところは知らしめていただいて、理解をいただくということが大事ではないかなというように思っております。ですから、当初予算ですから、ここの予算にはありませんけれども、たどっていくとそこまで行ってしまうということからすると、市民に知っておいていただきた

いこと、また議員に報告をすべきもの、それで市民が認識しなければいけないこととか、いろいろ立場立場があると思います。そういったことをぜひ20年度以降、啓蒙活動なりしていただく同時に、幾らかかりそうだとすることもよくご理解をいただいて、費用対効果とよく言われますけれども、必要なものは必要ですけれども、なるべく費用対効果が表れるような状況を、やはりこの案件だけではなくて、例えば子どもの保育、そしてまた教育というふう考えた場合に、必要なお金は必要だけれども、その場合にはどこかを削らなくちゃいけないというのが必ず来ます。今社会情勢がかなり逼迫していますから、そういう緊縮財政をどう取り組むかということが、これからの大きな議論になってくると思うので、そういった意味で、ひとつ20年度の予算組みの予算段階の議論に当たりまして、特にこの2点だけは担当課として、大変恐縮ですけれどもご努力いただきたいということで、衛生のほうは質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、121ページ、海上健康増進センター活動費の中の委託料、施設維持管理委託料と次の124ページの同じく、いいおかけんこうセンター活動費の中の委託料、施設維持管理委託料、この差がかなりあるのですけれども、この差というのはどこから来るんでしょうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 海上の場合には、……（録音漏れ）……夜間の火曜と金曜日、それと日曜日ですか、それをシルバー人材センターに受付業務等をお願いしてございます。それと、飯岡のけんこうセンターがなぜ高いかということは、正職員がおらず、すべてシルバー人材センターに委託をお願いしているものでございますので、その辺の差が出ております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 伊藤委員。

○委員（伊藤 保） 分かりました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、4款衛生費についての質疑を終わります。

続いて、10款教育費について、質疑がありましたらお願いいたします。

林委員。

○委員（林 一雄） それでは教育費について、学校関係2点と生涯学習関係1点についてお伺いをします。

228ページ、6番の小学校教員補助員配置事業なんですけれども、先ほど説明いただきまして、8校へ1名ずつの8名と英語教育ですか、英語関係に1名、9名の配置ということで説明がございました。これらの9名の配置する場合には、補助教員の採用といいますか、そういうことに当たっての今の現状はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

それに合わせまして、同じく235ページに中学校の配置事業も第二中学校と海上中学校2名を配置しているということでありますので、それらも含めましてお伺いをいたします。

それともう2点、細かくなりますけれども、これらの補助教員は週何時間程度勤務されるのか、また、小学校においては何学年の生徒をしていくのか、それも分かればお伺いをしたいと思います。

それと、2点目といたしまして233ページ、4番、第二中学校の改築事業、この関係でございすけれども、私はこの数字的なものでなくて、それに関連してちょっとお伺いをしたいと思います。今、第二中学校は今年と20年度と大変に工事のラッシュといいですか、それに今取り組んでいるわけでございます。そこで、先日も問題があったと思うんですけれども、野球部の部活の練習の件だとかいろいろ問題がありましたけれども、今も私夕方になると、子どもたちが練習場から学校へ向かって帰る夕方の移動する光景を見ているんですけれども、今、その施設の使用はどのような方法でいっているのかお伺いをしたいと思います。

それと、それに合わせまして、第二中学校もこの秋に運動会の季節を迎えると思うんですけれども、その場合には無論、今の学校の施設は使われないと思うんですけれども、その辺についてどのようなお考えをしているのかお伺いをいたします。

それと最後になりますけれども、生涯学習関係で1点お伺いします。

264ページになります3番の国民体育大会開催事業600万円という額が入っておりますけれども、先ほどの説明では、旭実行委員会への交付金だということでございました。これから来年度、国体は2010年ですけれども、来年度、それと2010年度、これに向かって大きな計画はどうなっているのか、大ざっぱでいいですからお伺いをしたいと思います。

以上、3点についてお伺いをします。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、林委員の質問にお答えをいたします。

最初に林委員にお聞きしたいんですけれども、教諭補助員のほうの採用の現状ということ
でございましたけれども、19年度の実績、それらはどういう方を雇っているかという……

○委員（林 一雄） 無論教員の免許を持っている人だと理解するんですけれども、採用に当
たっての現状と、多いのか、大変苦慮していた様子ですので……

○学校教育課長（及川 博） 分かりました。すみませんでした。

それでは、教諭補助員のほうの採用の現状ということでございますけれども、まず、教員
免許を、今ありましたようにお持ちの方を教諭の補助員として採用しているわけですが、
も、教諭補助員のほうに比較的応募者はおりまして、その中で、よりこの教諭補助員として
適切な方、先ほど申し上げましたように、今いろいろな意味では特別支援を要するとか介護
を要するとか、そういう子どもたちもいますので、そういう面でも特別支援等に専門的な知
識を持ったり、そういうような方も含めて、教員免許も含めて、そういうことで採用を決め
ているところですが、現状としては、人員的には応募する方が多いというような現状
はございます。

それから、週の勤務時間ですけれども、こちらは少し小・中学校で違ってございまして、小
学校におきましては、基本的には1日4時間で5日間、それから中学校につきましては、1
日6時間で5日間で30時間ということになっておりますが、来年度予算につきましては、小
学校のほうではいわゆる介助が必要な子どもがおりますので、1校いわゆる授業の時間6時
間を5日間でやっていただくということで、1校だけ小学校は来年度は30時間のところがあ
り、予算組みをしてございます。

それから、学年のほうでございますけれども、こちらにつきましては基本的には先ほど申
しましたように、特に学年をまず指定ということではなくて、特別な支援を要する子どもが
いる学級、それから1学級の人数が多い学級と、そういうようなことでその学級について指
導に当たっていただくということで、特に学年は指定してはございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、まず2点目の野球部の活動、施設の利用については
どうなっているかという点でございますけれども、これは昨年野球部の関係でちょっとお騒
がせしましたけれども、昨年の末に調整会議を開かせていただきました。それで、社会体育

施設でありますスポーツの森の野球場につきまして、利用についての調整会議でございますけれども、二中の野球部の利用に関しては、平日については今までどおり夕方の利用、それと土曜日についても、本年度と同じく1日野球部が利用できると。日曜日に関しては午前中、1か月4週ありますけれども、そのうち2週、4週のうち2週につきまして、午前中の利用について野球部が利用してもいいというような形でちょっと調整といいますか、二中の野球部のほうもそれで十分だということで、今、来年度からはそのような方向でございます。

それから、国体の開催事業の関係ですけれども、平成20年度600万円予算化いたしました。これについては実行委員会の補助金ということですが、実行委員会の活動としましては、国体のPR活動、広報なり啓発活動です。それから、先催市への視察、それと21年度に行います国体リハーサル大会の準備等を予定しているところでございまして、その次の年以降の大きな事業といいますと、まず、21年度につきましては、国体リハーサル大会を開催する予定でおります。これは全日本卓球選手権大会団体の部を開催する予定でおります。この辺につきましては、運営費も先催市の例でありますと3,000万から4,000万円程度経費がかかっております。それから開催の年になりますと、今度は本大会ですけれども、本大会になりますとやはり運営費的には1億円程度かかると。

あと準備関係の関係で諸室が足りないというようなことについては、プレハブの対応を見込んでいるところでございます。その費用としましては、今の試算では2,000万円程度、それと、あとは施設の中で今回900万円の施設の卓球競技に必要な部分ということで改修の費用を計上させていただきましたけれども、21年度以降については、ちょっと検討する部分としましては体育館の床のカーペットの張り替えの検討とか、それから仮設の進行室などをどうするか、それからあとは駐車場の関係とか、まだまだ検討するところが非常にあるところでございます。よろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、第二中学校の運動会のお尋ねがあったと思いますけれども、ご案内のとおり、昨年等からずっといろいろ工事をしておりましてご迷惑をおかけしておりますけれども、したがって運動会もなかなか難しいということから、他の学校をお借りするという案もあるやに聞いておりますけれども、これから詰めると思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） どうもありがとうございました。

それでは、再質疑をさせていただきます。

まず、補助教員の関係なんですけれども、大変細かいことをお聞きするようでございますけれども、補助教員と受け持ち教員ですか小学校の場合には、お二方の教員で授業をされると思うんですけれども、その補助教員と受け持ち教員のコミュニケーションとか、授業が始まる前にはこういった打ち合わせをすとか、終わった場合にはこういったことを報告し合うんだよという連携がなければうまくいかないと思うんですけれども、大変細かいことなんですけれども、その辺についてはどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

それと生涯学習課長に、ゆめ国体なんですけれども、その点について。いつでしたか、このパンフレット、千葉ならではの国体ということで、見る、食べる、遊ぶを活用したこの国体というキャッチフレーズがあります。むろんこの国体というのは初めてでしょうけれども、全国から集まってくれるし、また千葉県の旭市は卓球競技ということでございますけれども、今言ったように祭りも、旭市をPRするための祭りも入ってもよからうかと思うわけでございますけれども、要は私、農産物は県内で第1位、418億を誇る農産物の生産高ですから、この期間中にそういったイベント、それも必要ではないか。旭市を全国にPRするための一つではなかろうか、そのように思うわけでございます。

そこで、ここにこの間いただきました主要事業一覧表の中で、事業内容についてどう大会を開催するに当たり、準備及び機運の盛り上げを図るかということもうたっておりますので、その辺についてもこの関連性があるのではなかろうかと、こう思いますけれども、要は卓球の競技が主体でございましょうけれども、こういった旭市を含むPR、はっきり言うと農水産課と一緒に相談をして、要するに産業まつりみたいなものを開催したときに、その期間だけそういったもので旭市をPRできないかと思っているんですけれども、それについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、お答え申し上げます。

教諭補助員のほうの役割、コミュニケーションということだと思いますけれども、授業におきましては、いわゆる担任の先生が中心になって授業を進めます。個別指導を図る際に補助教員と一緒にやっていくということで、個別指導が中心に補助教員のほうはなります。

それから、事前事後の打ち合わせですけれども、だいたい教諭補助員のほうは最初来まし

たときに担任の先生と打ち合わせをしますが、どちらかというと、終わってからの事後指導のほうに多く時間をかけて、また翌日の打ち合わせも含めてやっていると、そのような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 林委員の質問に回答いたしますけれども、まさにそのとおりだと思います。今、考えているのは、体育館に芝生の広場があります。そちら周辺ですけれども、交流テントというものを設置しまして、出店なり地元の物産、それから郵便局のコーナー、それから当然スポーツのメーカーなどもちょっと考えられるんじゃないかと。先催市でもそういった例もやっているところもあります。そういったことを参考にしながら、旭市を全国にPRできるような方法をこれからはいろいろ考えていきながら、検討していきたいと思えます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員。

○委員（林 一雄） ありがとうございます。

補助教員なんですけれども、今年だけの人数でなくて、結構旭市には市単独の補助教員さんがだいぶいるわけですから、生徒にとっても本当に有効な活用ができるように、担当教員とともに一丸となって子どもたちの教育に当たっていただきたいと思うわけでございます。ありがとうございました。

それと、ゆめ国体のことなんですけれども、開催日が9月下旬から10月の初旬でございますので、秋の取り入れでもあるし、ぜひそういったことも検討していただければと思います。答弁はいりませんけれども、よろしく願いしまして終わります。

○委員長（柴田徹也） 議案の審査は途中でありますが、ここで2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 10款教育費のところ、231ページの中学校学校施設管理費のところの説明欄18番の備品購入費、教育用備品費となっていますけれども、何か500万円と額が大きいので、継続的にどのようなものを補充しているとか何か、ちょっと説明いただければありがたいと思います。

それと、中学校保健管理費のところ、医師の報酬、校医が12人で122万4,000円、あと歯科校医11名で112万2,000円。それと学校薬剤師5名で21万円と、随分何か医師の報酬が安いかなと思われそうですが、実際に医師の内容、どのような医師が診療しているのか具体的に聞かせてもらえればありがたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、お尋ねの備品の500万円でしたか、その関連でございますけれども、これにつきましては中学校の生徒1人当たり幾らということで、個々に配分をさせていただいております。ちなみに1人800円ということで、それで比例をとっているという数字で500万円程度ということでございます。特別これを買うとかというのは、現在は考えていないんですけれども、その中で学校で用意をしているということでございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 中学校保健管理費の報酬の校医の部分でございますけれども、こちらは、いわゆる内科医さんということで、それが中央病院を含めて市内のお医者さんの12名に依頼をして、その報酬ということになります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほどの備品の件で申し忘れましたけれども、それぞれの学校で机といす、これは教育委員会のほうで庶務課のほうで準備をすると、そういったものも含まれております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません、先ほど回答が漏れまして申し訳ありませんでした。あと歯科医のほうですけれども、……（録音漏れ）……ということです。市内のお医者さ

ん、それからあと学校薬剤師のほうについては5名ですけれども、校医さんと歯科医さんについては、お1人当たりの報酬は同じでございますけれども、薬剤師さんについては1人当たりの報酬が安くなっていると、そういうような状況でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 備品購入費のほうは、算出根拠がだいたい分かりまして、また継続的に行われている事業だということでも分かりましたので、ありがとうございます。

それと、医療報酬のほうですが、これは何か額がちょっと医療報酬については安過ぎるのではないかと思いますので、安い高いという形で何かどのような作業内容をしているのかというようなお尋ねですので、ひとつもうちょっと具体的にお願いします。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません。実際にいわゆる学校の健康診断において、いわゆる学校医さんに内科医的な部分でお願いしているんですけれども、4月から6月の間に各学校に赴いていただいているということです。

それで、これは延べ12名の方が生徒数に応じて行っていただくことになりますけれども、単価は学校医さんが10万2,000円、それから歯科医さんも同じです。学校薬剤師さんのほうでは4万2,000円ということで、報酬のほうをそれによって人数で算出していると、そういう状況でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 220ページの育英資金、今年の人数の予定のほうが一応ちょっと分かりましたらお願いいたします。

それと、232ページの独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金、これは109ページにもありましたけれども、どういう行政法人かどうか、ちょっと内容をすみませんけれどもお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 育英資金のほうでございますけれども、一応高校生8名、それから大学生8名を予定しているところでございます。

それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの負担金の関係で、これはどういう組織かということだと思いますけれども、いわゆる昔と少し名称が変わっておるんですけれど

も、安全会とか健康センター的な名称の場合があつたんですけれども、いわゆる子どもたちがけがをした場合に、それに対しての医療給付をするという部分で、これは各保護者というか子どもたちから2分の1、市で2分の1を負担していると、こういうものでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、ご質疑申し上げます。

保育の関係でもお伺いいたしましたが、これから中学校は、今現在体育館を建設、間もなく竣工を迎えますけれども、平成20年度につきましては改築事業等が載っております。教育長がおられますので、細かいことは別にいたしまして、先ほど保育のほうでも申し上げましたけれども、これからは施設を建てる場合には、これは小学校も中学校並びに保育の関係だけではなくて、いかに有効活用するかということが必要だというふうにいろいろと言われております。したがって緊縮財政といいますか、逼迫した財政の中で汎用性、いわゆるこの施設がこのように変わるよというふうな、そういった汎用性を持たせるようなことも検討しなければいけないような状況ではないかというふうに思っております。そういった意味で、平成20年も含めてこれから施設の改修等を行いますけれども、小・中学校について、そういう検討を今されているのかどうか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、給食のほうの関係ですが、これもまた施設を変えていこうという、そういったことで取り組まれるような状況もありますが、平成20年度におきまして地産地消という立場から、現在地元で賄っているような状況というのはどういった、大ざっぱにだいたい賄い費の何%ぐらいあるのかどうか、20年度については、さらにそれを上回るような状況を作るのかどうか、この辺について大きな枠組みの中でお願いをしたいと思います。

それから、今、週5日制ということでゆとり教育が進んできて、今、新学習指導要領ということでは見直しを図っている状況ですが、旭市としてどのような方向付けがいいのかどうかというのは国の方針がありますけれども、やはりこれからは市独自ででも教育というものを考えて進めていくような必要性があるんじゃないかなと。したがって20年度につきましては、やはりある一定の教育方針に基づいて国や県が示すもの以外に旭市として指針となるようなものがあるのかどうか。

いわゆる子どもたちというのは大きくなる過程において厳しさを知り、優しさを知り、そして自立をしていくためにどうしたらいいかどうかがというのが、それぞれの期間、保育の関係であれば保育所の期間あるいは小学校から中学校に行く期間、高校、大学に行く期間ということで22歳ぐらいまでに節目節目を迎えますけれども、特に小・中学校の教育については、

そういった自由というものはき違えているような子どもたちもいるし、強制ということでいじめとか、あるいは先生方の指導性によって子どもたちがいじめに遭っているとかというおかしい判断をしているような状況があります。

やはりある意味では、教育は強制のもとに自由を見つけ出し、自立を考えていくというようなことを繰り返しやらなければ本人の価値観というものも生まれてこないし、そういった状況の中で、旭市としてしっかりとした教育方針に基づいてお願いしたいわけですが、平成20年度に当たりまして、予算編成の中でそういったことが反映できるような状況というのがあるのかどうか。大きな枠組みの中でこの3点をまずお伺いしたいと思います。

続いて、予算書の中の233ページ、学校管理費の関係ですが、旭第二中学校の改築事業の中で公有財産購入費並びに補償補てん及び賠償金ということで、補償金が先ほど説明がありました。これは予定ではいつごろ用地買収ができるような段取りになるのかどうか、その辺可能性はあると思いますけれども、その辺の進捗状況についてお伺いをいたしたいと思います。それが用地が買収できると、二中の敷地というのは全体的にどのくらいの規模になるのかどうか、この辺も併せてお伺いしたいと思います。

259から262ページにかけて、大原幽学関係の事業が載っております。これは、市としても力を入れて今日まで来ておりますけれども、あくまでもポイント的に整備しております。これができた場合に、恐らく駐車場がもっと必要だとか、あるいは周辺整備を里山というような位置付けのもとに必要だというふうなことも考えられます。20年度については確かにこの事業を行っていくということで予算組みされておりますけれども、大原幽学遺跡のこの周辺の里山という位置付けのもとに考えた場合に、今現在この地域をさらに発展させるようなお考えの基に立っての計画をしているのでしょうか。この辺担当が違うかも分かりませんが、教育という立場の中でその辺のお考えをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） まず、給食におきます地産地消のほうの部分でございますけれども、昨年、全体をたどって調べることはできなかったんですけれども、一部地元産をどのくらい使っているかということ調べたことがございます。まず、お米につきましては、これは当然のことながら、すべて旭市産のコシヒカリを3給食センターとも使っているということでございました。それからマッシュルーム、イチゴ、それからナシ、メロン、これはす

べて旭市産を使用していると。あとよく言われます野菜のほうですけども、これもかなりの割合で旭市産のものを使っておりますが、これについてはその種類によりまして差がございます。また、やはりある程度数というんですか、量の部分がありますので、ですから種類によって少し異なるところがあります。

今後ですけども、今回皆さんご案内のとおり、中国産の食品についての健康被害等もございましたので、さらに各給食センターにも国内産、さらに地産地消ということでまた話をし、給食の食材として取り入れるようにということで進めていると、そういう話し合いを持っているというところでございます。

それから、もう1点の新学習指導要領が明示されまして、これに伴って旭市としての来年度の指針を示し、あるいはそれを予算等に反映しているのかというようなご質問だったかと思っておりますけれども、来年度のまた指針等については作成中でございますけれども、大きな柱としては、今年度と同じように考えているんですけども、1点目は、確かな学力の育成と、それから2点目が、豊かな心づくりと健やかな体づくりと、それから3点目として、キャリア教育の推進と、それから4点目として、開かれた学校づくりというようなことで、人が輝き地域が輝く、そういうような旭市ということで、そういう人づくりについて推進していこうという考え方でおります。予算的に申し上げますと、きょう補足説明をさせていただきましたけれども、三川小学校で文部科学省の委託事業として国際理解活動の推進事業がございまして、小学校の高学年に英語が導入されるというようなことも意識しまして、こういうようなものを予算の中にも入っておりますし、それからここには細かくは載っていないわけですけども、先生方の指導力も高めていただくということで、20年度特に国語と算数・数学について先生方の実際にいろいろな意味での授業を実践してもらって、それによって先生方の指導力を高めてもらおうというようなところ。それから、あと子どもたちの豊かな心づくりというような部分とキャリア教育と絡んでくるんですけども、中学校でいわゆる職場体験的なものを行っているんですけども、小学校でも今年度5校やっぴまして、来年度は一応小学校全校でキャリア教育、職場体験というよりは職場で働いている大人たちについて、いわゆる職業観なり、それから豊かな心、それから社会性を身につけてもらおうということで、そういう部分についても保険料等を計上してあるというようなところで、この予算の中にもそれを盛り込んでございます。

そのような形で、旭市としては教育を進めていきたいというふうに考えておるところです。
以上です。

○委員長（柴田徹也） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、最初の質問でございますが、ただいまやっている工事は耐震性を高める、その工事が主でございますので、その場合には全体の構造については同じでございます。ですから耐震性を高める構造と、それから古くなっているところを新しくしておりますけれども、その中で、やはりより使いいい学校にするために各学校の教職員、保護者等とは意見を聴取して、ただいまおっしゃいましたように現在よりも何かいい使い道にということで検討はしながらやっているところでございます。

現在、学校の教育のほかに学童保育、それから体育館、図書館とか、それから家庭科室等、そういうものにつきましては社会教育等でも使用されておりますので、改築する学校につきましては、またこれから何十年も使うわけですので、そのような今、考えられないこともやがてはこれは出てくる可能性もございますので、なるべくそういう要求に応えられるように検討したいと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 第二中学校の用地の取得の関係でお尋ねがございました。取得しようとするところにつきましては、運動場の南側に位置するもので約1,500平方メートル程度を予定しておりますけれども、実は19年度に補正等をちょうだいしまして、調査だとか鑑定だとかをして、現在地主さんと交渉をしているところでございます。来年度、取得しようとするところでございますけれども、現在の校舎の建築が10月までかかります。その後解体をしまして、その後屋外運動場の整備ということから、年度末までに屋外運動場の整備が始まるまでには取得をしたいという考えで、これは早ければ早いほうがいいということから、いろいろお話をさせていただいておりますけれども、あとは買う面積のとらえ方だとか相場、値段について、ちょっとぼちぼちお話をさせてもらおうかなというところに現在おります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 質問の大原幽学の関係でございますけれども、確かに今農水産課、企画課、それとうちのほうの大原幽学記念館を中心として、うちのほうの生涯学習課ですけれども、それぞれの立場で地域の発展を願ひまして、幽学のところを、こういった文化施設はここしかありませんので、その発展を願ってやっているところでございますけれども、一応自分のほうの生涯学習課としては、まず文化財保護という観点もあります。ですから、

今回も用地取得の事業を取り入れたわけですがけれども、これからも交流事業なり何なりいろいろな面で利用していくためには、やはり市としても必要だということで、こういった予算を計上させていただいたわけですがけれども、それから、今やっている半解体修理事業もそうです。それから、今遺跡全体の文化財になっている部分で、山なりいろいろな面がちょっと崩れたり、ちょっと遊歩道なり道路なり、そういった面も非常に崩れかかっているところもあります。その辺のところも実はこの間も文化庁が見にきまして、半解体修理事業は3年間ですがけれども、引き続きそういった面のところも総体的に見直して整備を進めたらどうかというような話もいただいているところでございます。ですから、その辺のところも文化庁とよく協議いたしまして進めていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 学校用地の面積のお尋ねをすっかり忘れていまして、現在、3万2,600平方メートル程度でございまして、そこに1,500平方メートルを買いたいということから、約3万4,100平方メートルぐらいの面積になる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

教育の場合には、どうしてもかかる部分というのがありますので、これは必要なものは予算化するということは当然です。

幾つかご質疑申し上げましたが、やはり一番大事なのは、国の方針が出たからといって、それをやるのが本当にいいのかどうかという、ある意味では地域性を持つということを考えてほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。したがって、経験豊富な教育長はじめとして、やはり旭市の教育をどうするか、地域社会の方々に協力いただいて、今現在是指導員ということで報酬の確保を予算計上していただいて、スポーツ関係では指導いただいている、要は学校教育の中に社会教育性を導入するという一つの一環として取り組まれたことも予算として計上されているし、過去においては、旧旭市では輝きプランということで、子どもたちに夢を与えようということで、先生方と生徒、そしてまた地域の方々と一緒になって、予算は少なかったんですがけれども、そういう実践を持たせようということでやってきたことは、今現在、予算組みされておられません。

そういったことを考えると、20年度の予算編成の審議に当たっては、やはり旭市でも去年

から今年にかけてもいろいろな中学生の事件とか起きています。それは家庭の問題もあるかも分かりませんが、教育行政の中でできることというのは学校現場にしかありません。子どもたちは学校現場にることが多いわけです。そういった意味で厳しくさせるということも一つの方法ではないかなと。これをやらないと、やはり将来子どもたちが大きくなった時に、痛みを知らない子どもができる。これではやはりいけないなということを我々が考えて、先生方の指導を主体性を持ってやっていただいて、それに家庭の協力を得ることによって、子どもたちのためになるのではないかなというような予算編成であってほしいなということから、今質疑をさせてもらっております。

ですから、今幾つかの国の方針に基づく国際的な取り組みとか、幾つかの予算の中で反映しているものについてはお話をいただきましたけれども、やはり旭市独自のものをぜひ予算組みできていなければ、20年度の中で検討していただいて、21年に悪い子どもができない、主体性を持った個性のあるような子どもたちになれるような、そういったことを念頭に置きながら、ぜひ予算の執行に当たっていただければなというふうに思っている一人でございますので、その辺を念頭にぜひ置いていただきたいというのが一つです。

それからもう一つは、給食センターの問題です。これは近々改築ということが予定されておりますけれども、保育関係で申し上げましたように、やはりある程度旭でとれる食物であれば、多少高いことがあっても、これは行政として責任を持って子どもたちに安全・安心の食をさせるということは必要だと思います。民間にやたら委託しますと、どうしても利益を追求しますから、食については恐らくそれでもっと安くします。そうすると、子どもたちの口に入るのは安いものですが、それは実のあるものにならないという結果になるのではないかなという危惧している一人です。どうかそういった意味では給食センターを改修するに当たっては、民間に委託という安易な考えではなくて、民間委託になるために行政として民間性を持たせるようなことをぜひ考えていただきたいというふうに思っているんですが、教育長、その辺20年当初に当たって、給食センターの改築ということを踏まえながらどのようにお考えかどうか、所見をお伺いしたいと思います。

それから大原幽学の件ですが、先ほど別件で林委員のほうから話がありましたように、国体が来る。したがって旭市は418億円の生産額を誇る旭だから、違ったこともやってもいいんじゃないかという提案がありました。同じように、せっかく文化財というものを意識してやっているとすれば、今現在、農水産課のほうについても努力されています。これは点と点ですよ。したがって、里山ということ考えた場合には、旭市ですから旭の目玉と

いうことを考えた時には、違う課も抱き込むということをしていただければ、もっと発展できるのではないかなと。点が線になるという、そういった部分があると思いますけれども、その辺はこれから文化財ということも含め、あの干潟地域の本当に先人の方々が守ってきていただいた自然を、さらにお金をかけないでもできるような状況というのは必要かと思いますが、政策的なことになってしまっていて大変恐縮ですが、教育長のお考えをいただきたく思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、最初の質問でございますが、神子委員おっしゃるとおり、これはとにかく今、親が怒れないとか、先生も友達のようになっているといろいろございますが、やはり厳しくするところは厳しくしなければならない、これは基本でございます。

そのようにただこの前も申し上げましたように、厳しいだけではなくて、その中に愛情を持って、本当にその子どものためを思っているという愛情と、やはりそれをいつまでもしっかりと続けていく情熱が大切ではないかと思っておりますので、それは教師としてのやはり姿勢、基本的な姿勢であろうと思います。

旭市の教育で特別なものということでございますが、一昨年、総合的な学習ということで、市内の中学校1年生に東総文化会館に集ってもらいまして、いろいろ市への提言ということとでいろいろな提言をしてもらいましたが、その中で五つの中学校が一緒に文化祭をするというようなことが提案されまして、今年度、5中学校で合唱コンクール等を行いました。そういうようなことで、とにかく上からの、教師が教える基礎基本につきましては、しっかりと教えなければならないですけれども、やはり一方的に受け身の教育ではなくて、子どもたちが考えて自分で実行する、表現するというような、そういう教育がこれからは非常にグローバルな世界へ、世界中で生きていく人間を作るためには必要であろうかと思っておりますので、そういうようなことで子どもたちには総合的な学習の、これは予算という面であれですと、実はほかから募金をしてもらってということで、この間スリーエスという組織がありまして、それで子どもたちが発表をそれぞれ今年やったことを発表してくれまして、小学校が二つ、それから中学校が一つ、5中学校で一緒にやりましたので一つの提案、それから東総工業高校が一つと、四つの発表がございましたが、その中で発表の機会を得たことによって、またその中から子どもたちが新しい考えを出していくというような、こちらがちょっと想像

していなかったような効果も生まれております。そういうようなことで、ただ受け身ではなくて、子どもたちが自分の頭で考えて自分で実行して表現するような、そういうような教育をしたいと願っているところです。そのように先生方にもお願いしているところでございます。

それから、給食センターのことですけれども、これにつきましても、ご指摘のように民間にということで、これは主に経費の面でいかなるものであろうかということで検討をしてまいりました。しかし、まだちょっといろいろな面で全く全部任せるとということで、ある程度の考えはございますけれども、全部民間に委託かどうかということについては結論まで行っておりません。なおかつ検討をしたいと思います。だからその検討によりまして、これは給食というのは食にかかわることでございますので、子どもが食べる、本当に人間にとって一番大切なことですので、より検討をしていきたいと思っております。

それから、里山という構想でございますが、これは旭市におきましては国指定の文化財というのはここだけでございます。それで、この前文化庁の方が見えましてときにちょっと一緒に行っていろいろなお話を伺いましたが、そんなことを言ったら失礼な話になるかと思えますけれども、やはり大原幽学という人についても、またその人があそこに住んでいて、どういようなことをやったかといういようなことについても、地元でそこにいて携わっていた方は詳しいかもしれませんが、私どもはあまり、ただ名前は知っておりますね。ですけれども、内容については知らない。非常に奥深いものを持っている方だということ、それからそこで建っております建物にしましても、行ってみますと、ただ見ただけでは、こんな汚い建物、古いと、こういうふうに皆さん思うんですが、実はいろいろな工夫がされておまして、本当に専門家の話を聞きますと感心してしまいました。そういういようなことをやはり、これがちょっといろいろ話ししますと長くなりますので、現代に警鐘を鳴らすいような、非常に先見性のある方だったということをしみじみ感じました。

そういういようなことで、やはりあそこを全体的に生かして、これからもう少しPRして、そして私どもの郷土に、ここの出身の方ではございませんけれども、郷土でそういういような事業をしてくださって、こういうものを残してくださったということで、全体的にやはり一つの目玉としてやっていく大切なものではないのかなといういようなことを思っております。

ですから、これからどんな形でそれを現実的に形にしていくかということは、農水産課等でいろいろ、これは教育に關することでは換子教育とか、そういうものを去年はやっていたきましたけれども、またいろいろなところと協議いたしまして、環境課等も加わってくる

かと思いますが、やはり一つの構想として大切なものではないかと思っております。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 教育長、どうもありがとうございました。

非常に温かい気持ちの答弁をいただきまして、ぜひ教育というのは1日で終わるわけではないし、ずっと続くものです。今、ここに保育関係も方々もおりますし、教育関係もおります。よく幼保一元化とかという言葉もありますけれども、やはり縦割りではなくて、これからは横なんですよ。横のつながりをよく持って、それでさらにこれは削減できるか、これは残していかなくちゃいけないというようなことを議論していかないと、やはりよりよい効果というのは生まれないと思うんです。ですから、そういった意味も含めて教育長にお伺いしたんですが、教育長のご答弁いただいた内容というのは、まさに横のつながりを持っていくという内容のご回答をいただきました。

文教福祉の今回委員となって初めての当初予算ということで、細かいことを初めのほうは聞きましたけれども、教育については必要なものは必要だというそういった観点から、多くは申し上げませんでしたけれども、要は子どもたちが強制のもとに、これはだめなんだよというようなことで叱られたと同時に優しさを持って対応していくという、こういったことも必要だなということを個人的に思っております。どうか20年度の予算編成、これが終わって予算が通りましたら、そういった目に見えない部分でも心配りをしていただいて、子どもの安心・安全で生活のできるような立場をぜひ構築していただきたいということで、答弁はいいませんので、私の質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、本会議でも補足説明を申し上げたところでございますが、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

初めに、事業勘定の歳入からご説明いたします。

309ページをお開きください。

1 款国民健康保険税は、合計額は310ページの上段となりますが、26億3,194万2,000円、

前年度に対し1億7,981万9,000円、6.4%の減を見込みました。減少の大きな要因は後期高齢者医療制度の発足に伴い、現在の老人保健該当者が国保被保険者から脱退することによるものです。

なお、国保税の税率でございますが、後期高齢者医療制度の発足に伴い老人保健該当者が脱退することから、被保険者数が減少する中で後期高齢者が医療費を支えるための支援金を新たに賦課徴収することとなり、一部変更をするものであります。

その内容を申し上げますと、医療給付費分は所得割が8%から6.5%に、資産割が40%から30%に、均等割が1万5,000円から1万2,000円に、そして平等割は2万円で変わらず、課税限度額については53万円から47万円とするものです。後期高齢者支援金分は、新たに課税客体として発足させるもので、所得割が1.5%……

○委員長（柴田徹也） 説明の途中ですが、本会議で説明されたのと同じでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） この部分は同じです。

○委員長（柴田徹也） 同じですか。それと違うものだけ説明していただけますでしょうか。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、311ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、19億9,615万7,000円を見込みました。これは一般被保険者の療養給付費をはじめ、後期高齢者や介護保険への拠出に対して、それらの34%を国が負担するというものであります。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金でございますが、これは市町村間の財政力の不均衡の調整を行うため、全国ベースで給付費の9%相当分が交付されるものであります。

続きまして、5款療養給付費等交付金でございますが、2億1,332万9,000円を見込みました。これは、退職被保険者等の医療費等に対する交付金で、平成20年度からは、そのうちの65歳未満にかかわる部分のみの交付となることから、対前年度比で70%減を見込むものであります。

そのほかについては、本会議で説明したということによろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、予算書の310ページのほうをお開き願いたいと思います。

この計の欄に対前年度比較で1億7,981万9,000円の減となっております。この内訳としましては、現年課税分が1億3,517万円の減、滞納繰越分が4,464万9,000円となっております。

このたびの後期高齢者の移行による影響については、滞納繰越分は関係はございませんので、現年課税分の減について内容についてご説明申し上げます。

まず、このたびの税率改正による増で8,700万円の増、それから限度額の引き上げによりまして6,000万円、合わせまして合計1億4,700万円が増となっております。一方、後期高齢者移行分として2億8,000万円の減となりますので、差し引き1億3,300万円の減ということでございます。

次に、予算とは別なんですけれども、このたびの国民健康保険税の改正につきましては、現在、国会のほうで地方税法等の一部を改正する法律案を審議中でございます。それで、年度末になる見込みということで予算も立てておりますが、これについては、条例の改正案については年度末で専決処分を予定しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 本会議でも説明を受けたと思うんですけれども、今、311ページはちょっと課長が説明してくれたもんですから、313ページ、高額医療費のやつも本会議で説明してくれたと思うんですけれども、人数のほうが分かりましたら。

それと324ページ、介護納付金、この内容のほうをすみませんけれども、よろしく願いいたします。

○委員長（柴田徹也） 景山委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、景山委員のご質問にお答えいたします。

313ページ、8款共同事業交付金の1億7,875万4,000円についてお答えいたします。

この高額医療費共同事業交付金でございますけれども、これについては1か月当たり1件80万円を超えた医療費が該当するということでございまして、それにつきまして、まず拠出金がございまして、それに対して交付金が来るというような形になっております。交付金の考え方でございますけれども、20年度のここで見えておりますのは、件数としましては約600件、80万円を超える医療費については3億300万円ほどでございます。その59%が交付されるというふうなことでございます。

あと介護納付金でございますけれども、これは40歳から64歳分については国保税という形

で徴収してございます。その方につきまして、支払基金へ納付するものでございますけれども、今現在40歳から64歳の該当者、20年度で見えておりますのは1万2,994人を見込んでございます。1人当たり4万9,700円というような形で、これで計算しますと、これが20年度の概算納付金という形になるんですけれども、この金額は6億4,580万円ほどになります。それに対して過年度分の精算、いわゆる18年度に支払った中で、要するに多く払い過ぎているというのがありまして、その分が7,280万円ほど今度差し引かれます。その差し引いた残りが、ここに予算書に載っております5億7,294万円というような形でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） この件については本会議でも収納率の関係でお伺いをさせていただきました。20年度の予算組みをされたわけですが、新たに後期高齢者の支援金分ということが加わり、これを見て後期高齢者については、なかなか分からない制度という認識をしているんですが、そういった中で平成19年度におけますところのいわゆる保険に入っている方々の納税といいますか、滞納されている状況というのは年々増えている状況もありますし、その中で資格証明書等を発行しなければならないような状況もありますけれども、20年度予算組み編成されて、現在おりますけれども、今現在の滞納者についてはどのような状況なのか、額的なもの、それが不納欠損になってしまうような状況というのはどうなのかどうか、この点をまずお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 現在、国民健康保険税に対する滞納者ですか、市税も含めて、まず夜間の納税窓口を月2回開いていること、それと日曜窓口、そういうのをやっております。

それと不納欠損の関係でございますけれども、ちょっとまだ決算しませんので、まだ今の時点では分かりませんが、昨年くらい並みに若干増えていくと思っています。

それで、どうしても国民健康保険税の加入者の方については、要するに軽減世帯もあるように所得のない人まで入っているということで、なかなか現年課税分の徴収も落ちている状況ですので、やはり滞納繰越分もかなり厳しいなと思っています。

それと徴収補助員の方もいらっしゃいますので、その辺についても強化していきたいなと思っています。

金額はよろしいでしょうか。

（「分かれば」の声あり）

○税務課長（野口徳和） ちょっと不納欠損については、まだ未定です。

○委員長（柴田徹也） ほかに。

神子委員。

○委員（神子 功） この後の議案にも関係いたしますけれども、後期高齢者の制度が導入されて、国保のほうでも支援金が組まれました。今、税務課長のほうから、今現在の不納欠損並びに滞納というのは増加傾向にあるということですけれども、そういったことを考えた時に、後期高齢者の制度が導入されていなかった場合に予算組みとしては20年度どうなったのかどうか。要は市として支出するものはどうなのか。それから、保険者に対して税を納めなければいけない立場の人はどうなのか。要は制度があることによって負担が市のほうで増えるものなのか、それから受益者と言われる市民の方々の負担が増えるような状況なのか、あるいは同じなのかというようなことの計算というのはされたのでしょうか。されていれば参考にお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それではお答えいたします。

まず、この後期高齢者医療制度が発足して今の19年度までの国保会計、20年度の国保会計と比べた場合に、国保の中での負担が増えたかどうかという点について、まずお答えいたします。

予算書の中で見ますと、322ページになります。この中で一番下に3款後期高齢者支援金というのがございます。11億7,876万8,000円、これが例えば19年度の予算の中で見ますと、老人保健特別会計のほうに支払基金からの交付金というのが歳入のほうであります。支払基金に納める部分でございますが、それが老人保健拠出金が今度後期高齢者支援金に変わって、その増減はどうかというふうに申し上げますと、算定式の関係で、旧来の老人保健拠出金よりも後期高齢者支援金のほうが高くなります。その辺だけでも国保財政の中では負担増と言えるんじゃないかと考えております。

あと歳入のほうで、例えば今まで国保老人の方が国保税を払っていたわけなんですけれども、それが今度後期高齢者医療制度の中では広域連合のほうに移りまして、1割に相当する分を保険料として払うというような流れになりますが、その中でも一概に、例えば今まで国

保険を払ってきた人が、今度広域連合のほうの保険料を支払うという形になりますけれども、全員が例えば上がるというわけではございません。あくまでも前にもお示しましたように、今現行の保険税ですと所得割が8%、資産割が40%、均等割が1万5,000円、平等割が2万円というような割合がございます。それが20年度の広域連合のほうの保険料でいきますと、所得割が6.16%、均等割が3万2,400円、その中で軽減も受けられますし、まず資産割という概念がちょっと無くなりますので、所得によっては広域連合の保険料のほうがぐっと安くなる人もございます。

その辺でよろしいでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今回、75歳以上の方がこれから外れるということですが、いろいろな意味で、ご説明の中で個人個人にかかってくるというのがありますよね。今までは国保の場合ですと世帯にかかっていた分と個人にかかっていた分とありますけれども、そういったことでプラスマイナスといたしますか、その辺の試算というのはいかがでしょうか。

要は制度によって、今までの1世帯当たりの額がこうだったものが、実はこうなりますよという、それが負担が増になるのか減のかどうか、その試算はしてありますでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） モデルで説明させてもらってよろしいでしょうか。例えば世帯が5人家族、いわゆる75歳以上の方が2人いると。息子さんが世帯主、奥さんと子どもがいて5人家族というような設定でございますけれども、例えば19年度の国保税で見ますと、条件といたしましては、おじいさんが例えば年金で208万円をいただいている、あと世帯主の方が農業所得で130万円、固定資産税では15万円払っているというような設定でお話しさせていただきます。

それで見ますと19年度の所得割でございますけれども、おじいさんにかかわる所得割、8%でやりますと所得割が3万8,400円、あと息子さんが農業所得130万円ありますので、その所得割については医療分で7万7,600円、介護分で1.2%の1万1,640円。資産割については、固定資産税15万円ありますので、その40%ということで6万円。あと均等割でございますけれども、これは1人1万5,000円、あと介護分については1万2,000円、平等割は1世帯で2万円、これで合計をちょっとさせていただきますと、世帯合計で30万6,000円になると。これが今度20年度につきましては、おじいさん、おばあさんは後期高齢者のほう、いわゆる

広域連合のほうの保険料を払うという形、あと世帯主以下、息子さん以下3人の方は相変わらず国保税のほうで残るというような形でございますけれども、それでやりますと、おじいさんおばあさんのほうについては、所得割もやり、公的年金208万円ありますので、所得割が発生いたします。それで6.16%ですので、ここでは3万3,880円、軽減のほうは該当しませんので均等割がおのおの3万2,400円払うという形でいきますと、おじいさん、おばあさんについては2人を足しますと9万8,600円というような計算になります。広域連合のほうに払う保険料でございます。それとあと国保税のほうに3人残るわけですが、おのおの今度新しい案のほうの税率で計算しますと、合計額が25万100円になります。合計しますと34万8,700円。19年度までの税率で、全部国保に入っていましたのと比べますと4万2,100円ほど、世帯合計では、この場合ですと上がるというような計算になります。

いろいろケースがほかにはあるんですけれども、これは上がるケース、あるいは下がるケース等もあるということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

林委員。

○委員（林 一雄） 326ページなんですけれども、2点ほどお伺いします。

説明欄3の短期人間ドック事業2,567万3,000円、これなんですけれども、19年度と比較して457万9,000円ほど増になっております。大変これも利用者が多いからこの数字に、やはりプラスになって大変いいことだと思いますけれども、19年度の利用者と20年度の見込み、この人数が分かれば、議案第12号にも補正がありますけれども、それをお聞きしたいと思います。

それと一番下の6番になりますけれども、健康優良家庭表彰事業なんですけれども、これも昨年度とちょっと比較をさせてもらいましたら63万円ほど、微々たるものですがマイナスになっております。この優良家庭を決める根拠、これはこういった根拠で決めるのか。また、報償金については1世帯どれくらいの予算なのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） まず、326ページ、最初の短期人間ドック事業でございますが、前年度は当初予算で400人を見込みました。今年は450人。人数だけでなく、委託料のほ

うの関係なんですけれども、昨年度の予算策定時には1泊2日で例えば6万50円、中央病院のほうに払うお金だったんですけれども、4月1日以降の実施の時期になりまして改定、予算のときにはちょっと間に合わなかったんですけれども、実際4,000円ほど実施の段階で上がってございます、19年度において。その分の差が50人の差と1件当たりの委託料の差が先ほど委員が言われました差でございます。

ちょっとすみません、お待ちください。

それではお答えいたします。世帯数としては430世帯、1件当たりの記念品の費用としては4,000円を見込んでございます。1年間医者にかからなかったというのが主な基準でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今、林一雄委員がお尋ねの健康優良表彰事業、これ430世帯が何か表彰を受けたという説明でございますが、審査基準はどうなっているのかちょっとお尋ねしたいと思いますので、お願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、お答えいたします。

審査基準と申し上げますより、旭市国民健康保険優良家庭表彰要綱というのがございまして、その要綱に基づいて表彰をしているということでございます。その中身といたしましては、先ほど言いましたように、1年間療養の給付及び療養費の支給を受けていないこと、国保税を完納していること、表彰時において市内に住所を有すること、そういういろいろ基準がございまして、それにのっとってやっているということでございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） それでは何か漏れちゃう人ができると思いますが、その場合どのような対処の仕方をしていきますか。伺いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 全部で例えば国保の世帯1万5,000世帯くらいありますけれども、その中で1年間医者にかからなかった世帯を表彰するということで、この中で、今までの実績を見て430世帯を見込んだということでございます、20年度については。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 見込みということで、それなら話は分かります。じゃ前年度は何世帯あったのかちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 19年度については397世帯でございました。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

議案の審査は途中でありますが、ここで3時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時50分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第3号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

なお、一言付け加えさせていただきますが、本会議で説明をしていただいた説明以外の補足説明をお願いしたいと思います。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

まず、この会計でございますけれども、後期高齢者医療制度の発足に伴いまして、平成20年度における老人保健会計での支出は、診療1か月分等とは過去の未済分のみ限定されるものでございまして、その歳入歳出となっているものでございます。

なお、この会計につきましては20年度から3年間でなくなるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

ただいまご説明いただきましたように、この事業会計については22年度までの3か年ということで精算事務を行うという、そういった内容だと思いますけれども、20年度については、今手元に資料があるような内容になっておりますけれども、20年度以降については予算的にはどのような措置がとられるのかどうか、あらかじめ方向付けができているものかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 20年度予算につきまして、この20年3月の1か月の診療分あるいは高額医療の関係では1月から3月分の3か月分等が20年度の予算で反映されておりますけれども、21年度につきましては、それらに対応します支払基金からの交付金あるいは国からの補助金、県からの補助金について、あくまでも予算というのは見込みでございますので、実績に基づいた精算が行われます。あるいは過誤納等が発生しますと、それらに対して今後20年度含めて3年間残るということでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

365ページをお願いいたします。

1目の後期高齢者医療保険料でございますけれども、3億5,040万円に対しまして、こちらで特別徴収と普通徴収というような形で分かれておりますが、これは広域連合からの指示で、特別徴収については80%、普通徴収は20%で見るというような形で、これは県下全部同じような積算になっております。

続きまして、繰入金でございますけれども、事務費繰入金については、歳出の総務費プラ

ス予備費について一般会計から入れてもらうということでございます。あと保険基盤安定繰入金でございますけれども、これは軽減分に対して市から4分の1、県から4分の3が入るということでございまして、このうち市の分といたしましては2,134万2,000円となるものでございます。

あと3節の療養給付費、繰入金でございますけれども、これにつきましては、療養給付費の11か月分、これの12分の1、3億1,112万9,000円が一般会計から繰り入れされるものでございます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

総務費の中の一般管理費、徴収費につきましては、この後期高齢者会計を行っていく上での事務費となるものでございます。

続きまして、368ページ、2款の広域連合の納付金でございますけれども、この一番最初の広域連合納付金の中で保険料納付金というところでございますけれども、4億3,576万6,000円となっております。これは歳入のほうで説明しましたように、保険料の分として3億5,040万円、それに保険基盤安定繰入金の分でございます。それを足したものが4億3,576万6,000円となるものでございます。

あと療養給付費負担金、これは一般会計から入れていただいた市負担分12分の1、それがそっくりこの会計を通して広域連合の会計に流れるものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、今回、初めて会計に載ってくるものでございますが、先ほど来いろいろお伺いしましたが、私自身本当にまだよく理解はしておりません。ただ、先ほども申し上げましたようにモデルケースからいうと若干増えるケースもあるし、場合によっては減るケースもあるということは分かりましたが、あくまでもモデルですから、その辺は実情を見ないとよく分からないという制度になっていると思っております。

今回、この20年度の旭市後期高齢者医療特別会計については、歳入として入ってきたものが、内容的には広域連合に納付金として行っちゃうという、そういう大きな流れだと思うんですが、仮に今、歳入として見込まれている部分というのは保険料、繰入金というのがあり

ますが、保険料で徴収した収納率、それぞれ掲げておりますけれども、仮に、これは収納率が100%ということは天引きだという判断だと思いますけれども、これが収納が滞ったと、要は納められない人が仮に出ちゃった場合には、それはどんどんどんどん介護保険と同様に出てくるという可能性もなきにしもあらずだということだと思いますが、その場合に徴収率が減ってくるということになった場合に、どのような対応が考えられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） お答えいたします。

今の国のほうで考えている一つの対策といたしまして、財政安定化基金負担金、それを創設するというのが一つ考えております。内容はどういうことかと申し上げますと、保険料の未納リスク、給付費等リスク等による広域連合の財政影響に対応するため、国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に6年間で2,000億円規模の基金を造成するというのが一つ今考えられている部分でございます。この中で、例えば保険料が思ったより集まらなくて、例えば都道府県のどこだか分かりませんが、財政的に厳しくなったところには、その基金から貸し付けするというような制度を作るというふうに言われております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そういう説明の中で、2億円という基金を作って安定化基金ということに基づいて貸し付けをするという、それで将来的にこれが、まだスタートしておりませんが、これが恐らく滞納が膨れ上がってきた場合には、今、お話をいただいた国とか県とか広域連合とかという、そういう三者の集めたお金に対して、それではもう貸し付けができないというようなことになった場合には、これは次の考え方としては、当然市町村に来るなという、こんなふうに考えられますけれども、その点はこの制度を導入するに当たって、担当される所管の課長あるいは所管としてどのような検討をされたのかどうか。されていなければされていないで結構ですし、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 6年間で2,000億円の基金というのはちょっと聞いてございます。

今の神子委員が一番心配されているのは、例えばこういう中で、もっと例えば2,000億円で足りないような事態になった場合には、結局その負担が市町村のほうにはね返ってくるんじゃないかと。一つ一番最初考えられますのは、今、広域連合で算定しております保険料、保険料率については一応2年ごとに財政状況に応じて改定していくというような流れになっております。ですから、例えば財政が厳しくなれば、当然保険料率は上がってくるだろうし、その辺がちょっと負担が厳しいということであれば、先ほど言いました財政安定化基金、これをもっと金額を増やした形で造成していかなければいけない。そうすると当然市町村のほうにはかかわってくる問題じゃないかと思えますけれども、こちら辺については、いろいろこの辺についてどういうふうに考えてきたのかと申し上げますと、ちょっと考えていなかった、そこまでは考えていないというふうな正直な答弁でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、本会議の補足説明以外でということですので、それについてポイントだけ説明したいと思います。

お手元の予算書の377ページをお開きください。

ここでは事項別明細書ということで、それぞれ前年度と本年度の予算の構成比が載っています。歳入につきましては、ほとんどがルール分というようなことから、特に変化はございません。全体的な伸びはございますけれども、特徴的なものは、動きはないです。

次の378ページをお願いします。

2款の保険給付費ですが、3.7%の増ということです。これにつきましては、ちょっと最近合併後の旭市の認定率、これの動きで特徴的な動きがありましたので、ちょっとお知らせしておきたいと思います。

平成17年7月に合併した当時、第1号被保険者の認定者の割合というのが10.9%でした。その後、認定者の割合がどんどん右肩上がりであり続けまして、19年6月に12.1%になっています。その後、5月ぐらいが11.9%なんですけれども、この11.9から現在に至るまで12%前後で認定率がとまってきます。こういう特徴があります。ただし、第1号被保険者い

わゆる高齢化が進んでいますので、分母が上がっていますので、保険料はその分まだ上がってきているという、保険給付費は伸びてきているという状況は変わりません。

それともう一つ、5款の地域支援事業費、これにつきましては18年度から始まった事業ということで、介護保険制度のサービスを受ける前に予防していこうというのがメインの事業です。これにつきましても、包括支援センターがスタートしたということで、本格的な事業が開始になっていますので、事業費が大幅な増になっているという特徴があります。

それから、歳出のほうです。381ページをお願いします。

一番下の繰入金のほうの基金繰入金です。2,000万円ほど見込みました。この結果、2,000万円繰り入れた後の旭市の基金の保有残高、見込みですが、2億8,000万円という金額になります。

それから384ページ、一般管理費の中で一つだけ特徴的なことは、13の委託料で第4期介護保険事業計画策定支援業務委託料、これはご案内のとおり介護保険計画は3年に一度見直すということで、今の計画は20年度で終了します。したがって、21年度から向こう3か年間の保険給付費等を推計し、一番市民に影響のあります保険料等をここで設定していくということになります。

続きまして、394ページをお願いします。

保険給付費のほうにつきましては本会議のほうで説明しましたので、地域支援事業費のほうの予算組みの仕方、1項で介護予防事業費という形で組んでいます。これにつきましては、本会議の中で島田和雄議員の一般質問の中で、答弁の中で説明いたしました事業が三つここにあります。特定高齢者の把握事業が1番、これは生活機能評価を集団健診、特定健診等と併せて行いますよという内容のもの。2番目につきましては、特定高齢者に把握された人たちについての通所型の介護予防事業ということで介護予防拠点に委託して、実際筋トレ等、栄養改善等の事業を行う事業。3番目につきましては、訪問をして専門職種、保健師ですとか歯科衛生士、栄養士などによる訪問事業ということで特定高齢者のほうに回る事業がここに計上されています。

それで、2目ですが、これが一般高齢者向けの予防事業ということです。事業費の大きいものは4番の高齢者の筋力向上トレーニング事業、これは所管のほうは社会福祉課のほうになりますが、あさひ健康福祉センターのほうで一般高齢者向けの筋力トレーニング事業をここで実施しています。事業費につきましては、19年度までが週4回でしたものを1回増やすと、週5回ということで事業費が上がっています。

最後になりますが、396ページ、これが包括的支援事業のほうで3番です。説明欄397ページの3番になります。総合相談支援事業、これにつきましては包括支援センターが高齢者福祉課内に1か所ということで、市民の便ですとか、今までの合併前の1市3町の在宅介護支援センターの取り組み等で地域に根づいた活動等をしていきますので、それぞれ地域ごとに旭市社会福祉協議会、それからやすらぎ園2か所、恵天堂、東総園等々の合計5か所につきまして、引き続いて在宅支援センターの委託をしまして、相談事業等に当たってもらうということになっています。

398ページ、地域支援事業費の中の任意事業ということですが、この地域支援事業が始まる前、一般会計等で実施していました各種支援施策、1番の家族介護用品、これはおむつの事業です。2番の相談員の派遣事業ですとか配食サービス事業等々、市独自の任意事業がこれの中に計上されています。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） この介護関係につきましては、本会議でも毎たび適切な説明と、今も説明がありましたが、ここで特にやはりお伺いしておきたいのは、先ほどもちょっとお話しをしましたけれども、不納欠損並びに滞納ということがどうも切り離せない部分がありまして、確かに年々ニーズが高まってきていろいろな事業をやっていただくんですけども、片一方では納められない、あるいは納めないのか納められないのか分かりませんが、そういったこともだんだん増えていくような状況もあります。平成19年度につきましては、現在どのような状況なのかなということについてお示しをいただければありがたいと思います。

内容的には不納欠損、それから滞納分、そういったのがどういう状況にあるのかどうかお願いをしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 不納欠損の状況から説明いたします。

平成19年度、つまり18年度の不納欠損額になりますけれども629万431円ということで、収納未済額が831万2,213円です。ただ介護保険料の場合、特別徴収の割合、現年度分の特別徴収が天引きですので100%、それと普通徴収の徴収率が今のところ約85%前後で推移してい

ます。そうしますと、現年度の保険料賦課分の約98.5%が収入として入ってくるというような状況で、先ほど介護保険事業計画のほうも料金設定等を考えるということで、かなりの収納率を見込みながら料金設定ができるといったようなことがありますので、そんなに滞納の金額が大きくなって運営できなくなるというようなことは心配していません。それと同時に、後期高齢者の場合には都道府県単位ということで、破産した場合等々の話がありましたけれども、介護保険の場合は市町村単位ですので、余計に保険料が払えなくなるというようなことがあるとまずいわけです。したがって、やはり都道府県単位ごとに財政安定化基金等がありまして、3か年間の保険給付費の0.1%分を3年に振り分けて、毎年そこに拠出しているといったような予算を組んでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 379ページの介護保険料、これは本会議でも別の会計でお伺いいたしましたが、過年度分の普通徴収保険料、これが収納率が14%ということで20年度スタートを切るような積算をされております。平成19年度は15%ということで、本会議の答弁をお伺いして考えられるのは、実数値に合わせているという判断がつかますが、この1%下がっているということについてはどのようなお考えで、収納率を説明の欄に書いてあるような状況になったのかどうか、この点確認のために伺いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 委員おっしゃるとおり、確実な数字を見込みして14%ということに直しているんですけども、実はこの滞納繰越分に関しましては、年金が18万円ない方が普通徴収に回るわけです。その中で本当に、先ほど税務課長がおっしゃっていましたが、我々も戸別訪問をしたり休日徴収したり回中で、本当にない方がほとんど、伺ってもいただけないケースが本当に少ない。その中でもらっている中で、当然介護保険料を納められない方については、給付費の制限を受けたりとかペナルティーがあるわけです。それらのことも説明をしたりしては言っているんですけども、家はお世話にならないという方もたくさんいます。実際に滞納されている方が介護サービスを受けなくちゃならないような事態になって、納めたいと言っても不納欠損で流れちゃいますので納められない。これは、むしろ市民のほうに非常に不利な、かなり厳しいペナルティーになっていますので、向こう数年間は実費を何割か負担しなくちゃいけないよとか、そういったような厳しいペナル

ティーがありますので、その辺もPRしていきながら上げていきたいなと思いますけれども、14という数字については、確実な数字を見込みしております。

以上です。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第11号の社会福祉課の関係する部分につきまして補足の説明を申し上げますが、まず、14ページをお開きいただきたいと思います。歳出のほうからご説明をさせていただきます。

3款1項2目20節の扶助費でございまして、説明欄の1の福祉タクシーの利用料でございしますが、これにつきましては、年度当初よりも利用率が高くなったことによりまして不足が生じておりますので、ここで増額をさせていただくものでございます。

それから、説明欄2の自立支援給付事業、これにつきましては、年度末の決算見込みによりまして、それぞれ給付費が減額となりますので、今回5,639万9,000円を減額するものでございます。

歳入について申し上げますと、それら自立給付の関係を受けまして、9ページでございすけれども、13款の国庫支出金の部分でございしますが、障害者自立支援給付費負担金という部分で、2億1,110万6,000円の増ということでございしますが、これはその下の国庫支出金の関係の一番上の欄の自立支援給付費統合補助金、これと科目を組み替えまして、さらに先ほど歳出の際に減額になる旨をご説明させていただきましたので、それらを調整させていただいております。

なお、この組み替えの関係につきましては、10ページの県支出金の中の1項の県負担金の部分と、それから2項の県補助金の部分、それぞれ支援関係、ここに載っておりますが、これもやはりただいまの説明のとおりでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課からご説明申し上げます。

歳出、14ページから15ページです。

4款1項4目の環境衛生費の説明欄1番、負担金補助及び交付金、これは東総地区広域市町村圏事務組合負担金のものですけれども、ごみ焼却施設の候補地の白紙化による環境アセスメントなどの中止によるものの確定額でございます。

続いて2番、合併処理浄化槽設置促進事業、これも申請基数の確定によるものでございます。通常型が38基の減、転換分、これは県単独分のものですけれども、4基の減によるものです。

これに合わせて歳入のほう、9ページに戻ります。9ページは13款2項2目の衛生費国庫補助金、これをおのおの3分の1ずつの負担ということになりますので、国庫補助金がマイナス356万3,000円の減で、10ページが県補助金でございます。同じく356万3,000円の減、あともう一つ2番、生活排水対策浄化槽促進事業補助金、これは転換分ということで、単独浄化槽からの転換、あとくみ取りの転換、これも申請基数の減、当初30基から23基の7基の減によるマイナスということで、83万5,000円補正しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、庶務課の関連で補足説明を申し上げたいと思います。

17ページ、歳出でございますけれども、小学校費、中学校費においてそれぞれ事業が確定したことに伴い、執行残を今回減額補正をしたいということでございます。小学校は大規模改造事業で4校でございます。その執行残ということでございます。

なお、中学校でございますけれども、大規模改造は干潟中で500万円程度の減額、次に2番は、海上中の解体事業でございます。これが3,460万円の減額ということでございまして、あと3番は、第二中学校の屋体と校舎とそれぞれ合わせまして1,600万円程度の減額を事業の確定に伴いお願いするものでございます。

これに伴いまして、10ページに国庫補助金の補正をお願いしてございます。けれども、歳出では減額をお願いしたんですけれども、歳入はプラスになってしまうという補正を今回お願いするところでございますけれども、大規模改造等につきまして、当初単価費用を低く抑えて歳入の見積もりをしたため、今回決算によりまして、それを上回る交付金が決定された。それに伴い1億4,000万円程度の増額補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 5ページをお願いします。

繰越明許費のほうでございます。民生費の老人福祉費で地域密着型サービス拠点等施設整備事業3,391万8,000円、これの繰り越しでございますが、事業の内容ですが、定員29人の小規模特別養護老人ホームです。事業主体がやすらぎ園、場所につきましては、干潟地先にあります第2やすらぎ園ですか、その隣接地の建設するものです。この事業費につきましては、全額国庫補助金、それを市の会計をそのままトンネルというような形で支出するんですが、事業が終わらないということで変更申請が出ましたので、今回繰り越しさせていただくものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） それではご質疑申し上げます。

まず、5ページのただいまご説明をいただきました繰越明許費の関係で、民生費関係については全額国庫補助ということで、やすらぎ園の内容ということで説明がございました。年度内に終了しないということですが、これは簡単で結構ですから理由については、何か特段問題があったのか、あるいは問題がないのか、問題があるとすればどういった内容なのかどうかという、繰越明許にした理由についてお伺いをしたいと思います。

それから、教育費の関係でも載ってございますので、簡単で結構ですから二中の関係の校舎改築事業、これの繰越明許についてもご説明をいただきたいと思います。

次に15ページですが、合併処理浄化槽の説明をいただきましたが、今回減ということになりました。これは当初見込んだ内容よりも、かなりあるものについてはできなかったということですが、ニーズとしてはどうなのでしょう。当初予定を組んだ合併処理浄化槽についてニーズがなかったのか、それとも必要性がないとか理由とかあると思いますけれども、見込み違いなのかどうか、あるいは該当すべきものがあるけれども見送ったのかどうか、その辺について理由をお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、5ページの繰越明許の関係、地域密着型のほう、

繰り越しした理由ということについて説明したいと思います。

やすらぎ園側のほうから私のほうで説明を受けていますのは、農振農用地区域の除外、これは県でやるんですが、年に2回しかないということで、この除外が去年から申請していたんですが、今年になってからの除外ができた。さらに、農地転用のほうが19年7月になってしまったということで、その間、用地買収等で所有者が亡くなって相続が重なってしまった。その後に農地転用後に、これ福祉貸付資金等を借りるんですが、それらの手続でもやはり相当時間がかかっているというようなこと、それで、秋に来まして第1回目の入札をしたんですが、これも不調に終わったということで、2回目の入札が今年に入ってやっているということで、それらのもろもろの理由で、今年度内にはどうしてもできないということで報告を受けています。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほど繰越明許費の補足説明を忘れてしまいました。

3億3,427万8,000円の繰越明許をお願いしてあるところでございますけれども、当初、19年度で4割の工事費を予定しておりまして、現実には予算としてはその9割、36%の予算化をしてございまして4億5,611万8,000円の予算がございました。ただ、いろいろ入札等に時間がかかったりということで、その半分程度しか仕事ができないだろうということで、しかも前金払いで1社だけ、1億2,100万円程度のお支払いをしてあるということでございまして、それ以外の支出がないということになってしまいました。したがって、4億5,600万円から前金払いの1億2,100万円を引いた残りの3億3,427万8,000円をこの際繰り越しをさせていただいて使わせていただきたいということでございまして、ここには国庫補助金も8,300万円程度一緒に付けて繰り越しをさせてもらおうと、そういったことでございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、合併処理浄化槽の減の理由でございます。平成19年度当初の算定基数は、国・県等にこのくらいあるだろうという平成17年度の5か年計画に基づいた基数を19年当初出していたものが、実質16年度末においては、そこまでの基数がなかったという形が主な理由でございます。したがって、20年度は実数値に合わせた基数で申請してありますけれども、19年度は計画見込数でやった結果が、差があったという形でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） それでは、再質疑させていただきます。

繰越明許費の関係につきましては、まず民生費の関係は、今お話のように入札の関係あるいは用地の買収の関係で遅れたということについて、手続上、担当課のほうとしてはやむを得ないという判断をされたと思いますけれども、確認をしたいと思います。そういったことで、何ら手続上、問題ないのかどうか。

それから、教育費の関係につきましては、入札の関係があったということと前払い金の支出、残りの分という、これについては国庫補助金も含まれているということで、手続上、繰越明許というのはやむを得ずという部分もありますけれども、それについて、今回計上されている繰越明許費については手続上問題ないのかどうか、これで2点確認をさせていただきます。

それから、15ページの合併処理浄化槽の関係で、そうしますと、まず19年度当初については平成17年から5か年計画によった計画によって盛り込んだものが、結果的に今回の結果になったということで、20年度については実数値というそういった位置付けの基に予算を組んだという、そういう内容だと思います。そうしますと、幾つあって幾つ減ったのかどうか。さっき若干基数については伺いましたけれども、この際ですから、幾つ見込んだものが幾つになったということでお示しいただければありがたいと思います。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 手続上問題ないかということでございます。先ほど申し上げましたとおり100%国庫補助金、県と相談しながら繰り越しの手続をしておりますので、手続上、特に問題はございません。ただ厳密にいきますと、計画上、早くでき上がれば地域密着のサービスを受けられる人たちが、その分早く受けられるというようなことがありますので、厳密にいきますと計画値よりも若干遅れるというのは事実でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

お尋ねの繰越明許について問題がということでございますけれども、繰り越しには事故繰り越しということもございますけれども、今回それではなくて、繰越明許ということでお願いしてあるところでございますけれども、その定義からいきまして、財政ともご相談申し上げ

げまして問題はないのかなということで、このように手続をとらせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、当初と現在とといいますか、補正後の基数でございます。

通常型、これは新設分です。当初140基を見込みました。実績が102基です。続いて、転換分です。これは5人槽が当初15基が14基、7人槽が13基が9基、10人槽が2基が3基、そのような形です。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1目財政調整交付金1,173万9,000円につきましては、国の交付金の確定に伴うものでございまして、内容といたしましては、中央病院の医療相談事業、直診整備事業としてレントゲン装置2台の購入等が入っているものでございます。

続きまして、県支出金の財政調整交付金でございますけれども260万円、これにつきましては国保診療施設分の交付金の確定に伴い補正するものでございます。中央病院本体が200万円、飯岡の診療所が30万円、滝郷診療所が30万円の内容となっております。

続きまして、9款の繰入金でございますけれども858万7,000円、これにつきましては、基盤安定繰入金あるいは財政支援化事業繰入金、額の確定に伴うものでございます。

10款繰越金でございますけれども、これは歳入不足分についてを計上したものでございます。

続きまして、8ページでございます。

11款諸収入、5目雑入でございますけれども、人間ドック自己負担収入、これにつきましては、人間ドックの1泊2日の料金が6万10円から6万4,050円に改正になった関係で、自

己負担分につきましても9,000円から9,600円と600円ほど上がっております。その関係で増額補正するものでございます。

続きまして歳出でございますが、9ページ、一般管理費につきましては電算システムの修正業務委託料、20年度法改正対応にかかわるものでございまして105万円、保健衛生普及費の1,533万6,000円につきましては、繰出金から支出するための科目更正によるものでございます。

続きまして、6款の保健事業費でございますけれども219万1,000円、先ほど歳入のほうで申し上げました人間ドック委託料、これが費用が6万10円から6万4,050円に上がったものによるものでございます。

続きまして、諸支出金、3目償還金でございますけれども、精算による返還金でございます。これは平成18年度の国からの療養給付費負担金を返還するものでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

9款の諸支出金、直営診療施設勘定等繰出金でございますけれども、これにつきましては、滝郷診療所分等に繰り出すものの30万円、あと先ほど申し上げました医療相談事業、レントゲン装置の購入の施設整備分あるいは診療施設分等につきまして、病院事業会計へ繰り出すためにここに計上したものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第12号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いいたします。

9ページ、総務管理費の中の一般管理費ですが、105万円の委託料がありますが、これは具体的にはどのような委託をしたものなのかどうか、ご説明をいただきたいと思います。

以上、1点だけです。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） このシステム改修は20年度法改正に伴うもので、調整交付金にかかわる部分でございまして、それが105万円、その分全額が国から補助金で入ってくるものでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） そうしますと、調整交付金ということでシステムの修正ということですから、ソフトを変えるということによろしいんですか。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） ソフトを変えるものでございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について。

この案件につきましては本会議でも補足説明を申し上げているところでございまして、医療制度改革に伴い老人保健制度が後期高齢者医療制度となるために、新たに制定するものでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 1点だけお伺いしますが、これまでの議案の中でも議論がありましたように、旭市としてはこの事務に携われる方が3名という、そういったふうになっていますね。この条例が可決した場合に事務の煩雑化というのが一番嫌いますよね、当然。そういった意味で、申請の受付並びに徴収事務というのがトータル的には説明があったと思うんですけども、そういったことで、これまでと違った分野になりますけれども、その辺の事務に携わる方々のこれからの業務というのはどのくらいの量かというのは分からないと思うんですけども、事務量としてはどういうふうに判断しておりますでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） お答えいたします。

ただ老人保健会計が給付のほうでございますけれども、20年3月分、老人保健特別会計のほうは1か月分の診療費の関係がありますけれども、どうしてもいわゆるこの制度が始まる

4月、これにつきましていろいろ問い合わせ等、例えば新たな高齢者医療制度でございますので、高齢者の方々がいろいろ問い合わせあるいは苦情等があるかと思えますけれども、これにつきまして、人員的には確かに今の3人、変わらないんですけれども、それについては十分、高齢者の方に迷惑をかけないようにやっていく所存でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第21号で社会福祉課のほうにつきましては、飯岡福祉センターと、それからあさひ健康福祉センターの使用料の件につきまして、この説明につきましては本会議で補足説明を財政課長のほうから詳しく申し上げましたけれども、具体的には、きょう委員の皆様にも配布をさせていただきました新旧対照表がございますので、これをご覧いただければと思います。

新旧対照表の1ページと2ページ、これが今回の改正前、それから改正後のそれぞれの内容でございます。あくまでもこの改正に当たりましては、合併前の利用料金がなかなか調整ができていなかったということと、それから合併後いろいろな施設の使用料、手数料、それらの利用者負担の不公平感をなくそうというようなことで、今回、こういう改正をさせていただくものでございます。

なお、これらにつきましては、市民への周知、それらを考慮しまして7月1日から施行すると、そういうことで一部改正を行うものでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、健康管理課のほうでは新旧対照表に載っていますが、変更のほうでは海上健康増進センター、いいおかけんこうセンターと載っていますが、改正理由につきましては、今、社会福祉課長が申し上げましたとおり、全く同じ理由で改正するものでございます。

それで、ちょっと詳しい内容といいますか、改正のほうの案をご覧いただきたいんですけれども、別表第1で、その1中の健康増進センターの使用料の中で市内の運動施設の中で一般、高校生の区分をして1回当たり、1か月当たりに設定したその料金の設定に当たりましては、施設の規模、設備の状況等を勘案して、また総合体育館等を参考にして設定いたしま

した。それと、海上健康増進センターのほうが議案質疑で出ていたんですが、プールが設備されているということからも、経費がかかるということで、一般の1回当たりの使用料を400円、1か月当たりを2,000円として、いいおかけんこうセンターは、その半額の一般を1回当たり使用料200円、1か月当たりは1,000円と設定いたしました。高校生につきましては、それぞれ一般の半額とし、市外料金については、また逆に5割増しといたしました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 担当課の説明は終わりました。

議案第21号について、質疑がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この前、各市の施設の使用料、手数料のほうは、たしか100万円ちょっとですが若干値上げになるような試算だったんですが、今回も若干何か値上げになるんじゃないかなと思っていますが、そこら辺どんなふうに考えての設定なのか、ちょっと答弁いただければありがたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 値上げと申しますのは、単価的な、1日当たりとか1か月当たりとか、そういう部分での値上げということなんでしょうか。それとも全体の使用料の増額になる部分というような、そういうとらえ方、いずれなんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 向後委員、ちょっと説明をもう一度お願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） 私が尋ねているのは、前回は町の体育館だとか運動場だとか、そういう部分を年間して総合的にプールにしますと、何か1,000万円余りの値上げだったそうなので、今回のこの改正によって、またそういう福祉センターとかトレーニングルーム、これ年間トータルして合算すると幾らくらい値上げになる試算かなということをお尋ねしています。よろしくをお願いします。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、いいおかけんこうセンターにつきましては、これは実際、今現在ほとんど無料の方が多くいものですから、30数万円しか利用料はちょうどいしてございません。それが実際に今度120万円程度利用料はご負担いただくような、そういう形になっております。

それから、あさひ健康福祉センターのほうでございますけれども、こちらにつきましては、確かにここで団体利用の部分で若干数字が変更になりますが、これらはどちらかといいますと、パークゴルフ場に合わせまして営業時間を拡大するというようなことで、その辺での利用料は増額になります。しかしながら、これは当初予算書の中にその部分は正直見えておりません。と申しますのは指定管理料の部分で、入場料は相殺をした中で指定管理料を支払う、そういうような予定になっておりますので、福祉センターそのものの会計の中ではそれが出てくるんですが、ここではその部分の数字は出ておりません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 私が尋ねているのは、市全体の使用料がだいたい幾らくらい見込んでいるか、改正後の差額、そこら辺の部分をお尋ねしたと思っているんですが。

○委員長（柴田徹也） 向後委員に申し上げます。今の質疑は、これによってどのぐらいの収入が増になるかと、要するに実質的な値上げになるかということを知りたいわけですね。ただし、今説明になったのは、ここで指定管理料と相殺になるので、その辺が出ないということ言われている。

海上がまだ答えられていないそうでございます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、増進センターのほうでご説明申し上げます。

現行のほうを見てくださいますと、海上、飯岡も同じように備考欄で一応無料ということになっております。それと2時間を超えた場合に有料だったんですが、2時間以内であれば無料という文言がありまして、実際問題だいたい2時間以内が多くて、2時間を超えた場合でも時間をいちいちはかって、実際には2時間を超えた場合にも徴収は現実いただいておりますでした。ですから、今回の改正により、実質全部収入が値上げというふうな形になるかと思えます。

予算書を見ていただければ、先ほど歳入の場合には海上の健康増進センターが75万7,000円、いいおかけんこうセンターの使用料が年間で10万7,000円と、両方合わせて86万4,000円の年収を見込みさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 何か自分らで、今説明を聞きますと、さまざまな施設が一応値上げだと

今説明を受けました。また前回、去年グラウンドだとか体育館だとかさまざまな施設がやはり年間合算して1,000万円余り値上げになってきました。合併を振り返ってみますと、合併の時のテーブルについた時の条件だとか何かは、サービスは高いところに合わせる、負担は低いところに合わせると、これが何か全然尊重されていないような改定になっていますが、このところどう考えて判断に至ったのか説明願いたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） これは、私最初に申し上げましたように、確かに委員おっしゃられますようにサービスは高く、負担は低くという、そういう合併時のお話がありましたけれども、実際に合併をしてみますと、同じような施設を利用している利用者の皆さんが、片方の施設についてはほとんどご負担をいただいていない。そして、もう一つの施設については利用料金をいただいている。そういうような状況というものは、どう見ましても不公平感というものはそこに存在しますので、それらの利用者の負担という部分をより公平に判断させていただいた中で、今回改正をお願いするものでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうの施設も全く同じ考えでございます。

○委員長（柴田徹也） おはかりいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分は、何か前回のグラウンドとかの手数料等々でも、やはり市の増収にならないで今まで上がってきた使用料の中でならしていただければ、なるほどなと分かりそうな気もするんですが、何か何だかんだ、旭市だから不公平感なくというような説明でし

たが、何かどうも負担が全体に高くなっちゃっているなみたいな感じがちょっとするもので、そういうふうに感じないような改定の仕方がなかったかなと。

○委員長（柴田徹也） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 確かにそういう感は、これは否めない事実でございますが、この対照表をご覧くださいますと、飯岡福祉センターにつきましては、現行の使用料でも原則200円はちょうどできると、そういう状況になっているんですが、実際にはその下の備考にございますように、高齢者の皆さん、それから身障者の皆さん、こういう皆さんの利用については無料だということで、はっきりここでうたわれてしまっております。しかしながら、利用の状況を見てみますと、ほとんどの方が高齢者の方々の利用になっております。そういうことと併せまして、もう一つは、私どものほうはあさひ健康福祉センターというもう一つ同じような施設を抱えております。規模も建設年度、それぞれ違うわけですが、それらとの調整をじゃいかに図るかということで、今回この改正案のように1日、原則一般の方には200円は負担していただこうと。そして、月決めの会員も制度を設けましょうというようなことで、こういう料金体系をとらせていただいておりますが、200円が高いのか安いのかという問題の基準は、先ほど申し上げましたように、あさひ健康福祉センターの使用料そのものがもう400円ということで決まっております。これに対して、飯岡福祉センターはどうなんだということで、具体的に検討した結果がこの200円ということになったものでございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 向後委員。

○委員（向後悦世） 自分は、行政はどちらかといえば住民サービスが、同じお金だったらいかにできるかと、何かそういうことが求められているんじゃないかなと思いますので、課長の説明も言わんとすること分かりますが、何かできるだけ住民により高いサービスができるよう努力していただきたいと思います。

以上、答弁いりません。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

神子委員。

○委員（神子 功） それでは、議案第21号につきまして2点ほどお伺いいたします。

これは本会議でも質疑がありましたけれども、まず一つには、今までなかったものが加わっているということを考えた場合には、小学生、中学生、高校生、これが現行ということと

対比をしてみますと、改正案は飯岡福祉センター、海上健康増進センターには記述されておられません。いいおかけんこうセンターも含めてそうですね。あさひ健康福祉センターについては、現行は記述されているということがありますので、この小学生、中学生、高校生という飯岡福祉センターの区分並びに健康増進センターの区分、一般、高校生ということでこれを入れた理由についてはどういふことでしょうか。

それから、2点目ですが、真ん中にあります健康増進センターの中で1回当たり一般が400円というふうになっております。飯岡福祉センター並びにあさひ健康福祉センターについては、1日当たり200円あるいは400円という表示になっております。これについて、健康増進センターの1回当たりというこれについては、議論の中でどういう議論があったのかどうか。誤りなのか誤りでないのか、検討の結果についてもお示しをいただきたいと思います。

以上、2点。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいまの区分の關係につきましてご説明をさせていただきますが、まず、私ども飯岡の福祉センターとあさひ健康福祉センター、この区分はどうするかということの中で、その基準にしたのは、あさひ健康福祉センターの区分を基本的には基準に考えました。それで、高校生があさひ健康福祉センターについては一般と同じ400円をちょうだいする、そういうような内容になっておりましたけれども、高校生はまだ経済的にもまだ十分なそういう状況にないわけですので、これは小・中学生と高校生は一緒にしたほうがいいだろうということで、一般の半分というそういう区割りを考えたものでございます。

それで、その区割りと合わせまして、飯岡の福祉センターもその区割りの中でそれぞれ単価的なものをこういうふうに決めさせていただいたという、そういうことでございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうの小・中学生の区分がないというのは、これは小・中学生のころから激しいトレーニングというのは身体の発育上、まだやはり使わせないのいいだろうと健康上の問題から、前からはこれは、建てたときにそういう判断がなされているものでございます。

それと、2点目の1回当たりということでございますけれども、この検討というのは、先ほどもあまり今まで無料だったものがいきなり高く感じられてはしょうがないと。というの

は2時間使っても3時間使っても1回当たりの利用はもう400円、これはあさひ健康福祉センターも1日200円ということから、うちのほうは1回当たり。それで、もう一つの理由は人件費増というのを認められないのと、受付事務で時間等をいちいちチェックする人までは、先ほど歳入でご説明させていただきましたけれども、86万4,000円で人件費が逆にそれよりかかっちゃったら、使用料を取るというのもちょっとそれはまずいと、それで食堂にあるような券売機を設置するように予定しております。

その人件費の問題もあるということで、1回当たりの券売機で対応させていただくように、そういうふうに検討をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今、券売機というお話がありましたけれども、あさひ健康福祉センターにも券売機がありますよね。ですから1回ということが、例えば1日いた場合には、その人はどうなりますかということの裏側です。要はこの施設は、1回ということが使用上オーケーなのか、1日ということが当てはまるのかどうかという、そこの検討がどうであったかどうかということなんですよ。

要は改正案ということで、二つの施設は1日当たり幾ら、ということは1日いてもいいということですよね。それで、健康増進センターについては、この施設は1回当たりのほうがいいということで、この区分の中の1回当たり、あとは1か月当たりというふうになっていますけれども、1回当たりということのほうが懸命な措置なのかどうか、そこなんですよ。もしも1日当たりということがよければ、これについては出したものは修正ということが必要なんですけれども、その辺はもう少しよく検討していただいて、利用しやすいようにということに考えられることがあるのではないかなという思いで今質疑をしています。

ですから、その辺のところについてどうなのかどうか。利用状況も含めて1回当たりがいいのか、1日当たりがいいのかどうか、その辺の検討がされたのかどうかということの質疑でございます。ですから、券売機についてはあさひ健康福祉センターのほうは、今券売機でやっています。これが事実です。海上健康増進センターも券売機でやるということは、これが1回なのか1日なのか、その点です。お願いします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） うちのほうは1日ということも、最初はそういう話もあった

んですけれども、ただ運動をしていて1日ずっと健康増進センターにまづはいられないだろうというのが一つあります。あさひ健康福祉センターの場合には中で飲食ができます。ですから1日食べたり、休んでそこにずっといることはできると思いますけれども、増進センターは飲食禁止です。ですから、そういうことはまず考えられないだろうと。多分午前9時から12時、3時間もやったら一応お昼か何か食べに帰らなければならないのかなと。そういうこともあって、入館ということで1回出たら、もう一度券売機で買っていただくようにという考えの趣旨でございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 社会福祉課長にお尋ねします。

あさひ健康福祉センターで利用された方が途中で帰りますと、また来たいという時にはどうされていますか。もう一度券を買って中に入るか、そういった例はないということなのか。参考までにちょっと、事例はどうなんでしょうか。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 厳密に申し上げますと、健康福祉センターの場合には入館料的な形でちょうだいをしておりますので、一度出てしまいますと、もう一度券を買っていただくということが原則になるわけなんですけど、たまたま何か1日グループで利用していて、朝から夕方まで何かの行事や何かで福祉センターを利用させていただいていたという中で、家でちょっと用事ができちゃって、間ちょっと抜けますというような方に、じゃ入場料をもう一回お買い求めいただくのかということになりますと、それは現実的にはやっていないわけでございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 私が今なぜ聞いているかといいますと、お互い共通認識を持ちましょうということなんです。本会議でも議論がありまして、無料がいいか、要は今回の改正がいいのかどうかという議論もありましたけれども、要は1回ということが市民の方にも認識していただくということからすれば、なるほどなというような議論がなくちゃいけないですよ。そのために今伺っていますので、悪意があって言っているわけではございません。ですから事例を介して今、質疑をさせてもらっております。

そうしますと、この1回当たりという表現のほうが妥当だなというのが分かりますよね。

要は1日そこにいられないというか、もう自分で用を足したら帰るんだということが日常的にやってきたので、1回ということに表示をしましたよという、そういった認識に立つことがいいんだよなということを感じました。

あとは小学校・中学校並びに高校生の方、特に海上の健康増進センターについては、トレーニングということからすると、小学校・中学校は適していないというか、あえて体を傷めてしまうということからすると、区分としてはこういう区分がいいよということで、そうしますと、改正された場合には利用していただくかなくちゃいけないというふうになりますよね。ですから、所期の目的が達成するように啓蒙、啓発にぜひ取り組んでいただいて、いい使い方ができるように、その辺は十分考慮していただいて取り組んでいただくようお願い申し上げます。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第21号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 22号の児童遊園の関係でございますが、これは本会議でも申し上げましたように、消防器庫が建設されましたことによりまして、その公園の残地を公園として利用する、そういう機能はもう失われておるということで、地元の区長さんにご理解を賜りまして、今回廃止をするものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

神子委員。

○委員（神子 功） 確認の質疑をさせていただきます。

18年度末に消防庫ができたという本会議で説明があって、地区の同意をいただいたという説明がございました。ここは旭児童遊園の一つでございますね。それについては、必要性があって児童遊園を作ったということを裏返しすれば、なくなったということからした場合に、児童遊園というものがどこで効果を得ることができるのかなということをちょっと考えました。確かに消防庫が設置されたということについては、地元の同意のもとに児童遊園の残地

にできたということですがけれども、その辺のところについては、市としてはどのように確認しているかどうかお伺いをいたします。

○委員長（柴田徹也） 神子委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 正直申し上げまして、もともとこの土地が幾世区というところに実行組合という昔、実行組合制度があった時のその実行組合の方々が持っておられた土地を旧海上町の時代に市のほうへ寄附を受けまして、それでそこへ代わりに公園を作ってくれということで、公園のスタイルをとってきたわけですが、今回、これも幾世区のほうの選択とすれば、どちらを選択すべきかということで悩んだとは思いますが、消防器庫が本当に県道際に15坪ぐらいの土地のところに器庫がただ作ってありまして、団員の皆さんが訓練はじめ緊急事態に集まりますと、その県道の所へ全部縦列して駐車をしないと団員の機能が果たせないというような、一種変わったところに器庫がありましたもんですから、どうしてもそういうスペースをとれる所へ、駐車スペースをとれる所へ器庫を移したいんだということで、幾世区のほうでは、そこの公園の土地しかないという、そういう選択をされました。

それで、私どものほうとすれば、それは消防の話であって、児童遊園の機能そのものについては、これは今現在それに代わるものというものは正直ございません。ですから、また児童遊園にできるような、そういう適地等も区のほうの協力をいただきながら確保できればなという、そういう考え方でおります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 神子委員。

○委員（神子 功） 今答弁ありましたけれども、私は児童公園を作ってくれということはいませんので、要は本会議でも出ていましたけれども、旭市は旭全体が緑の町だから、全部自然だよと、それを生かしたほうがいいんじゃないかという内容の質問もあったみたいですがけれども、有効利用ということから考えた場合には、やむを得ない措置なのかなというようなことは言えます。

ですから、児童遊園については区の方々の懸命な判断ということがあるとすれば、近くにある公園とかを利用して伸び伸びとしたものもいいなと。これは蛇足になりますけれども、今回の条例については廃止に伴うということですから、一応蛇足ですがけれども、所見を申し上げます。

以上で質疑を終わります。

○委員長（柴田徹也） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、社会福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第23号につきまして、補足して説明を申し上げます。

現行のこの条例によりますと、第2条第2項第2号に老人保健法によって老人医療費の支給を受けられる者については、この条例によるところの医療費の助成を受けることができないんだという、そういうことになっております。しかしながら、現在も老人保健法そのものが変わっておりまして、実際には基本的な加入者の皆さんは、ほかの健康保険に加入されている方と同じように3割負担が基本になっておりますので、今回、それらに該当をしなくなったということでございますので、この2行を削らせていただくものでございます。

なお、旭市で老人保健の加入者であって、20歳未満の者を扶養しているひとり親と、そういう方はございません。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、保険年金課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 議案第24号について、補足説明を申し上げます。

お手元の新旧対照表をご覧になっていただきたいと思います。第24号と書いてあるものでございます。

最初の第2条でございますが、国保運営協議会委員の定数の削減となりますが、被用者保険等保険者を代表する委員の設置基準が改正となり、旭市では新基準を満たさなくなることから削るものでございます。

続いて第4条でございますが、第1号と第2号については、乳幼児の医療費に係る対象年

齢を3歳未満から6歳到達年度いっぱい引き上げるものでございます。

続いて、次の第3号でございますけれども、満70歳以上の方の医療費にかかわる一部負担金を1割から2割に引き上げるというものでありますが、この部分につきましては、国の施策で1年間凍結される見通しとなっております。

続いて第4号でございますが、満70歳以上の方であっても、一定額以上の所得のある方の一部負担金は3割負担であるということであります。文言の整理になっております。

第5条でございますけれども、国家公務員共済組合法においては、出産育児一時金の支給の解釈に準じて、葬祭費も行うという文言の追加であり、第6条の葬祭費については、ほかの医療保険者でも支払えるものについては、国保会計からは支払わないというものであります。いわゆる二重支給はしないということでございます。

最後に第8条でございますが、健診事業が各医療保険者に義務化されることから、それに対応した文言の改正となっております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（柴田徹也） 保険年金課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第25号について、健康管理課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、議案第25号について補足説明申し上げます。

新旧対照表ご覧いただきたいと思います。

現行の第6条の使用者の範囲ですが、第1項が使用者の範囲、第2項が使用の許可となっておりますので、整理し改正するものでございます。

次に、改正案のほうですけれども、ご覧いただきたいんですが、第6条の使用の範囲を使用の許可に改め、使用できる者を本市に住所を有する者に限っていたものを他の施設に合わせ、市外の者にも利用できるように改正いたしました。

次に、第7条として使用の制限を設けました。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課の説明は終わりました。

議案第25号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第25号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、学校教育課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、補足説明を申し上げます。

先日も申し上げましたが、学校教育法等の一部改正に伴いまして、その学校教育法の大幅な条項移動が生じたことによりまして、同法を引用する二つの条例について改正を行うものでありますが、具体的に申し上げますと、旭市立小学校設置条例の第1条に学校教育法第29条の規定により市に小学校を設置するという部分がございます、この学校教育法の第29条の内容がそのまま同じ内容で第38条に移行したものによるものでございます。中学校につきましては、その準用規定ですが、同様のものでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課の説明は終わりました。

議案第28号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第33号について、高齢者福祉課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、議案第33号の資料のほう、新旧対照表のほうと、きょう配りました一覧表のほうを併せて準備お願いしたいと思います。

本会議の補足説明でも説明しましたとおり、激変緩和の制度を19年度で終了するものを20年度まで延長するということになります。新旧対照表のほうは2項までが19年度でしたので、3項に20年度を加えたというようなことになっています。

最後の表をご覧ください。

これで一つの例だけちょっとお話をさせていただきますと、例えば第5段階のすぐ上のところを見てください。上のところでは税制改正に伴う第3段階からの激変緩和の措置の対象者となっています。本来は、税制改正がなければ第3段階だった人という意味です。この人

の場合ですと、第3段階のところを見ていただくと2万6,550円で0.75、つまり基準額よりも25%割安の保険料が設定されるべき人なわけです。収入が同じにもかかわらず、税制改正があったために第4段階になっちゃう人と、そういう意味です。

この人のケースですと、18年度の場合には1.00にしないで0.83、19年度の場合は0.91にしますよというのが今までの一部改正でした。今回、20年度は本則の賦課になりますので1.00になるものを、右側の矢印、19年度と同じように0.91の割合で賦課しますと、そういう内容になります。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 高齢者福祉課の説明は終わりました。

議案第33号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないので、議案第33号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して、議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成20年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成20年度旭市老人保健特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成20年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成20年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市後期高齢者医療に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 賛成多数。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号、旭市健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市立小学校設置条例及び旭市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第33号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(柴田徹也) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(柴田徹也) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(柴田徹也) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康管理課長。

○健康管理課長(小長谷 博) それでは、海上の保健センターの窓口業務について申し上げます。

海上の保健センターについては、保健師と看護師合わせて現在4名配置しておりますが、この4月より窓口業務に必要な1名を海上支所に配置し、ほかは旭市保健センターに集約して業務の効率化を図ることといたしました。海上保健センターでの予防接種や健診事業については従来どおり行うものでございます。

以上でございます。

○委員長(柴田徹也) 学校教育課長。

○学校教育課長(及川 博) 1点、ご報告を申し上げます。

内容は、先の全員協議会でご報告をさせていただきました2チャンネルの掲示板への犯罪予告の件についての追加報告でございます。

前回、犯罪予告の後に2月17日、再度2チャンネルの掲示板に「あす、千葉の小学生を無差別に殺す」という犯罪予告の書き込みがありました。連絡が翌日の2月18日の午後3時ごろであったため、早急に市内小・中学校、総務課等に対しパトロールをお願いするとともに、

教育委員会におきましてもパトロールを実施、事故の防止に努めました。今回も犯罪発生、事故には至りませんでしたが、2度にわたり犯罪予告がありましたので、教育委員会では児童・生徒の登下校の安全確保のため、しばらくの間以下の対応をするよう依頼しました。

小学校においては、児童の下校は集団下校または複数下校を実施する。児童の下校後は職員などによるパトロールを実施する。中学校においては、生徒の下校は複数下校を実施する。生徒の下校後は教職員などによるパトロールを実施する。

なお、今回の事件の概要及び各学校の対応を周知していただくため、各学校より通知文書の配布もお願いしたところでございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課から1点ご報告いたします。

前回の12月の常任委員会で景山委員より出されましたスポーツ合宿等で市内へ宿泊し、体育施設を利用する場合は優先的に使用できるとの件でございしますが、現在、市では総合計画の中にも位置付けしてございますとおり、交流の里づくりの中の一つとしまして、野球、サッカー、卓球などのスポーツを通じ、都市との交流や地域内の交流が盛んな活気あふれるまちを目指し、取り組んでいるところでございます。

このようなことから、市外の団体がスポーツ合宿等で市内大会施設を使用する場合は、次のように取り扱っております。

1点目として、予約についてですが、市内のスポーツチームとの交流を目的に利用する場合は、市を通し優先予約ができます。

なお、単独で練習などで利用する場合は2か月前からの予約となります。

2点目として、使用料についてですが、通常市外の利用は市内料金の5割増しでございしますが、スポーツ合宿等で市内宿泊施設を利用し体育施設を使用する場合は市内料金扱いで行っております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） ほかにございませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） それでは、所管事項の報告でございしますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） すみませんけれども、お願いいたします。

旭市で国体の卓球が開かれる、これは大変いいことです。それで、今、旭市内の各施設に運動場もある所も含めて、AED、心臓マッサージ器が設置してあるかどうかちょっとお尋ねします。

○委員長（柴田徹也） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） AED、自動体外式除細動器だと思います。生涯学習課の施設では、総合体育館、市民会館、海上公民館、干潟公民館、いいおかユートピアセンターに設置してございます。

なお、設置年につきましては、総合体育館は18年8月、その他の施設については平成19年8月に設置しております。

なお、道具があっても使えなければ何にもなりませんから、実は19年のたしか8月末、この設置した後、生涯学習課のほうでは、それらの器械の取り扱いの講習等は全員受講しております。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 健康増進センターについても去年消防署に、公の運動施設については、支所とかは消防署のほうで設置していただきました。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） あさひ健康福祉センターにおいても設置はしてあります。

○委員長（柴田徹也） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 小・中学校におきましては、残念ながら現在のところ配置してある学校はございません。

○委員長（柴田徹也） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） 学校のほうも、前向きにひとつ考えていきたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長（柴田徹也） ほかにお聞きしたいことがございましたらどうぞ。

ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

陳情の審査

○委員長（柴田徹也） 次に、陳情 1 件の審査を行います。

社会福祉課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 5 時 4 2 分

再開 午後 5 時 4 3 分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 3 月 4 日、本会議におきまして本委員会に付託されました陳情は、陳情第 1 号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情についての 1 件であります。

これより付託陳情の審査を行います。

初めに、社会福祉課より参考意見がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、参考として申し上げますが、現在、旭市におきまして被爆者手帳を所持している方は 34 人いらっしゃいます。しかしながら、原爆症としてこの制度で認定を受けておる方は 1 人もいらっしゃいません。

それで、実際のところ被爆者もだんだん高齢化してまいりますし、病気等健康を害しているケースが多いわけでございまして、それらのケースが被爆に起因をしているというふうには被爆者の皆さんは考えるんですが、なかなか国はそれを原爆症という因果関係を認めないということで、実際に全国的に見ますと 1 % 程度の方しか原爆症には認められていないと、そういう状況がございます。いずれにしましても、今回原爆症の認定を国のほうで制度的に、抜本的に見直しをしていただくという、それが趣旨でございます。

たまたま近隣の市町はどういうような陳情の状況になっているのか、その辺も調べてみましたら、近隣では香取市のみ提出をされております。それで、銚子市、匝瑳市、成田市、東金市、これらの市にはございません。

これは私個人的に感じるところなんです、千葉県原爆被爆者友愛会という県の組織がご

ざいまして、それぞれの役員の皆さんがいらっしゃいます。その役員さんのそれぞれの住所地へどうも陳情等をされている、そういうようなことではないかということでございまして、現に八千代市、それから勝浦市、この2市につきましては12月の議会におきまして採択をし、既に意見書を提出しておると、そういう状況でございます。

以上です。

○委員長（柴田徹也） 社会福祉課の説明は終わりました。

それでは、陳情第1号について審査をお願いいたします。

ご意見がありましたらどうぞ。

神子委員。

○委員（神子 功） 今回、陳情を出されている方は地元旭の方でございまして、今の説明にもありましたように、被爆手帳を持っている方が34名というふうに説明がありましたし、今、手元にも被爆者の人数等について千葉県下の状況をいただいているところであります。そういった意味で、3月10日については、これとは別件ですけれども東京大空襲ということで、8月以前に大変な空襲に遭い、全国各地でもそれによってまた被害を受け、結果的に原爆投下という形になりました。

そういったことで、もう60数年たっておりますが、今回、陳情書が出されておりますのは、先ほど言いましたように旭市の在住者の方々でございます。そういった意味で認定の状況を早くしてほしいということの陳情内容から見ますと、やはり旭市議会としても意見書を出して、十分審査をしていただいて国でも取り組めるようにしていただくことが懸命かと思えます。

○委員長（柴田徹也） ありがとうございます。

ほかに。

（発言する人なし）

○委員長（柴田徹也） 特にないようですので、陳情第1号の審査を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の皆さんは退室してください。大変ご苦勞さまでございました。

休憩 午後 5時49分

再開 午後 5時51分

○委員長（柴田徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情の採決

○委員長（柴田徹也） これより討論を省略して採決を行います。

陳情第1号、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択の陳情について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（柴田徹也） 全員賛成。

よって、本陳情は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました陳情の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

続きまして、ただいま採択と決しました陳情が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をいたしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

○事務局長（宮本英一） それでは朗読いたします。

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

原爆被害者は、現行の原爆症認定制度を被害の実態に即した制度に抜本的に改めることを求めている。

原爆被害者が熱線・爆風・放射線による広範囲で、かつ長期に及ぶ複合的な被害であり、なお医学的にも未だ、未解明な部分の多い被害であることを踏まえ、被害者各人の実態に即した認定行政に改めることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長あてでございます。

以上でございます。

○委員長（柴田徹也） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

○委員長（柴田徹也） 特にないようでございますので、陳情第1号の原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（柴田徹也） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

○委員長（柴田徹也） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 5時53分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 柴 田 徹 也

総 務 常 任 委 員 会

平成20年3月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第17号 旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第20号 旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（31名）

副 市 長	鈴 木 正 美	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和

市 民 課 長 木 内 國 利
消 防 長 佐 藤 眞 一
そ の 他 員 2 1 名
担 当 職

会 計 管 理 者 木 内 孫 兵 衛
監 査 委 員 長 林 久 男
事 務 局

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

3月も13日、半ばになりました。あした、あさつと市内の中学校の卒業式がございます。年度がわりで大変お忙しい中、執行部にありましては大変ご苦労様です。よろしくお願いします。

今、新聞を見ますと、参議院では日銀総裁の人事案件が否決されました。東京都では都民銀行への400億円の追加融資で大激論がなされております。東京都の予算規模が約10兆円と言われているので、4%か5%、当市に当てはめると、大体1億円か2億円くらいの規模なのかなと、今、多分テレビをつけてもしょっちゅうやっていますので、日本国じゅう、その話題でいっぱいでございます。大変難しい問題なのだろうと思いますけれども、やはり、判断基準は市民にとってどちらが有利なのか、今現在の市民にとってどちらがいいのか、これからの旭市にとって、どうしたらいいのかということが判断基準になるのだろうと思います。

そういった中で、平成20年度の予算1号議案、予算を中心とした諸議案が提出されておりますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承をお願いします。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、あわせてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様には早朝より大変ご苦労さまでございます。

委員会の構成が今回変わりましたが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会に執行部のほうから提案して、ご審議をお願いいたします案件は7件でございます。内訳としましては、予算関係で、議案第1号が一般会計当初予算、第11号が一般会計の19年度の補正予算でございます。そのほかに、条例関係で4本、ご審議をお願いいたしますが、第17号と第19号は新規の制定でございます。第17号は、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定、第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定でございます。第20号、第27号につきましては、条例の一部改正でございます。第20号は職員の育児休業等に関する条例と職員の勤務時間、休暇等の条例の一部改正でございます。第27号は、市営住宅の設置管理条例の一部改正を行おうとするものです。最後に議案第34号ですが、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更と同組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議でございます。以上の7議案のご審議をお願いいたします。

執行部といたしましても、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、

議案第17号、旭市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての7議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第1号、平成20年度の旭市一般会計予算の議決についての説明を申し上げます。

本会議の中で、補足説明を申し上げ、また、ご質疑等をいただいたところでございますけれども、さらに何点かに絞りまして、所管課より補足説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、財政課のほうになりますけれども、平成20年度に予定いたしております起債の各事業等の充当率等についてご説明をさせていただきたいと思っております。

予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

この各事業ごとの起債の種類、それから充当率、交付税参入率、これにつきまして申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1番上の水道事業一般会計出資金でございますけれども、限度額は6,950万円ということでございますけれども、この起債の種類は合併特例債でございます。充当率につきましては、100%、なお、後年度の交付税参入率でございますけれども、70%。以下、このような順で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次の経営体育成基盤整備事業、これにつきましては、起債の種類が一般公共事業債、これは、二種類の充当率がございまして、通常分が30%、それから財政対策債分が60%、合わせて90%という充当率になっております。このうちの財政対策債分60%のうち、50%について交付税の参入があるということでございます。

次の広域農業基盤整備事業債、それから広域営農道団地農道整備事業債、それから水産基

盤整備事業債、この農産課の関係につきましては、今、申しあげました一般公共事業債ということで、通常債分と財対債分合わせて90%、交付税50%、これはすべて同じでございます。

次に、旭中央病院アクセス道整備事業、これにつきましては合併特例債を充てる予定でございます、充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%となっております。

次の南堀之内遊正線整備事業、これにつきましても合併特例債、充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%。

それから袋公園整備事業でございますけれども、これにつきましては、一般公共事債でございます、通常分が30%、財政対策分が60%、合わせて90%、先ほどの財政対策分について50%の交付税参入という形でございます。

次の文化の杜公園整備事業でございますけれども、これは合併特例債、充当率95%、後年度の交付税参入率70%。

それから消防施設整備事業債、これにつきましては3種類の起債がございまして、1つは防火水槽なんですけれども、防火水槽分については一般補助事業債ということで、充当率が75%、交付税の参入はございません。

それから、もう一つは防災対策事業債というので、これはポンプ車と消防庫でございますけれども、これにつきましては防災対策事業債ということで、充当率が90%、交付税の参入率は50%、もう一種類消防にはございまして、タンク車がございまして、タンク車につきましては一般単独事業債ということで、充当率は90%、これは交付税参入なしということでございます。

次の防災基盤整備事業債、これにつきましては合併特例債、これは防災無線でございますけれども、合併特例債でございます。充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%となっております。

次の中学校校舎改築事業債、これにつきましても合併特例債でございます、充当率が95%、後年度の交付税参入率70%ということでございます。

最後の臨時財政対策債、これは地方収支の不足分を対策債という形で来るわけですが、これは臨時財政対策債そのままでございます、充当率が100%、後年度の交付税参入率が100%ということでございます。

このような形で、合併特例債だけを拾いいたしますと、6つの事業で合計24億1,320万円、率にしますと70.8%程度、合併特例債を充当しているということでございます。

合併特例債以外にも先ほど来、交付税参入などで50%なり、いろいろあるわけですが、

も、交付税の参入、今のこの表の中で、どのくらい入るのかという計算でございますけれども、そうしますと25億2,100万円ほどでございます、約74%程度が後年度で交付税措置があるという形で試算をしております。

以上でございます、なお、財政課からお配りしてございます資料が2つございまして、財政健全化計画、これにつきましては、このあとの議案第11号の一般会計補正予算の中で関連しますので、説明をさせていただきたいと思います。

また、公債費負担適正化計画につきましては、所管事項の報告の中で、ご報告をさせていただく予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続いて各所管課から説明のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私のほうから人件費について説明をいたします。

予算書の288ページをお願いしたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。まず上段の（１）、総括の職員数につきましては、議案質疑でご説明いたしましたので省略いたします。

給与費のうちの給料でございますけれども、28億8,040万1,000円で前年度と比較しまして7,891万3,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるものでございまして、ここには12月議会をお願いいたしました給与改定、それから定期昇給による増加分も含んでおります。明細は次の289ページにございます。

それから、次の職員手当の内訳でございますけれども、同じ288ページの下のほうの段になります。まず、扶養手当でございますが、内容は、配偶者の手当が月額1万3,000円、子ども等の手当が一人6,500円でございます。昨年度と比べまして300万9,000円増額となっておりますが、19年度の人事院勧告に基づきまして、子ども等の手当が6,000円から6,500円に引き上げられたことが主な要因でございます。

次に、その右の住居手当でございます。内容は、持ち家の場合は、月額4,300円、借家の場合は家賃に応じて計算いたしまして、支給限度額は2万7,000円でございます。前年度と比べまして272万6,000円増額となっておりますのは、受給者の増によるものでございます。

次に通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上の場合に距離に応じて支給されます。電車等の公共交通機関を利用する場合は定期券等の運賃相当額が支給されます。前年度と比べまして287万円増額となっておりますのは、人事異動等による勤務

地の変更等によるものです。

次に特殊勤務手当です。内容は主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円となっております。

次に、時間外勤務手当です。内容は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じた額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じた額、午後10時から翌朝の午前5時までは、それにさらに、それぞれ100分の25を加算した額が支給されます。前年度と比べて大幅な減となっておりますのは、下の欄の一番左側の休日勤務手当と関連しております。消防職において、昨年まで休日勤務した場合にも時間外勤務で処理しておりましたが、これを正規の休日勤務手当に振り替えました。そのため、時間外勤務は減額、休日勤務手当は増額となったものでございます。なお、時間外勤務と休日勤務手当の支給率は全く同じです。

次に宿日直手当です。これは休日に日直業務をした者に支給されるもので、1回4,200円です。今回減額となっておりますのは、支所の日直を廃止することに伴うものです。

次に管理職員特別勤務手当です。これは管理職の職員が緊急の業務のために休日に勤務した場合に6,000円から1万円までの範囲で支給されるものですが、実際には代休で処理しておりますので手当を支給したことはございません。

次の、休日勤務手当は、先ほど時間外勤務のところで説明いたしましたとおり増となっております。

続いて管理職手当です。これは、管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円を支給するもので、19年度から率による支給から定額で支給することとなりました。これにより手当額が少なくなる者には、経過措置として4年間で段階的に減額しております。前年度と比べて減少しておりますのは、この影響によるものです。

続いて期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.4月分、12月が1.6月分、勤勉手当は、6月も12月も0.75月分で、年間の支給率は4.5月分となります。19年度の給与改定で勤勉手当が0.05月分増額となりましたが、職員数の減少等により両手当とも前年度に比べて減額となっております。

次に児童手当です。これは、小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されるものですが、19年度の制度改正によりまして、3歳児未満の児童が一律1万円となったこと等により、前年度と比べて330万円の増となっております。

夜間勤務手当は午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、

1 時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しておりまして、対象となる職員は主に消防職員でございます。

289ページに給料と手当の増減額の明細、一人当たりの給与、290ページに初任給、級別の職員数、291ページに昇給、期末勤勉手当、退職手当、292ページに特殊勤務手当について載せてございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは予算書の13ページをお開き願いたいと思います。

本会議の質疑以外についてご説明申し上げます。

まず市税の個人分の現年課税分ですけれども、均等割の納税義務者数については3万2,665人を見込んでおります。

次に、2目の法人市民税については、課税対象の法人数は1,648社を見込んでおります。これについては対前年度、2,097万4,000円の減と見込んでおりますが、この減の理由でございますけれども、19年度における確定申告が減少傾向ということで減を見込んでおります。

次に固定資産税でございますけれども、課税されます土地の筆数でございますけれども、約18万筆、家屋については5万1,000棟、償却資産については4,000件見込んでおります。また、家屋の新造分については、約270棟見込んでおります。

次に14ページのほうをお開き願いたいと思います。

軽自動車につきましては、課税対象の台数が3万331台を見込んでおります。増につきましては560万6,000円ということで、最近、軽四の乗用タイプの登録が年々増加傾向にあるところでございます。

次に市のたばこ税でございますけれども、対前年3,237万2,000円の減ということで、これにつきましては年々たばこの喫煙本数が減っているということで減を見込んでおります。なお、たとえば300円のマイルドセブンでいいますと、市に入るたばこ税は、65円96銭ということでございます。

次に15ページのほうをお開き願います。

入湯税につきましては、課税人数を6万9,808人を見込んでおります。対前年107万9,000円の減ということで、これにつきましては、食彩の宿いいおかが改修工事が見込まれておりますので、宿泊者の減を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは予算書の62ページをお願いいたします。

8目の電子計算費につきまして補足説明を申し上げます。この電子計算費のうち、右側の説明欄の2番ですね、電算システム運用事業、この内容で、次の63ページの上から5行目、13節の委託料がございます。この内容でございますけれども、1つ目、電算機保守委託料、これは4,030万8,000円を計上してございます。これは市役所で使用しております機器、それから基幹となりますソフトウェアの保守に係ります費用でございます。内訳といたしまして、内部の情報系といたしまして1,475万400円、住民情報系ということで2,459万円が主なものとなっております。

2つ目の説明にございます電算業務委託料として1億2,359万9,000円、この内容の主なものでございますが、法改正や新制度創設に伴います各種事務システムの改修に係るものでございます。後期高齢者医療制度に伴います20年度の法の適用作業分、それから特別徴収対応作業分、それから激変緩和措置に対応する分、それから関連する外国人登録システム、それから各種集計作業に係ります適用分ということで、6つのシステム改修で、8,420万円を予定しております。

もう1つ、住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係るもの、これは裁判員制度等の改修ということで624万5,000円、固定資産関係の評価のシステム改修、これが970万円ほど、それから特定検診の導入に伴います健康管理システムの機能追加等、これが600万円ほどを予定しております。

その他、緊急のシステム改修に対応する枠ということで1,100万円、これが主な内訳でございます。

3つ目、費用調査検証業務委託料というのがあります。これは各種業務委託に伴いまして、見積もりの精査、それから適正なシステムの構築、改修作業の実施に当たりまして検証をお願いしていきたい、そのための費用でございます。

以上、簡単ですが、議案1号の企画課所管事項の補足説明といたします。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明が終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 10項目ほど質問させていただきます。

まず1番目といたしまして、今回のこの旭市の予算ですけれども、255億8,000万円といっ

たような予算が組まれたわけですがけれども、人口が同じくらいのほかの市よりかなり大きな予算が組めていると思います。これだけの予算がなぜ組めるのか、できるだけわかりやすく説明のほうをお願いいたします。

続きまして297ページですけれども、地方債残高のことで質問しますけれども、20年度の地方債残高、276億円あまりありますけれども、この中から交付税措置額ということで、国からお金が出るわけですが、それを引いて残ったのが実質的な市の負担になると思いますけれども、これが本年度は幾らになるか。昨年度と比べて、どういう状況になっているのか。要するに、実質的な市の負担がどの程度ふえているのか、減っているのか、その辺をお伺いします。

それと、同じページですけれども、臨時財政対策債、一番最後に出ておりますけれども、これは100%、国から交付税措置されるというような説明でありましたけれども、これがそういうことの中で毎年ふえているわけですが、心配な点がないのかどうか。ふえ続けていて、100%国から来るということですが、市としては心配しなくてもいいのかどうか、その辺をお伺いします。

それから4番目としまして、合併特例債についてですけれども、これは課長のほうから説明がありましたが、昨年の予算のときの議会で、発行可能な額というのは272億円あるということの中で、そのうち計画では150億円くらい旭市としては、これを使用したいというようなことが説明されておりましたけれども、これまでの発行額が幾らになっているのか、今年度予算を合わせて、できれば今後の計画についてもお伺いをします。

それから5番目としましては、昨年の企画課の資料の中で、今年度から庁舎建設のために、基金を5億円ずつ5年間積み立てるといったような計画が示されていたわけですが、これが予算書の中には、よく見ましたが出していないようです。この辺はどうなっているのかお伺いします。

それから、次に66ページですが、出会いの場創出事業ですか、この事業の概要についての説明をお伺いします。できれば成果についてもお願いしたいと思います。

続きまして7番目の68ページになります。68ページの地域振興基金の積立金ですが、今年度の予算では利息分の2,209万8,000円が予算として計上されておりますけれども、これまで3年間で、毎年、6億2,100万円ですか、これまで3年間積んでこられたと思いますが、この積み立てされた基金、どのようにこれから使われるか、使うことを考えていただけるかお伺いします。

それから8番目をしまして、211ページですが、消防庫整備事業についてですが、消防団につきましては、今、部の再編成を行ったということではありますが、それに伴って、再編された部に消防庫を建てるといったような計画をお聞きしたわけですが、現在、何か所くらいの消防庫の建設の希望が出ているのか、それらの計画についてお伺いします。

それから9番目としまして、213ページですが、災害対策費の防災対策事業の中の13番目の委託料、防災井戸保守委託料というのがありますけれども、この防災井戸というのがどういふものかわからないもので、その辺の説明ですか、どういった機能を備えているのか、市内のどの辺に、何か所くらいあるのか、その辺をお伺いします。

最後に防災行政無線統合事業、213ページですか、同じページ、これについてですが、1市3町が合併しまして、それぞれの防災無線が統合することができないということで、今回新たに、こういった統合整備事業で新しい防災無線を設置するということですが、これは仮の話なんですけれども、新たな合併となった場合に、この無線がほかの無線と統合することが可能なかどうか、その辺についてお伺いします。

よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それではご質問のほう、何点か財政課からお答え申し上げます。

まず1点目の予算書というより、全体の予算の規模が一般会計、大きいけれども、どうしてこのような形で組めるのかというようなご質問のようでございますけれども、いろいろ分析がございまして、他市の状況を見てみますと、人口規模が同程度の銚子市、八街市などの、こういったところは合併をしていないんですけれども、合併をしていない市と比べますと、確かに一人当たりの予算額ということで、だいぶ上回っております。また、合併していない市町村でも我々の市よりも大きい、たとえば茂原市ですとか、四街道市、鎌ヶ谷市あたりと比べまして、私どものほうの予算総額、あるいは一人当たりの予算額が大きくなっているという状況でございます。

1つの要因といたしましては、先ほど来申し上げておりますけれども、合併特例債、合併後の10年間だけに認められるこの有利な起債ということで、こういったものを活用した事業、これを基本計画、新市建設計画等に上げている事業になるわけですが、こういったものを、なるべく一般財源を使わないで有効的に執行しているということが一つの要因ではないかなということで考えております。

平成20年度一般会計の当初予算額255億8,000万円でございますけれども、これを人口一人当たりで割りますと、一人当たり36万7,000円ということになりまして、この数字がどのくらいのレベルかというのを、これは非公式で調べたものなんですけれども、現在の調査段階におきますと、県内の36市中、上から5番目の水準というような状況になっております。

いずれにいたしましても、当初予算の概要の中にもございましたけれども、今年の予算の中で、普通建設事業費、約59億円あるわけですけれども、その中の事業費ベースで33億円ほどが合併特例債に関連した事業ということで、このようなことで予算も大きいし、予算も組めたという状況下になろうかと思えます。

2点目の297ページの起債の残高に関連してのご質問でございます。交付税措置のあるものということで、冒頭も申し上げましたので、この残高に対して、どれくらい交付税の計算ができるのかということかと思えますけれども、確かに20年度末の地方債残高、297ページにございますように、276億8,000万円程度となる見込みでございます。

これは19年度の決算見込みの残高が267億2,900万円くらいを見込んでおりますので、表面上では19年度の見込みより9億5,100万円程度増加の見込みということでございます。しかしながら、先ほどご質問にありましたように、交付税で理論上参入されるものを引いた場合にどうなるかという計算をしてみましたところ、実際には、20年度の見込みの中で、交付税参入されるというものが173億2,400万円ほど見込まれます。こういったものをやりますと、実質的な、いわゆる交付税が入らない地方債の残高というのは103億5,600万円ということになります。そうしますと、これは実質ベースでどうなるかということでございますけれども、これは19年度の見込みから比べますと、1億1,400万円ほど減になる見込みでございます。つまり、表面上はふえておりますけれども、実質的に償還をしなければならない起債の残高ベースでは19年度の決算見込みより1億1,400万円ほどの減となるであろうということで試算をいたしております。

次に、臨時財政対策債、やはり297ページの一番下のほうにございますけれども、これは大丈夫なのかと、国のほうの関係ですけれども、これはご承知のとおり、国のほうが地方の収支不足に合わせまして、その補てんということで、一定の基準に基づきまして、市町村に起債を借りて今年度支払うということで、国のほうが、本来であれば交付税措置をすれば一番いいわけですけれども、その財源がないということで、地方にいったん借金をしていただいて後年度で払うと、ですから、100%充当の100%交付税参入ということでございます。これが年々ふえているということで、確かに、国のほうのお金がございますので、そのよう

な状況になっております。我々としても、交付税でもらえるのが確かに一番、これはベストということは間違いありませんけれども、こういった国のほうの方策でやっておりますので、これが100%、後年度に入れていただけるということで、現に交付税の算定の中身を見ましても、理論償還分の数値が入ってきております。将来、大丈夫かということを言われると、私もわかりませんが、国のほうを信用するしかないなということで考えております。

次に合併特例債の発行の総額ということのご質問でございました。確かに総合計画をつかった時点で約272億円、280億円弱のような数字が出ております。今までどのくらい使ったのかということでございますけれども、平成20年度末、予算までを入れた段階での合併特例債の累計でございますけれども、44億9,000万円ほどになろうかと思えます。今後はどうなんだということですが、一応、今後予定されるものとしても幾つかあるわけですが、防災行政無線は来年も継続、上水道の出資債、南堀之内線ですとか、中央病院のアクセス道、そういったもろもろの事業がありまして、現在のところ、当初、総合計画の時点で申し上げました総額約150億円程度、最終的にはなるのかなということで、大体予定どおり今いっているのかなと。これは、事業のやるやらないかがまだ数年先のものは、まだ未確定のものもございますから、多分に変動する要素はございますけれども、現在のところは当初の計画したものとほぼ同じくらいのベースでいっているのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから3点についてお答えいたします。

まず、新庁舎の建設の関係でございますけれども、新庁舎の建設計画は、旭市の総合計画、それから、その前の新市の建設計画、それから旭市行政計画のアクションプランに位置づけられております。それで、総合計画をご説明する際に、基金を一定額、一定期間積み立てていくという説明があったと思います。なぜ今年度の当初予算に積み立てがないかというご質問だと思いますけれども、なかなか大きな問題でございまして、多方面のコンセンサスが必要だということでございます。

これまで内部の検討委員会で検討してまいりましたが、一定の結論というものには至っておりません。

今、申し上げましたように、多くのご意見を聞かなければなりませんので、市長が施政方針で申し上げましたように、20年度には市民による委員会を立ち上げまして、今後の庁舎の

あり方についてご意見を伺いたいと考えております。もちろん、それと合わせまして議員の皆様方のご意見もいただきたいというふうに考えております。

基金につきましては、財政状況とその委員会等の状況を見ながら、補正予算で積み立てを開始できたらいいなというふうに考えております。実は、地域振興資金もそうだったんですけれども、財政の状況を見まして、たとえば3月議会で補正でお願いするというようなことが一番妥当かなというふうに考えております。その際には、基金条例が必要になりますので、それもあわせてお願いすることになると思っております。

次に、防災複合井戸についてお答えいたします。これは、災害時でも利用可能な井戸といたしまして、平成8年度から旧旭市内の小・中学校に整備をしておりました。その機能でございすけれども、耐震性の消防水利が基本でございす。ただし、そのほかに除菌、消毒設備を装備しておりますので、災害時には飲料にも使用することが可能だということでございす。現在は、市内の13か所に整備してございす。旭地区では、小・中学校9校と総合体育館、合計10か所。それから海上地区では嚶鳴小学校、飯岡地区では飯岡小学校と三川小学校。後で申し上げました3か所は、平成18年度合併後に整備したものなんですけれども、干潟地区にも1か所整備したいということで試掘をしてみたんですけれども、なかなか水がうまく出ないということもありまして断念した経緯がございす。

それから、最後に防災行政無線についてお答えいたします。今、整備を進めることになっておりまして、それができますと、デジタル無線ということでシステムが統合されます。その後、仮にさらなる合併があった場合にはどうなるのかということでございすけれども、これは、総務省令、無線設備規則というのがありまして、そういうもの等で定めている技術基準を基本に整備することになっておりまして、この規格に基づいて操縦される通信式であれば、異なるメーカーの間の機関でも相互接続が確保されるというふうに聞いております。ですから、将来さらなる合併がありまして、デジタル対応機器であれば、軽微な変更で統合することが可能であると考えております。

ちなみに近隣の状況なんですけれども、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町、いずれのシステムも今アナログ式でございすので、もしどこかと統合ということになりますと、そちらのほうはデジタル化をする必要があるというふうになります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは66ページの出会いの場創出事業の関係、お答え申し上げます。

す。

まず、出会いの場創出事業の概要ですけれども、これは19年度に新事業としてお願いいたしまして、20年度も継続ということで予算に載せさせていただきました。この内容ですが、後継者対策協議会というものを設置いたしまして、そこで事業を行っていただいております。どんなものを行ったかということでございますが、これは、男女のセンスアップのセミナーを2回開催いたしました。それから、大きなパーティ、これは出会いの場ということで、これは3度、年度内に開催となります。それと、そのほかに小さな出会いの場ということで、これを6回開催いたします。

現在、これは登録していただくようなシステムをとっておりまして、登録者が148名になります。男性が90名、女性58名という内訳でございます。男性については、市内在住者、女性は市外も認めるという形でございます。

実質動き出したのが9月ということで、まだ半年で、その成果なんですけれども、実際に結婚したという話はまだ聞いておりません。ただ、パーティ等を実施した後にアンケートをとっておりまして、今、現在、継続して連絡をとりあってつき合っているという方が2組いらっしゃるというふうに聞いております。ただアンケート自体も100%ではございませんので、それがすべてではないと思っております。また次年度もさまざまなアイデアを出していただいて進めていきたいと、そのように考えております。ちなみに協議会のメンバーは20人になっております。

それと、次の68ページの地域振興基金の関係なんですけれども、どういうものに使っていく予定なのかということでございます。地域振興基金、19年度予算の中では、コミュニティの育成事業等に充当するということもあったんですけれども、今、現在、まだ充当しておりません。一般財源の中でまかなえるのではないかとこのところがありまして、その辺は、今回充当しないでも済む可能性があるということです。

どういうものを使うかということで、当初の目的を申し上げますと、合併した市町村の一体感の醸成に資するというのが一つ大きな目的であります。これはどういうものを指しているかということで事例が挙げられておりまして、たとえばイベントの開催であるとか、新しい文化創造に関する事業、それから民間団体への、それぞれの地域に対する助成とか、あと旧市町村単位での地域の振興というものもありまして、それは地域行事の展開とか、伝統文化の伝承、それからコミュニティ活動、自治会活動への対応、そういったものに使えることになっております。

今現在、2,000万円ほど果実が発生する予定なんですけれども、これについては、その使い方も財政の状況、財政課と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防庫の整備事業についてお答え申し上げます。

この消防庫の整備に関しましては、旭方面隊改変後20個部になるわけなんですけれども、旭市については、すべて整備が終了しております。そして、海上、飯岡、干潟方面隊につきましては、各9個部になります。合計、27個部でありますけれども、この改修につきましては、必要なものが海上方面隊については2か所です。それから飯岡方面隊については9か所全部ですね。それから干潟方面隊については、やはり同じく9か所全部であります。これらにつきましては、老朽化しておりまして、また木造であり、そして耐震性能が全然ありません。ですから、これは順次改修をする必要がございます。

そして、この改修につきましても、島田委員ご存知のように、今、1か所、本体だけでも約1,700万円かかるわけなんです。古い消防庫を壊すにも、やはり100万円以上がかかってまいります。そういった関係から、年間2か所くらいしか計画できないかと考えております。ですから20か所については10年くらいかかってしまいます。そして平成20年度には、すでに2か所計画しておりまして、飯岡方面隊1か所、それから海上方面隊1か所計画しております。そして、現在、要望が来ておるのが7か所ございますけれども、やはりこれらについても、再編の部、その形を見ながら、あるいは消防庫の老朽化の度合い等、また消防庫の建築の場所、土地の確保状況等々を見ながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 再質問ですけれども、地域振興基金、今のところは、特に使い道は考えていないというようなことでありましたけれども、市が、財政課長のほうからも説明がありましたけれども、実質的な負担としては多少減っていると。起債そのものはふえていますけれども、実質的な負担としては減っているといった中で、できれば、こういった基金を市がいざというときのために、基金として残しておいていただきたいなというふうに考えています。20億円近くの額になると思いますので、市にとっては貴重な財源ということで、市民の皆さんもこれだけの実質的な負担が、100億円くらいの中で20億円の基金があると、当てにしない基金があるということで、多少、安心してくれるのではないかと感じていますので、

その辺、そういうふうな考え方でよろしくお願ひしたいと思います。

それから消防庫についてなんですが、新たな消防庫をつくられるということですから、再編をして、新しい消防庫ができるまでは古い消防庫で消防活動をされると思いますけれども、そういった中で、消防車両等については、現状のままでやっていくのかどうか。台数を減らさないで。部が再編されても台数を減らさないで、そのまま運用していくのか、その辺について、ちょっとお伺ひしたいのですが。

それだけです。よろしくお願ひします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 当然、財源として合併特例債を使用しておりますので、合併特例債の使える期間、これは当然元金については取り崩しはまずしないというような考え方でおります。当然、果実がどうしてもという形で、たとえば市民の参加でどうしても必要になる、市民の協働を得るためにというような形であれば、それは財政課とまたよく協議をさせていただいて、使っていく場面も出る可能性もあるということで、ご理解いただければと思います。元は、そのまま残るだろうというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防車両の運用について、このままでいくのかということでございますけれども、この4月から64個部が47個部になるわけです。そうしますと、この部の数が当然減りますから、消防車両が部の数よりも多い存在になってしまいます。しかしながら、たとえば、ある部が統合してもと2つだったのが1つになります。そうしますと、消防庫が2つで消防車両が2台ということになります。この場合には、その部は、1班、2班という形で運用していただきたいというのが基本であります。ただ、その場合、説明会でも言いましたけれども、人員確保がどうしても困難であるという部が多分出てくると思います。6人の部が何か所かあるんですね、実際には。そういう部は、やはりどうしても人員確保が困難であれば、この車両1台、消防本部のほうに返していただければ、そこで1台運用という形になってまいります。

ただ、いつそれをやるのかというのは、基本的に時期は決めておりません。ですから統合した部が一つになるかというのは、その部の進め方に、ひとつお願ひしますということで行っております。ですから、人員が確保できれば、可能な限り確保をお願いしますよと、ですから、その不足分については、この退団した消防団の役員さんですか、その方が機能別消防団員になっていただきまして、何とか減った定数を、実数減りますから、定数を確保してい

こうという形で、今、進めているところであります。

ですから、これから先にいって、もう声も正直言っておるんです。なかなか実数確保できないよと、ですから、そういうところは確保といっても難しいんですから、やはり、可能な限り団員確保に努力をしていただいて、やむを得なければ実数が減ってもこれはいたし方ないと思います。これは説明会のときに、各地区でもそのようにご説明を申し上げております。ですから、これから何年間後、この47個部に、完全に47台といいますか、なるまでには、実質的には減っていくのではないかなというふうには考えております。

ですから、消防本部のほうでも、その減った分、何とか補おうかということで、先ほど申しましたように、機能別消防団員を増員するような計画で進めております。

以上であります。

○委員長（佐久間茂樹） 議案の審査が途中ですけれども、ここで、11時10分まで休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 8分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二、三点、ご質問いたします。

まず13ページの市税の問題でございますが、市税の徴収率、この前の説明では、税源移譲によって徴収率が悪いことが懸念されるということでございますが、税金の賦課につきましては、これはそれなりの収入があるから賦課されるわけでございます。そういう中で、税の公平という意味合いからすれば、これは当然、税務課なり何なり、行政がやらなければならないわけでございます。そういう中でどういうふうに考えているのか。

また、それに関連しまして、73ページ、13の委託料、公売物件鑑定委託料40万6,000円。税金を徴収していくということになれば、当然、この辺はもっとふやしてやっていくべきではないかと思うのですが、その辺どういうふうに考えているのか。

それからあとは、54ページですか、説明19の負担金補助及び交付金、この中に退職手当負

担金 7 億 2,600 万円ございますが、この 7 億 2,600 万円、これは給与の何％を積み立てしているのか。その辺と、先ほどの島田委員の質問にありました 297 ページですか、地方債の残高、その中で課長はそれぞれに交付税参入、率で参入されるということでございますが、三位一体改革の中で、結局、所得税の部分が地方税参入されるわけでございます。そうしますと、地方交付税として、各市町村に行きます交付税の率は同じでも金額が減ってしまうんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それから、もう 1 点、68 ページの地域振興基金ですか、これは、伝統文化に対して補助されるということですが、この伝統文化というのはどの辺までを範疇としているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは 13 ページの市税の徴収率の問題でございますけれども、高橋委員がおっしゃるように、税の公平については十分に努めていくように考えております。それで、昨年度から千葉県滞納整理機構が始まったということで、悪質な滞納者、誠意のない滞納者については、差し押さえのほうを強化していきたいというふうに考えております。

それから市税については、前年の所得に対して課税されるもので、どうしてもその中で、翌年に課税年度に失業してしまったとか、事業不振になってしまったと、そういう方が生じてくることで頭が痛いということが一つ原因にあります。

それから 73 ページの公売物件の委託料の関係でございます。これは差し押さえした物件について市で公売するということで、不動産鑑定士なり、その差し押さえ物件の鑑定を行うということです。これらについても、今まで旧市町のほうで公売物件のことをやったことはない、実績はないかと思っておりますけれども、千葉県滞納整理機構のノウハウのある県職員もみえておりますので、そういう物件で市税に充当できるような物件で場所がいいとか、そういうのがあれば、ぜひ実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 54 ページの退職手当負担金の率についてのご質問がございました。

まず、一般職分の負担金の率でございますけれども、1,000 分の 220 でございます。それから、特別職分の率が 1,000 分の 330 でございます。この金額でございますけれども、平成 19 年の確定負担金の見込額で計上してございまして、平成 20 年度から 23 年度までは 19 年度の確定額というふうに決まっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 68ページの地域振興基金の仮に充当するものということで、伝統文化、これはどの辺の範疇まであるのかということでございますけれども、これは、あくまでも合併特例債で基金を造成できますよというときに、国のほうから示された例ということで、その例の中で、市町村の一体感の醸成に資するものという大きなくくりがあります。それと旧市町村単位の地域の振興というのが大きなくくりで2つ示されております。その中で、たとえば地域の行事であるとか伝統文化の伝承に関する事業の実施というのが考えられますということで、これにつきましては、あくまでも例でありますので、市のほうでこういうものが対象になるかなということで考えていく、地域の振興になるだろうというものであれば、それは垣根が比較的にないのかなというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 297ページの地方債の残高に関連してのご質問でございます、地方交付税の参入関係、これは島田委員の質問の中でもありましたように、国全体で、そういった地方交付税減の中で考え方はどうなんだということなんだろうと思います。確かに、国のほうのベースでは、今年、15兆4,100億円の交付税ということで、これは本来、地方再生対策費、ご承知のとおり4,000億円ほど加えまして、やっとプラスになったと。1.3%増、これがもしなかったとしたら、仮に1.3%、逆に減という中で、総額は減らされるという中で、幾ら交付税、どうなんだというご質問かと思っておりますけれども、確かに総額自体減りますけれども、交付税の算定の中で、数値を上げるときにいろいろございまして、この元利償還金、先ほど来、私が言っておりますように、交付税参入元利償還金、この分としては、普通の交付税のいわゆる経常経費の算定とは別扱いになります。ですから通常の経常経費が総額が減れば、たとえばいろいろな経費があるんですけども、そういったものが減らされる可能性がございます。ただ、この元利償還金というものは、実際の数値を加算されるということで、その部分については確実に入るのかなと。ただ、将来的にそれもどうなんだということになると、ちょっと私のほうからはお答えできないんですけども、そういった形で、今は元利償還金に入るもの、そういった有利なものを使うということで進んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 再質問しますけれども、結局、交付税措置というのは、みんなパーセントで来ているわけですね。ですから、そういうことからすれば、三位一体改革の所得税から

地方税になった中で、今度パイが小さくなってしまうわけですよ。極端な話が、今までは交付税措置する元が100万円あったものが、今度は税源移譲の中で50万円になった、その率でやっていきますと、当然、この交付税参入される金額が減ってしまうわけです。パイが違うわけですから、率できたら今度金額で違ってしまうわけですよ。ですから、今度は逆に旭市の負担が、持ち出しが今度多くなってしまうわけですね。

それから、先ほどの伝統文化といいますと、当然、祭りごとになるわけですが、この祭りごとに、どういう祭りごとに出るのか。結局、せんじ詰めれば、たとえば祇園のときに、おみこしが出ますけれども、これは中はお神体、神様ですよ。そうすると政教分離の問題も出てしまうと思うんですよ。そういう中で、伝統文化というのは、どの辺のものを伝統文化というのか。

それから、やはり、先ほど税務課長が、去年勤めたけれども、今年は失業してしまったから払えないと言いますが、そうそう多いのか。そんなには多くないとは思いますが、そういう意味合いから、ただ、県を含めた徴収をするのではなく、やはり担当として、これは税の徴収はぴっちりやるべきだと思うんです。そのためには、やはり、一罰百戒かもしれませんが、こういう公売ですか、これをやっていくべきだと思うんですが、その辺お答えいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 再質問でございますけれども、国全体の交付税の原資になる、たとえば国税三税ですとか、消費税ですとか、そういったもののパイが下がった場合には、必然的に地方へ来る交付税の額が減る、それは確かにそのような形になろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、交付税の算定の段階で、幾つか種類がございまして、一般経常経費、たしかにここら辺が圧縮されてくることはあるかもしれません。ただ、事業費補正とか密度補正という形で、特定の項目、たとえば、先ほどいいました臨時財政対策債なんかは、国が補償しますよと、これが入ってきます。これは、経常経費の算定とは別枠で入ります。ですから、これは各市町村によって、ある市町村、ない市町村があります。借りないところは返ってきません。合併特例債もそうです。たとえば合併していない市町村であれば、合併特例債分の起債は足されません。ただ、うちのほうは足されてきます、確実に。この合併特例債、交付税措置参入関係なく、起債の償還金を別にした交付税はどうかということであれば、先ほど、高橋委員が言われましたように、総額が減れば、ぼちぼち、こういう具合に下がって、縮まってくる。ただ、起債を借りて、交付税参入をやったやらないに関係なく、

ある市町村もない市町村も一定の率で下がる。我々は、交付税の入る、参入のある起債を借りていますから、その分としては別に入る。ですから、こういう考え方で2段階になると思いますので、高橋委員は、総体の中で、そっちも減ってしまうのではないかなというご指摘だと思いますけれども、それは別に入る。経常経費としては減らされる可能性がある。総額として見た目は減るのではないか、それは確かにご指摘のとおりかもしれませんが、ただ、ルールとして入るというものは別加算する。ですから、そういった合併特例債をやっていないところには入らないものが旭市では入るということです。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納者の関係ですけれども、先ほど失業者、倒産ということで、数が多いか少ないかなれば、それは少ないと、たとえばの例でございまして、全体的な景気の悪さ、それがかなり影響していると思っています。

それから公売については、事例について精査しましてやりたいと、私はぜひやりたいと思っていますけれども、ただこれ、公売にかけて、場所が悪いと不調に終わる場合が多いということでもありますので、経費をかけて、また入札価格、売れないと困りますので、事案を精査して進めていきたいなと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 68ページの関係でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、政教分離というのは大原則で一つございます。文化財の関係なんですけれども、たとえば国の文化財、県の文化財、市の文化財、そういったものを改修しますよということであれば、それは全然問題がないのかなと。ただ、確かに神様が入ったもの、たとえばみこしであっても、そこに神様を入れるということであれば、これは基本的にまずいだろうと、そういうふうに思っております。一つの事例ですけれども、たとえば自治宝くじなんかで、よその事例ではおみこしを改修したりした事例もありますけれども、そこについては審査の段階で、ここには神様入れませんよねというような、そういう一言が付け加えられて、それで補助対象になるという事例も実はございます。当然、仮に、そういった基金を活用した補助事業をするということであれば、その事業に対しては相当の精査をする必要があるだろうと、そのように考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 退職金のからみで質問漏れがありましたので、質問します。

現状、この退職金につきましては、ここではわからないかもしれませんが、組合をつくってやっているわけでしょうから、そういう中で、昔であれば、果実がかなりありましたので、たとえば定期預金10年積みめば、100万円が200万円になる、そういう時代であれば問題なかったと思うんです。果実が全然ない中で、これだけの、こういう積立金の方式で、今度は職員が退職のときに、よく県でも、千葉市でも、退職金を払うために、借金していますね。旭市の場合は、これはどういう見通しになるのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

組合でやっておりますので、市で借金するということにはなりません。この見通しでございますけれども、実は、公費の負担の率もそうだと思うんですけれども、我々の掛金、これもかなり率が上がっております、将来、足りなくなりそうだと、率を上げられるということになっておりますので、将来的にも当面大丈夫だというふうに思っております。詳しい数字は手元ございません。失礼いたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 2点だけ質問させていただきます。

50ページ、2款総務費1項1目一般管理費のところ、説明欄14の使用料及び賃借料について、20年度2,216万5,000円に対して、昨年は2,250万9,000円でありました。今年度34万4,000円ほど減になっておりますが、その理由をお伺いいたします。

それから51ページの一般管理費、説明欄7の庁舎改修事業1,000万円の15工事請負費、庁舎改修工事の内容について、この2点をお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 51ページの庁舎改修工事の1,000万円について、まずお答えいたします。これは本会議の議案質疑でもお答えいたしましたように、枠で1,000万円とってあるものでございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 大変申しわけございません。2,218万8,000円ということで、ここに総務費組んだんですけれども、この内訳が、各いろいろな行政財産の借りているところ、全

課にまたがって集計したものということで、ちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 再質問させていただきます。

51ページの一般管理費の庁舎改修事業の1,000万円の部分ですけれども、昨年の19年度は主にどのようなものだったのかお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 19年度も同じ金額予算化してございます。それで、使用の実績でございすけれども、この対象となりますのは本庁舎と各支所、3か所あります。その修繕関係が19年度は主でございました。かなり老朽化してきておりますので、その修繕が主でございす。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 細かいことになるんですけれども、どのような修繕内容だったのかお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 細かい資料がございませんので、後でお答えいたしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 1点だけ聞かせていただきたいと思います。67ページですけれども、コミュニティバスの問題ですけれども、前々から旧旭市では試行運転というようなことで、何路線がやっていたわけでありまして、今のコミュニティバスの運行は4路線ですか、今年は違った方面のほうのコミュニティバスが路線変更といいましょうか。新たな路線になるというようなことでありますけれども、今、検討委員会の皆さんもいろいろ検討してくれていると思いますけれども、このコミュニティバスの本来の目的というものが、どう今検討されているのか。それと同時に旧旭市で試行運転をしたところについての再度の運行を希望しているというような部分があるのかどうか。それと路線ごとの乗車人数、利用率といいましょうか、そういった部分とそれぞれの路線の収入の具合も統計が出ていたらお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それではコミュニティバスの運行の関係でお答え申し上げます。

まず本来の目的でございますけれども、確かに交通弱者といわれる方々、たとえば高齢者であるとか、自分で運転をできない方々、そういったものが含まれると思います。そういった方々の交通手段を確保して、市民の積極的な社会参加、それから公共交通としての役割をその中でも重ねて果たしていくというところがあると思います。それが一つ大前提でございました。

それと旧旭市で何路線かいろいろ試行運転していたと、その部分での再度の運行希望というのは、現在、こちらのほうには今のところ届いておりません。今のところではございません。

それと乗車の実績でございますけれども、それぞれ旧地区ごとということで、実際に19年度はまだ終わっておりませんので出ておりませんので、18年度の実績でよろしいでしょうか。18年度なんですけれども、旭地区3万1,444人、飯岡地区5万854人、海上地区1万4,861人、干潟地区4,550人ということで、延べで、全体で10万1,709人ということでございます。それぞれの地区の収入でございますけれども、旭地区が286万1,000円、それから飯岡地区が271万9,449円、海上地区141万2,694円、干潟地区については45万5,000円というような数字が出ております。

あと、19年度の乗車の見込みではございませんけれども、料金収入の見込みということで、ほぼこの数字はクリアできるのかなというのがあります。旭地区は320万円、飯岡地区は約400万円、海上地区は140万円ですね、干潟地区は同じ45万5,000円程度というような数字でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 明智委員。

○委員（明智忠直） 詳しい数字をいただきましたけれども、1便当たり、そうすると、この全体、旭の場合には便数が多いのかなと思いますけれども、便数当たりの乗車人数はどのくらいになるのか。それと、検討委員会での構成メンバーですけれども、旧1市3町、平均で検討委員会に出ているのかどうか。旧旭でも交通弱者というような意味からすれば、やはり、バス路線を通してほしいなというような部分もかなりいろいろなところで聞かれるわけでありまして、そういった部分の意見が全然出ていないということは、検討委員会のメンバーの方を知っていないというような部分もあろうかなと、そんなように思いますし、役所よりも、そういう部分で通してもらいたいと。議員のほうには多少そういう部分もあるんですけど

も、そういったようなことも出ているのかどうかというようなことも、構成とそれから1便の乗車人数、それと検討委員会をどのように、何回くらい開催しているのかどうか、ちょっとお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず検討委員会の委員構成でございますけれども、関係機関の委員というのがございます。これは関東運輸局の千葉運輸支局のところから1名、それから旭警察署の交通課長、それから千葉県バス協会から1名、あと千葉交通株式会社、これから1名、千葉県タクシー協会の東総支部、ここから1名です。あと市内の関係団体の委員ということで、各地区の区長会の代表ということで、旭地区と干潟地区、各1名ずつ、それから社会福祉協議会の代表の方ということで、これは旭地区と海上地区から各1名ずつ、それから各地区の老人クラブの代表ということで、これも旭地区と干潟地区から各1名ずつ、各地区のPTAの代表ということで、旭地区と飯岡地区から各1名ずつという構成になっております。これに市役所から副市長と私が入っております。

それから各便の平均の乗車人数ですけれども、旭地区は8便ございまして、平均の乗車率12.4人です、1便当たり。飯岡地区は、19年度は13便ですけれども、平均の乗車率、18年度の実績で11人になります。海上地区は、これは7便でございまして、5.9人、干潟地区、これは4.6人という数字でございます。

当然、議論の中で、やはり旭地区については、ぐるっと回って行くようなルートになっているということで、一時、千葉交通のバスが撤退した部分、その部分はふやして18年度から運行させておるところでございますけれども、いろいろな意見を聞きながら、当然、再編に努めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、お聞きしましたけれども、構成メンバーは、かなり市全体のいろいろな各界各層を網羅しているような感じもありますけれども、その交通弱者が交通手段として利用してもらうというような部分から考えれば、もう少し検討委員会でも、地域の代表をもう少し入れてもらってもいいのではないかなと、そんなように、旭と飯岡はかなり出ていますけれども、海上のほうはほとんど出ていないというようなこともありまして、バランスのとれた構成もひとつ考えていただければと。それと、海上、干潟地域は、かなり中央部から離れているというふうな部分もありまして、この便数、乗車利用とその必要性というよう

な部分は、切り離して考えなければならない部分もあるかと思いますが、いろいろな面で、今後とも研究を重ねていい方法をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほど、一つ答弁漏れがありました。

検討委員会の会議の開催の回数なんですけれども、19年度は5回開いていると思います。

ご意見として十分承って、検討委員会に話をさせていただければと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほど伊藤委員のご質問に、庁舎改修事業の19年度の関係でちょっとお答えできませんでしたので、お答えしたいと思います。

主なものでございますけれども、1つが本庁舎電気設備更新工事、これが99万7,500円でございます。これは市の電気関係は、関東電気保安協会に委託しておりますけれども、その指摘によりまして対応したというものでございます。

それから、もう一つは3階のトイレの改修工事、洋式化でございます。これが97万6,500円ということになっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから電算機の関係でちょっとご質問しますけれども、電算機のリース料、それから委託料ですか、これを各課にいろいろ分散していますが、総体でどのくらいになるのか。

それからあともう1点、事務用品の消耗品ですね、これ各課で載っていますけれども、これはどういう購入方法をしているのか。各課とか支所で購入しているのか、その辺まずお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算機についての市全体の金額ということでございますけれども、ちょっと今手元に資料がございません。ただ一般会計にかかる各課の分につきましては、この電子計算費の中に網羅されているものと、うちのほうでは認識しております。

あと、特別会計の中で、たとえば国保であるとか、介護であるとか、そういったところに

については、別途、その費用分が若干載っていると、そのように理解しております。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 物品の購入の方法ということでございます。

予算書の49ページをご覧くださいと思います。予算書の49ページの適要欄の5番の共通物品管理費ということで、この中の11需用費の中に消耗品650万円ほどございます。この中なんですけれども、共通といいますか、庁内共通で使う、たとえばトイレットペーパーですとか、コピーの用紙ですとか、封筒ですね。そういった再生紙、そういったものは財政課で扱っております。これは毎年単価契約、業者にコピー用紙は何キログラム厚で、何枚くらいで、このくらいでといった単価を出していただきまして、契約して、その必要量を購入すると、トイレットペーパーとか、そういったものもそういうやり方でございます。

あと、各課に入っている小さい消耗品、1万円とか、2万円の、それは各課で、それぞれ随契の範囲でございますので、そういった形で個々に買っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 市で、今、電算の関係なんですけれども、一つご説明申し上げますが、内部の情報というのが、一つネットワークで組まれております。それから、広域の情報ということで、これは学校も含めて光ファイバーで全部結んだシステムがあります。それと住民の記録から派生する、たとえばいろいろな記録があります。この3つのネットワークが今基幹としてあります。ここの部分については、企画課のこの電子計算費に載ってきているということでございます。それ以外でどうしても、たとえば土木で積算システムを入れなければいけないとか、個別に使うもの、それらについては、若干各課の中で数字があがってきているということで、これについては企画課のほうでは積み上げをしておりましたので、手元に数字がございません。申しわけございません。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 74ページ、説明欄の13、14で、この辺に電算機の保守委託料ですか、それから使用料、賃借料ありますけれども、これは全然企画課ではわからないということですか。ここでわからなければ、あとで電算機関係、総体でどのくらいかかっているか、また資料か何かいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 市民課長。

○市民課長（木内國利） 74ページの電算機の使用関係なんですけれども、これは戸籍関係の

保守点検委託料ということで、そういう形に使っておりますので個別になっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それはわかるんですけども、総体で電算機関係にどのくらいかかっているのか、あとで結構です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは全体積み上げたものが財政のほうでとりまとめている部分もありますので、その辺、調整して出せるようにしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのご説明を申し上げます。2点ほどに絞ってご説明を申し上げます。

1点目でございますけれども、補正予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページでございますけれども、17款2項1目の財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、当初予算でそこがございますように、7億4,000万円の取り崩しを予定していたところでございますけれども、これを4億円減額、圧縮しまして、3億4,000万円とするものでございます。これによりまして19年度末の財政調整基金の残高見込みはどのくらいになるのかということでございまして、一応、18億8,796万円となる見込みでございます。

2点目でございます。起債の繰上償還関係について申し上げます。18ページをお開きいただきたいと思います。

12款1項1目の元金ということで、1,651万7,000円の補正をいたしておりますけれども、これは旧資金運用部資金より借りました起債の一部を繰上償還するものでございまして、この繰上償還につきましては、本会議の一般質問の中でも触れましたけれども、平成19年の8月に総務省自治財政局長から、平成19年度の公的資金補償免除繰上償還等実施要綱というものが通知されまして、この要綱の趣旨でございますけれども、いわゆる政府系の資金の繰

上償還については、別に定める財政健全化計画の内容が、当該地方公共団体の行政改革に資するものであると認められる場合に対象としますよという通知でございまして、この財政健全化計画が承認されれば、旧資金運用部資金をはじめとするいわゆる政府系資金のうち年利息が5%を超えるものについて、19年度から21年度までの3年間の間で繰上償還が認められる、ということになりました。これを実施すれば、かなりの利息の軽減につながるということで、本市においても検討いたしまして、この計画を作成いたしました。作成いたしまして、去る9月に総務大臣、財務大臣に提出したわけですが、それぞれ12月21日付けで財務大臣、12月22日付けで総務大臣より承認をされました。したがって繰上償還をできる対象団体ということで認めていただいたということでございます。これによりまして、平成19年度補正予算、今申しあげました1,651万7,000円と、20年度当初予算にも若干組んでありますけれども、こういったことで組ませていただいたということで、これに関連いたしまして、先ほど申しあげました財政健全化計画ということでご説明をさせていただきたいと思います。

お手元のほうにあらかじめ配付してございました平成19年度財政健全化計画という冊子をお配りしてあったと思いますけれども、こちらのほうをお手元のほうにご用意いただきたいと思います。

若干時間をいただきまして、簡単に説明をさせていただきます。

表紙1枚めくっていただきますと、タイトルが表の表紙には財政健全化計画、健全化計画といってもいろいろありまして、ちょっと勘違いする場合もあるんですが、正式にはこの1枚めくっていただきました第2号書式、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画ということでご理解をいただきたいと思います。

1番は基本的事項ということで、団体の概要、財政指標等でございます。財政指標の中の2番目に実質公債費比率18.5%、平成18年度ということでございまして、18%以上ですので、こういった公債費適正化計画等も関連してくるということでございます。

3番、4番あたりは基本方針等ですので、割愛させていただきます。次の2ページを開きいただきたいと思います。

5番で繰上償還希望額等ということで、一番右側、7%以上のところに1,700万円という数字が100万円単位ですので、こういった形で入っておりますけれども、これが先ほど3月補正でいった1,651万7,000円の分でございます。

どのくらい繰上償還の対象になる起債があるのかというのが6番の平成19年度末における年利5%以上の地方債残高の状況という表でございます。これをちょっと説明申し上げます。

のでメモをお願いしたいと思います。

19年度にまず対象になるものとしましては、そこに3つ、旧資金運用部資金と旧簡易生命保険資金、それから一番下が公営企業金融公庫資金という3段階になっておりますけれども、19年度対象になりますものは、旧資金運用部資金の一番右側、7%以上ということで、一番下の合計欄では数字が4,283万7,000円とありますけれども、ここに仮に⑱と印をしておいていただきたいと思います。あとで集計します。⑱、19年度分ですね。それから、20年度で対象になるのは、どれかということでございますけれども、今の資金運用部資金の中の真ん中の欄ですね。真ん中の欄の合計欄で1,592万6,000円とあります。これはまず20年度でありますので、ここに㉔と振っておいていただきたいと思います。

それから下の段にいまして、旧簡易生命保険資金、この中の一番右側の7%以上というところで、合計欄の4,758万4,000円とございます。これも20年の予定の分でございます。20年に償還できる、ですから、これも㉔と仮にしておいていただきたいと思います。

それから一番下の公営企業金融公庫資金、ここにつきましては1つしか数字が入っていませんけれども、5%以上、6%未満、これが921万7,000円、これも㉔と振っておいていただきたいと思います。

それから、またもとへ、一番上へ戻りますけれども、21年度分はということでございますけれども、旧資金運用部資金の5%から6%の間ということで、合計の欄、5,902万7,000円とございます。これを仮に21と振っておいていただきたいと思います。

それからその下の旧簡易生命保険資金、これが間の6%から7%未満の欄でございまして、その合計1億1,423万3,000円、これも仮に21と振っておいていただきたいと思います。これらを下のちょっと余白のほうにメモをお願いしたいんですけれども、⑱の分がそうしますと4,283万7,000円。それから、㉔の3つを合計したものが7,272万7,000円。それから21と振ったものです、21年の予定分、これが2つ足しまして1億7,326万円。これらを合計しますと2億8,882万4,000円ということで、これだけ対象となるものがあるということです。

これを仮にいろいろな事情があつて、同じ起債で使えなくなってしまうとか、交付税参入云々というのがありまして選択が出てくるわけですがけれども、仮にこれを全部返したとしますと、どのくらいの利息の軽減かといいますと、一応、5,615万8,000円くらい利子が軽減できるという状況でございます。これについては19年度は申請して1,600万円をやったんですけれども、20年度、21年度、それぞれ毎年申請をして認めていただくという形になろうかと思います。

3 ページ以降については、その取り組みの基本姿勢と、それから財政推計、これも大ざっぱなものでございまして、20年度予算編成前の9月、11月でつくったもので、数字が若干違ってきております。この辺は参考に見ていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明が終わりました。

議案第11号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） ただいま財政健全化計画の説明がありましたけれども、この健全化計画というのは、そうしますと、主なものは、高い利息の起債について繰上償還をなさうということで、それで健全化を図ると、そういった趣旨ということではないのでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） ご指摘のとおりで、財政健全化に関する法律というのは17年にできて、今度、新たにいろいろな指標、たとえば、今ですと実質公債費比率だけが適用になっておりますけれども、来年の決算から、いろいろ赤字比率ですとか、将来債務負担比率、国がそういう足かせをしました。その代わりに、それだけでは厳しくするだけでは市町村も大変だということで、こういう高い利息のものは払うこと、今まではこれは認めなかったわけですね。それを認めるようにして、少し起債のほうも軽減していくと、そういう趣旨があるかと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査の途中ですが、昼食のため午後1時0分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第17号について、企画課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして補足説明いたします。

お手元に議案第17号と右上に四角で囲ってある電子申請システムで取り扱う手続事務（案）というのをお配りしてあると思います。

議案質疑の中でも若干質疑がございまして、今、考えている手続きはどのようなものがあるんだということで、これが、各課に照会いたしまして、今、一覧としてあるものでございます。この条例自体、できる規定でございまして、この条例を設置したから必ずやらなければいけないというものではございませんで、まず当初、この手続きで進めてみようかというのが、この案でございます。

補足につきましては、以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課の説明は終わりました。議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 入札とかのことについては、これとは違うシステムになるんですか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これ、共同で運営しているということで、議案質疑のときにもお答えしましたけれども、入札につきましては電子調達部会というのが、やはりございまして、県下の中で組織しておりまして、そちらのほうで取り扱うことになっております。これとはまた別になります。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本会議でご質問にもお答えしておりますので、特に補足することは

ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、総務課より補足して説明がありまらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それではご説明いたします。

本日、関連といたしまして資料を2つお配りしてございます。1つが、条例の新旧対照表でございます。これにつきましては、本会議の補足説明で、条文の順にご説明いたしましたその内容を新旧対照表にまとめたものでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、もう1枚が育児休業制度の概要ということで、A4の横の1枚の網掛けのある書類でございます。こちらでございます。こちらについて、ちょっとご説明したいと思えます。

左側の2つの欄、育児休業と部分休業の制度は、従来からあったものでございまして、今回の改正で、網掛けになっている部分が改正されております。

それでは、一番右側の欄の新設されました育児短時間勤務の制度について説明いたします。

1番上の欄は、子が小学校就学の始期に達するまでという期間でございます。2番目の勤務形態でございますけれども、一般的な勤務をする職員では、4つのパターンが法律で定められておりまして、育児短時間勤務をするときは、この中から選択することになります。1つ目は、①の月曜日から金曜日までに1日4時間ずつ勤務して、1週間の勤務時間を20時間とする方法、2つ目は、②の月曜日から金曜日までに1日5時間ずつ勤務して1週間の勤務時間を25時間とする方法、3つ目は、③の月曜日から金曜日までのうち2日を休みとして、残り3日を8時間勤務として、1週間の勤務時間を24時間とする方法、4つ目は、月曜日から金曜日までのうち、2日を休んで、残り3日のうち2日を8時間勤務、1日を4時間勤務として、1週間の勤務時間を20時間とする方法でございます。

3番目の給料でございますけれども、1週間当たりの勤務時間数に応じて支給されます。具体的には、その者の級号給に応じた給料月額にその者の1週間の勤務時間を乗じて常勤の職員の勤務時間数40時間で割った金額となります。

4番目の管理職手当ですが、これも給料と同様に勤務時間数に応じて支給されます。

5番目の扶養手当と住居手当でございますが、これは生活関連手当であるために減額されません。

6番目の通勤手当は、通勤回数が月10回未満は半額となります。

7番目の時間外勤務手当でございますが、1日8時間までは割り増しがつかずに、1時間当たりの給料額100分の100で支給されます。

8番目の期末手当は、算定の基礎となる在職期間から勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を除いて計算されます。

9番目の勤勉手当は、勤務時間の短縮分を全部除いた期間で計算されます。

以上の給料及び各手当の取り扱いは、今回改正する育児休業条例第16条で規定をしております。

それから、下から2番目の昇給でございますけれども、これはフルタイムの職員と同様でございます。

一番下に年次休暇についての記載がございます。これにつきましては、今回改正する勤務時間、休暇等に関する条例第13条に規定をしております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この内容はわかったんですが、あとは退職金ですか、退職金、それから年金は、これに準じて変わるということですか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず退職金でございますけれども、ちょっと今資料がございませんので調べたいと思います。

それから年金につきましては休業する期間も個人負担をいたしますので、同じに支給されます。

退職金でございますが、育児短時間勤務をした期間を退職金の計算期間から3分の1分除いて計算されます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 期間ですが、子どもが小学校就学に達するまでとれるとなっておりますけれども、連続してとることが可能かどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 連続してとることは可能でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、今度、それに伴って、任期付短時間勤務職員という方を採用して、育児休業をとった職員の補充に使うということがここに書かれているわけですが、そういった場合に、職員の休みのとり方、いろんなパターンがここに示されていますけれども、その休んでいる時間をこの任期付短時間勤務職員が補充するようになるのか、あるいは一緒に働くこともあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 育児短時間勤務をする職員がいない間を補充する場合だけということが原則になっております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、職員の方がやっている仕事ですけれども、なかなか大変な仕事をやられていると思うんですけれども、急遽採用した職員が、そういった仕事をすぐに代わりに対応することが可能かどうかということについて、こういったような方を採用されるのかどうか。これを見ますと、いろいろな待遇としては職員並みと、多少違う部分もありますけれども、扶養手当、住居手当ですか、これを除けば、同じような待遇だということ書かれておりますが、こういったような補充する人を考えているのかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まだ具体的に検討はしておりませんが、現実としては、直近に退職された方をお願いすることになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、財政課より補足して説明がありましらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、本改正条例につきましては本会議で申し上げましたように、昨年の4月に東京都町田市の都営住宅で発生した暴力団員による発砲立てこもり事件を契機に、国土交通省から公営住宅における暴力団排除の基本方針というものが示されまして、各地方公共団体がこれに呼応しまして条例化を進めているというものでございます。

条例の中身につきましては本会議の中で申し上げましたが、基本的には大きく3本の柱からなっておりまして、新規申し込み、あるいは新規入居時の対応、それをどういった形にするのか、それを条文化してあります。それから、既に入居をしてしまっていて、後から暴力団だと判明した場合の対応、それから3点目が、そういったものに対する、これは市だけではできませんので、警察との協力体制、こういった3点に絞って条例化をしたものでございます。

内容、条文については、さっきも申し上げましたように本会議で条文ごとに説明してございます。

今後の予定でございます。今後の予定といたしましては、この改正案が可決されました後は、施行規則をつくります。規則の一部改正を行います。そして、この対策が円滑に施行できるようにするために、旭警察署との間で協定書を取り交わしたいなということで考えております。今、その準備を進めているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課の説明は終わりました。

議案第27号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これにちょっと関連したことでお尋ねしますけれども、結局、この家賃ですね、家賃がかなり徴収率が悪いんですけれども、これはなぜなのか。一般の不動産業者が結局契約した中でやっていますのは、ほとんど家賃を徴収しているんですよね。そういう中で、幾ら低所得者といえども、なぜ徴収率が悪いのか。そういう中で、当然、保証人か何かついていると思うんですよね。そういう中でどういうふうに対応しているのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 家賃の関係で、ちょっと今細かい資料は持っておりませんが、これは昨年の9月の議会、決算のときにもご質問がありまして、ご説明をしたのですが、とにかく市営住宅、今、415戸あるんですけれども、政策空き家を除きますと380戸くらいは常に入っているわけなんですけれども、とにかく、そのときにも申し上げましたけれども、課税所得ゼロの方が入っている、80%。それは、いい悪いと言っているのではないんですけれども、とにかく対象が低所得者でそもそもあるということで、非常に滞納しがちな条件があるというのは1つでございます。

それから、徴収率も年々低くなっていて困っているんですけれども、保証人等にもやはり働きかけておりますし、最近の件では、よく借りて、少しどこかへ行ってしまっていないとか、そういうものもあります。そういうのは調査しまして、そういう方にはすぐ明け渡し請求をして、出てくださいというようなことで、このところ何件かそういう事態もやっております。

本当に家賃は安いんですよね。一番下だと2,000円から3,000円、一番上だと1万5,000円くらい。安いんですけれども、とにかく入っている方が所得が安定しない方が多いということで、そういう状況ですので、その辺については、できるだけとることに努力するということがしか申し上げられないので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 幾ら低所得者といえども、やはり生活保護基準まではいかないでしょうから、当然もらえると思うんですよね。それと同時に、それならなぜ、保証人ですか、しっかりした人を保証人からとれるような保証人ですね、そういう人をつけさせて、それで、やはり徴収するのが義務だと思うんですが、どうでしょうか、その辺は。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それは、まさに委員のご指摘のとおりでございます、あらゆる方面から働きかけて努力していきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、総務課より補足して説明がありましらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 特にご説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 議案第34号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第34号の質疑は終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本日、資料といたしまして旭市津波ハザードマップをお配りしてご

ざいます。これは千葉県が実施いたしました延宝地震、元禄地震のシミュレーションによる津波浸水予測図に基づいたものでございまして、海岸地帯にお配りする予定でございます。

あと、ホームページにも掲載する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 財政課から1点ご報告を申し上げます。

お手元のほうに公債費負担適正化計画という表紙がついたものがお配りしてあると思いますので、こちらのほうをご覧くださいと思います。

この公債費負担適正化計画、1枚めくっていただきますと、計画の趣旨が書いてございます。19年度で、先ほど来、ちょっと出ましたけれども、実質公債費比率が18%超えて、起債が協議団体から許可団体となったことは既にご承知のことと思いますけれども、これらによりまして、今後どうするんだと、どういう形で適正化を図っていくんだという形のもの、取り組みについて定めたものでございます。

計画の期間、2番でございます。平成19年度から29年度までの11年間ということで、これは、この前、高橋委員から本会議でもございまして、本来7年間でないのかというお話でしたけれども、これは、やはり、自治省の通知の中にございまして、各地方公共団体の事情に応じて、これを超えて別の期間で定めることも差し支えないというような通知があるものでございます。要するに、公債費比率が18%を下回るまでの間の予定ということで、たまたま私のほうで推計したものでは、平成29年に下がるということで、その間の11年間ということになりました。

3番目、公債費負担の現状でございますけれども、これはもう何回も出ておりますけれども、制度改正で実質公債費比率というものが公に公表されるようになったということで、その辺のところを書いてございます。

大きな実質公債費比率が高くなっている要因といたしましては、一番下のほうにございますけれども、中央病院の繰出金、要するに繰出金というのは、実際に私どもが何回も言っていますように、中央病院に出している交付税というのは、繰出基準額の45%くらいなんですけれども、ところが、ここで使われる数字は、繰出基準そのものが使われるということで、ちょっと高くなるということでございます。

それから、4番目、今後の適正化の図り方ということでございますけれども、これもやはり中央病院のことなんかも書いてあるんですけれども、では、ほかの形でどういう具合に抑制を図っていくんだということが次の2ページをお願いします。これも1号議案の中でもち

よっとお話ししましたが、合併関連の事業の実施に伴いまして、既往債が終了する一方で合併特例債が当分増加していく。しかしながら、合併特例債については、交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な起債であるということで、これを有効に活用して、反面、地方交付税措置のない市債、これはもう先ほども言いました実質交付税のない市債、これを必要最小限に抑えていく。なぜこういうことを申し上げますかという、後でまた算式が出ますけれども、地方交付税の参入分については、それぞれ分母分子から控除されるということです、そこでもやはり数値的にも有利だということですね。交付税の参入のないものはそのまま数字があらわれるという形でございます。

②番、繰上償還の実施ということ、これもさっき補正の予算の議案の中で言いましたけれども、3か年間、公的資金の繰り上げが認められるということで、こういったものを活用して、高い金利のものを返していけば金利負担が下がる。

それから③としましては、公営企業会計で繰出金の見直しということで、水道事業会計については、今まで、基準外繰出し、七・八千万円やっていたんですけれども、今年度から、20年度からはこれをやめまして、一般会計出資債のほうはあるんですけれども、そういった公債費といいながらも、こういった繰出金までも公債費の中身に入るとということで、ひとつ認識をいただきたいと思います。

それから、5番の実質公債費負担の見込みでございますけれども、一番目に書いてあるのは27年度までは合併特例債が出てくるよと、増加傾向にあると。しかし、28年くらいから償還が始まってだんだん減っていくよと。2番目の公営企業に要する経費の財源でございますけれども、これは病院事業、やはり20年度から24年度にかけまして再整備がありますので、その分は上がりますけれども、既存の起債については終了、あるいは減少していくということで、やはり28年くらいからは減少にいくのかなということで考えております。

それから、3番目の一部事務組合の起こした地方債に当てたと認められる補助金、負担金、これは東総広域水道企業団というのがあるんですけれども、これは今のところ、既往の起債分だけですので、だんだん減少していくのかなと。

次の3ページでございますけれども、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、こういったものも公債費の仲間として数値的にとらえられるわけなんですけれども、国営大利根用水農業水利事業負担金、こういったものが終了していく。それから、まんざい保育所用地、それから上永井園地用地取得事業、これは旧町で千葉県の土地開発公社に取得を依頼して、その償還金を前年払っているわけなんですけれども、そういったものもだんだん減少していくんだ

ということですね。

こういったことで推計しますと、別の資料に出るんですけども、一応、ピークといいますか、将来推計をしたところ、平成24年度で最大20.3%くらいになるのかなということで推計してます。その推計の表が次のページでございます。いろいろ数字があるんですけども、公債費に充てた一般財源、それから1番から7番までが公債費の仲間としてとらえられる数字でございます。この数字が分子になるわけですね。一番分母になるのは、10番の標準財政規模ということで、これは交付税上の標準財政規模と臨時財政対策債、これは交付税の仲間と同じだといいましたけれども、それを足した額が分母になります。そこから、8番、9番というのは交付税で参入される額、当年度の元利償還金の中で交付税で参入される額、これ2つあわせたものですね。これらは分母、それから、分子から、両方から控除して数値を出す。出したものが11番でございます、単年度ですね。それから実際に公式に数字として使われるものは3か年平均ということで、その下ですね、11番ダッシュがついておりますけれども、これが18年度で18.5%となっております、ピークが24年度の20.3%。これにつきましては県の市町村課のほうで検収を受けまして、これが認められまして本年度の起債の許可、最終的には2月中旬に許可されてきたということです。

一番最後のページに算式をつけてございますので、参考にご覧をいただきたいと思います。
以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） お手元に旭市コミュニティバス運行時刻表ということで、20年4月1日改正版というのをお配りしてございます。これにつきましては、全員協議会をやった時点ではまだ完全にバス停は決定していなかったんですけども、決定いたしまして、このように時刻を設定させていただきました。

この案内につきましては、3月19日付で新聞折り込みをしたい、そのように考えております。内容につきましては、中をご覧いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成20年度の市税の改正についてですが、現在、国会で地方税法等の一部を改正する法律案が審議中ということで、年度末が予定されますので、その法律の公報を待つて専決処分したいというふうに考えております。

市民のほうに一番かかわりの深い住民税の関係の改正の内容2点について、ご説明いたし

ます。

1つは、住宅ローン控除に係る減額調整措置です。これについては、予算のほうで減額措置を見込んでおります。これについては、本人の申請に基づく税額の控除ですので、本人が知らなくて申請漏れがないように、申告を終了次第、個人通知を差し上げるように予定しております。

次に2点目は、税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置が行われます。これは、たとえば平成18年分が所得税が課税されている方で、退職などの理由によりまして、平成19年分の所得が大きく下がるということで、所得税が課税されない場合、これは税源移譲でもって不利益になりますので、こういう方については歳出予算のほうから還付ということで、これについては、まだ申告が終わりませんので、把握され次第、個人通知をしたい。申請期間は、7月1日から1か月間。この予算措置については9月補正予算を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐 久 間 茂 樹